

事務監査請求に係る個別外部監査の結果報告書

千葉市個別外部監査人

公認会計士 鈴木啓之

事務監査請求に基づく監査について

1 個別外部監査の事務監査請求について

事務監査請求は地方自治法第75条第1項の規定により、選挙権を有するものの総数の50分の1以上の連署をもって監査委員に対して監査請求をすることができる制度であるが、併せて同法第252条の39第1項の規定により特例として条例により定めがある場合には監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることが出来るとされている。

本報告書は、平成17年1月11日付けで有効署名総数22,091人をもって提出された事務監査請求に対する同法第252条の39第12項の規定による監査の結果に関する報告である。

2 事務監査請求の要旨(原文のとおり)

1. 請求の要旨

(1) 2004年1月に発覚した花沢三郎県議の税滞納・免除問題に端を発した、市税の不正でかつ不透明な徴税事務に対する市民の不信は未だ払拭されないままである。

地方税法第15条の7の規定があるにもかかわらず、地方税法に基づかない徴税免除制度「特別処分」を市が秘密裏に長年にわたり設け、花沢県議の税免除も「特別処分」とすることで不正発覚を防ごうとしていたこと、滞納された税金が時効などで回収できなくなる「不納欠損処理」額が過去4年間(1999年～2002年)で倍増(約7億円→約14億円)していると報じられている(毎日新聞04年1月27日朝刊)。

(2) 公正な徴税事務の遂行と市政全体の信頼を回復するために、「特別処分」が導入された経緯を含め、「特別処分」「不納欠損処理」の合規性(適法性と正当性)と市税滞納整理事務の実効性(効率性と的確性)について、市は市民に対し早急に説明責任を果たす義務がある。しかし、市の内部調査、議会審議によってもそれらは未だ不透明であり説明責任が果たされてはおらず、市の自浄能力と危機意識の欠如を指摘せざるを得ない。

(3) 元市納税管理課長らの裁判では、「特別処分」で「免除した滞納税は不納欠損額として計上した」とする市と「免除した滞納税を不納欠損額から除外した」とする検察側と見解が食い違ったままであり、また市から特別処分の報告を受けた総務省は「地方税法の趣旨から逸脱して不適切。税務の公平性の点でも問題」と表明したと報道されている。

(4) そこで、以下のテーマ、対象期間について個別外部監査契約に基づく監査を求めるものである。

① 監査テーマ

市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について

② 監査対象期間

1999年度から2003年度（但し必要に応じ、2004年度に拡大及びさらに過年度に遡及）

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

(1) 2004年9月に作成された「特別処分関係調査書」（千葉県財政局税務部、本文A4-5枚）内容は、以下の点で不十分であり、市民の信頼を担保する上でも第三者の専門家による監査が必要である。

① 不正、不透明な事務を遂行してきた財政局税務部による調査によるもので信頼性が担保されていないこと

② 「特別処分」導入の経緯や目的が明らかにされていないこと

③ 2000年度（平成12年度）以前の文書不存在と1998年度（平成10年度）以前の滞納オンラインシステム上のデータの不存在を理由に1992年より導入されたという特別処分の運用実態全体について検討した様子が見えないこと

④ 事務処理決定及び決裁の手続き、判断の基準及びその妥当性について説明責任が果たされていないこと

(2) 平成16年4月1日から6月30日まで、財政局税務部を対象に「納期限を経過した市税の取り扱いに関する事務の執行について」をテーマに監査委員による行政監査がおこなわれた。監査報告書によれば、滞納者の実態調査や調書内容の不適切さ、一部の延滞金の時効発生、減免承認理由の不明確さなどが指摘され、現況の滞納整理事務の不十分さが明らかにされている。しかし、この内部監査では、全体かつ過去に遡った監査は行なわれてはおらず、現況の滞納整理事務のシステム監査まで踏み込んで行なわれてはいない。

(3) こうした内部調査や内部監査において不足している部分を補い、市における監査の実効性を確保すること、行政外部の独立した立場から「適法性」（合法性）と「相当性」（経済性、有効性、公平性、透明性など）の面から監査し、徴税事務に対する市民の信頼性を確保することが、個別外部監査契約に基づく監査を求める理由である。

3. 請求代表者

（略）

上記のとおり地方自治法第75条第1項の規定により事務の監査を請求いたします。併せて、同法第252条の39第1項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

3. 監査の概要

(1) 監査の主眼と背景

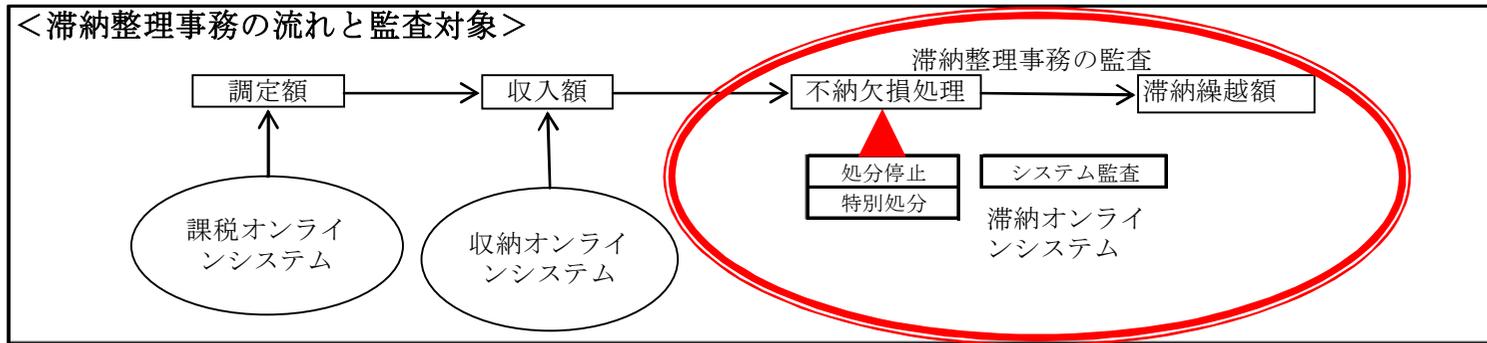
個別外部監査請求の対象は、1999年（平成11年度）から2003年（平成15年度）（但し、必要に応じて2004年（平成16年度）に拡大及びさらに過年度に遡及）である。個別外部監査は千葉市において今回初めて実施される監査である。

今回の外部監査は、下記のように平成11年度から16年度まで、税込たる調定額が減少する傾向の中で、100億円を超える滞納繰越額があり、しかも平成11年度には7億円であった不納欠損額が平成16年度には16億円に達し、14年度には不正入力による滞納繰越額の抹消という予想もしない不正アクセスが発覚した。このような背景の元で、内部調査や内部監査において不足している部分を補い、独立した外部の専門家としての視点で滞納整理事務を管理する滞納オンラインシステムのシステム監査まで踏み込んで、システムのセキュリティは十分か、特別処分の実態はどのようなものであったか、増加する不納欠損処理額は安易に承認されていないか、不正操作等によって収められるべき税金が消去されていないか、滞納繰越額の管理に問題はないか等に主眼を置いて滞納整理事務についての監査を実施した。滞納整理事務の流れと監査対象を図にすると次のようになる。

（単位：千円）

年度	調定額	滞納繰越額	不納欠損額
11年度	187,046,375	13,191,486	736,459
12年度	182,644,647	12,566,559	1,011,214
13年度	182,060,561	12,352,703	1,161,834
14年度	179,271,649	11,578,483	1,464,268
15年度	172,246,641	11,655,865	1,174,124
16年度	169,739,733	11,185,291	1,642,377

税務統計平成17年度版より



注)滞納整理事務は、滞納になった租税を適正に処理するもので、納税者が納税期限までに市税を納付しないとき滞納額となり、滞納オンラインシステムで管理していく。

(2) 監査手続の制約

滞納整理事務の監査は、①年度ごとの滞納繰越額や不納欠損処理の個別明細（またはデータ）があり、またこれらを分類した集計表（またはデータ）がある、②滞納額の徴収や不納欠損処理を記録した帳簿（またはデータ）がある、③取引の裏づけとなる決裁書や証憑書類が整備されていることによって、効率的に実施できる。

たとえば15年度の滞納額の増減は

- a) まず14年度から繰り越されてくる14年度末の滞納繰越額がある。
- b) 15年度にその一部が徴収される。
- c) さらに、前年以前の徴税額が修正申告等により若干の修正が加わる。
- d) さらに、15年度分の新たに発生した現年滞納額が加わり、これから
- e) 15年度に回収不能として不納欠損処理された額を差し引いたものが
- f) 15年度末の滞納繰越額となる。

これを式で表すと、下記のようなになる。

滞納額の増減

a)	14年度末滞納繰越額
－	b) 15年度滞納徴収額
±	c) 15年度修正額（15年度に修正申告等により修正された過年度徴収等）
＋	d) 15年度分現年滞納額（＝15年度分現年調定－15年度分現年収入額）
－	e) 15年度不納欠損額
＝	f) 15年度末滞納繰越額

今回の監査は平成 11 年度から 15 年度までにおけるこの a) から f) のような滞納残高の増減にかかわる事務処理すなわち滞納整理事務が、適法（合法）かつ相当（経済性・有効性・公平性・透明性など）の視点で監査することにある。

しかし、監査していく過程で、「各年度の滞納繰越額の個別残高明細がなく、またデータも保存されていない。各年度の現年滞納額の個別内訳明細がなく、またデータも保存されていない。不納欠損額の個別内訳明細もなく、またデータも保存されていない。さらに滞納オンラインシステムは取引データから各年度の滞納繰越額の個別明細や不納欠損額の個別明細を復元できるシステムにもなっていない。」等々の事実が判明してきた。

こうした事実は、滞納事務を管理する滞納オンラインシステムが「現在ある滞納残高をしっかりと管理していればよい」という発想のもとで作られていること及び「滞納整理事務の帳簿及びシステム等の専門家による監査が行われていなかった」ことに起因している。具体的には現状のシステムでは、15 年度以前にあった個人 A の滞納額が 16 年度に徴収又は欠損処理された場合、滞納繰越データが遡ってすべて消去されてしまう結果、15 年度末の滞納繰越額から消えてしまうシステムであり、しかも、もしこのような（取引ごとに過去のデータを更新抹消してしまうような）システムならば、15 年度末において 15 年度の滞納繰越額を帳簿として打ち出したもの、

又はデータとしてシステム内に保存したものがなければならないがそうした保存もなかった。

また、過年度の不納欠損額も金額の合計表はあっても個別の明細はなく、現状のシステムでは過年度の個別明細を滞納オンラインシステムから簡単に出すことはできず、別途プログラムを組んでかなりの時間と労力をかけて抽出しなければならないような状況である。

したがって、「監査対象期間は1999年（平成11年度）から2003年（平成15年度）（但し、必要に応じて2004年（平成16年度）に拡大及びさらに過年度に遡及）」として監査を実施することは、容易なことではない。しかし、そうした制約の中で、できうる限りの監査手続を実施した。また、監査テーマは「市税の徴収事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」となっているが、「事務監査請求の要旨」と「監査委員の監査請求に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」の主旨に基づいて監査することとした。

(3) 監査報告書の主な構成

第1部は、システム監査の専門家によって滞納整理事務の情報セキュリティ上の問題点を中心に、特別処分のシステム監査を含んだ「滞納整理事務情報システムの監査報告書」を作成し、第2部は、公認会計士を中心に滞納整理事務における会計上の問題点、特別処分、不納欠損処理と不納欠損処理に先立つ処分停止、滞納整理事務と滞納繰越額の管理について、合規性、「適法性」、「相当性」等の観点から監査した「滞納整理事務の監査報告書」を作成した。

なお、本報告書は個人情報保護法の規制および情報システムのセキュリティに配慮して作成している。

(4) 監査対象部署

総務局 総務部 情報システム課

財政局 税務部 納税管理課

区役所 中央・花見川・稲毛・若葉・緑・美浜の各区役所納税課

(5) 監査実施期間

平成17年3月22日から平成18年3月30日まで

(6) 監査実績

個別外部監査人 729 時間 補助者 1,186 時間 合計 1,915 時間

(7) 外部監査人及び補助者

個別外部監査人	公認会計士	鈴木 啓之
補助者	公認会計士	稲岡 裕之
	公認会計士	佐藤 裕子
	公認会計士	草深 文理
	公認会計士	畑 正一郎
	システム監査技術者・公認情報セキュリティ監査人 (CISM)	河端 宇一郎
	システム監査技術者	松永 寿生
	公認情報システム監査人 (CISA)	正木 享
	公認情報システム監査人 (CISA)	吉住 英之
		富樫 健

(8) 利害関係

個別外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

滞納整理事務情報システムの監査報告書

目次

1. 全般統制	1
(1) セキュリティ管理体制の構築状況	1
(改善すべき事項)	1
(2) IT 部門内の職務分離	2
(改善すべき事項)	3
(3) 外部委託先の管理	4
(4) 論理的なアクセスコントロール (内部利用)	5
(改善すべき事項)	6
(5) 物理的なアクセスコントロール	7
(改善すべき事項)	7
(6) プログラム等の変更管理	9
(7) 障害管理	11
(8) バックアップ管理	13
(改善すべき事項)	13
(検討すべき事項)	14
2. アプリケーション統制	15
(1) 入力時のコントロール	15
(重要な指摘事項)	15
(2) システム間インターフェイスのコントロール	17
(3) 処理時のコントロール	18
(改善すべき事項)	18
(4) 出力情報 (画面、帳票等) のコントロール	19
(5) 特別承認機能 (例外処置) 使用時のコントロール	20

(6) 異常値検知機能の組み込み（モニタリング機能）	21
（検討すべき事項）	21
(7) 監査証跡（操作記録）の確保	22
(8) 現存する証跡（操作記録）の調査等（特別処分のシステム監査）	23
3. 出力情報の管理	24
(1) 情報システム課からの出力リストの受け取り	24
（改善すべき事項）	24
(2) 出力リスト及び関連資料の保管等に関するルール・規程類	25
（改善すべき事項）	26
(3) 出力リスト及び関連資料の保管状況	27
(4) 出力リスト及び関連資料の廃棄状況	29
(5) 区役所への出力リスト類の引き渡し	30
(6) オンラインシステム利用に係わる管理	31
（改善すべき事項）	31

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
<p>1. 全般統制</p> <p>(1) セキュリティ管理体制の構築状況</p>	<p>組織全体のセキュリティの規程類が適切に策定され、周知徹底されているか。</p>	<p>□ 情報セキュリティ対策の体系は、上位から千葉市情報セキュリティ対策基本方針、千葉市情報セキュリティ対策基準からなる情報セキュリティポリシーと、実施手順から構成される3層構造となっている。</p> <p>千葉市情報セキュリティ対策基本方針、千葉市情報セキュリティ対策基準については、IT推進本部が策定しており、千葉市情報セキュリティ対策基本方針は平成14年11月1日付、千葉市情報セキュリティ対策基準は平成14年12月1日付で施行されている。</p> <p>しかし、実施手順については、情報システムごとに所管局長等が策定することになっているが、税関係（課税オンラインシステム、収納オンラインシステム及び滞納オンラインシステム）についての実施手順は関係部局において作成途上であり、作成完了には至っていない。なお、税関係（課税オンラインシステム、収納オンラインシステム及び滞納オンラインシステム）についての業務上の情報セキュリティ対策は、情報セキュリティポリシーに準拠するよう周知している。</p> <p>課税オンラインシステム、収納オンラインシステム及び滞納オンラインシステムについて、実務として、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために必要な事項が明確にされないことになり、千葉市として、統一した情報セキュリティポリシーとの齟齬が生じる可能性がある。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>千葉市の情報セキュリティ対策の体系については平成14年度に定められ、実施手順書については、平成14年度12月1日より順次施行する計画であった。また、平成16年10月の外部によるセキュリティ監査で指摘されている経緯もあることより、課税オンラインシステム、収納オンラインシステム及び滞納オンラインシステムに関して、早期に、千葉市情報セキュリティ対策基準に準拠した実施手順を完成させることが必要である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(2) IT 部門内の職務分離	IT 部門内の組織が適切に職務分離され牽制機能が働いているか。	<p>□ 課税オンラインシステム、収納オンラインシステム及び滞納オンラインシステムのシステム運用は、総務局総務部情報システム課（以下、情報システム課という）が行っており、次の通り情報システム課内の職務は明確に定められ、千葉市電子計算事務概要（平成 17 年度版）に文書化されている。なお、所管課との調整、資産管理、予算管理及び意思決定などを除き、次年度より、情報システムの開発・維持運用に関する業務を全面的に外部委託する予定である。</p> <p>① 情報システム課は、管理班、ネットワーク班、業務調整班で構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理班 情報システム課の庶務、施設、設備管理など。 ・ネットワーク班 庁内ネットワーク（CHAINS）、基幹ネットワークの維持管理など。 ・業務調整班 住記・税・国保・介護・福祉・財務等の情報システムの開発及び維持管理、情報システムの資産管理、外部委託業務の管理など。 <p>② 情報システムの開発及び維持は、業務調整班が担当しており、当該班の構成は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員 当該班の統制、所管課との調整、予算管理。 ・維持担当 SE（外部委託） 本番環境の管理、障害対応など。 ・開発担当 SE（外部委託） システム変更など。 ・オペレータ（派遣社員） ・ネットワーク監視（外部委託） ・データエントリ（外部委託）

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p>□ 住記・税・国保・介護・福祉等の情報システムが稼動するコンピュータは、1つのハードウェアを論理的に分割して、本番環境と維持環境（維持管理用、長期テスト用など複数）を分離している。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>監査時点において、一部の開発担当 SE（外部委託）が本番環境にアクセスできる権限を持っており、障害時の緊急対応におけるプログラム変更やプログラムの本番移行などを行っていた。このため不当なプログラム変更によるデータ改ざん・消去、データ漏洩に対する統制が弱い状況にあると指摘した。</p> <p>なお、上記、指摘の対応として、平成 18 年 2 月 6 日付で、開発担当 SE の本番環境へのアクセス権限の削除が行われ、これに関連して、アクセス権限の付与ルールに関して見直しを行い、その結果を「住民情報系システム用ホストコンピュータの AIF ユーザ ID の管理方法について（平成 18 年 2 月 7 日付）」に文書化した。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(3) 外部委託先の管理	不正等を防止・検知する観点から、外部委託先の管理が適切に行われているか。	<input type="checkbox"/> 契約内容 システム開発、システム維持管理、システム運用管理の各業務に関しては、一部外部委託を実施している。外部委託先とは契約書（住民情報系システム維持管理業務委託契約書）に機密保持、再委託の禁止に関する条項を設けている。また、個人毎に、機密保持に関する誓約書を提出させている。 <input type="checkbox"/> 報告体制 外部委託先から、業務内容等を記載した保守サービス実施報告書が毎月情報システム課に提出されている。また、外部委託先内のセキュリティ教育の計画・実績が情報システム課に報告されている。 (改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項は無い。

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(4) 論理的なアクセスコントロール（内部利用）	<p>システムにアクセスできる端末からのアクセスコントロールが、不正等を防止するために適切であるか。</p> <p>① オンラインシステム利用者へのアクセスコントロール。</p> <p>② システム開発者へのアクセスコントロール。</p> <p>③ システム運用者へのアクセスコントロール。</p>	<p>□ オンライン利用者へのアクセスコントロールはアプリケーション統制にて調査を実施する。</p> <p>□ 情報システム課職員及び外部委託先の SE（システム開発者、システム維持管理者、システム運用者）は、TSS 端末（システム開発者、システム維持管理者等が使用する端末）を利用してホストコンピュータにアクセスする。TSS のユーザ ID は管理者への申請によって付与され、パスワードは管理者より貸与者へ、直接伝えられている。TSS のユーザ ID 及びその貸与者等については、AIF ユーザ管理台帳において管理されている。なお、TSS 端末として活用される PC は、指紋によるユーザ認証の仕組みが導入されている。</p> <p>次の通り、現在セキュリティツールが導入されていないことを主因とし、パスワード設定、重要システム、ファイル等へのアクセス権限等に問題が生じている。</p> <p>① パスワード設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードを自ら設定する機能がなく、管理者から担当者へパスワードが伝えられている。 ・ パスワードを強制的に変更する仕組みがない。 ・ パスワードが容易に類推されないような体系であることをチェックする機能はない。 ・ 一定時間以上使用されていない端末へのセキュリティ機能（画面のロック等）はない。 ・ ログオンプロセスを一定回数以上失敗した場合のロックアウト機能（ID の失効、警告等）はない。 ・ ID、パスワードが記載されているプロファイルのソースコード（定義文）がホストコンピュータ上（本番環境）で参照可能である。 <p>② 重要システム、ファイル等へのアクセス権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本番環境内でのアクセス権限設定ができないため、本番環境上の全てのシステム、ファイル等の参照・更新まで可能となっている（重要ファイルの破壊、改ざん、漏えいのリ

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p>スク)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ログが取得されていないため、本番環境へのアクセスのレビューが行えない（不正・誤処理等の検知ができない、あるいは遅くなるリスク）。 <p>(改善すべき事項)</p> <p>平成18年6月を目処にセキュリティツールの導入作業が計画・進行している。これにより、セキュリティ施策を実現する技術的基盤が確立すると思料する。なお、実効性のあるセキュリティ対策とするため次の対応を実施する必要がある。</p> <p>① パスワードについては、次のようなパスワードポリシーを確立させ、それに基づいてセキュリティツールを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者によるパスワード変更。 ・ パスワードの有効期限と強制的変更。 ・ パスワードが容易に類推されない体系（桁数、英数字大小文字の混合など）のチェック。 ・ 一定時間以上使用されていない端末のロック。 ・ ログオンプロセスを一定回数以上失敗した場合のロックアウト機能（IDの失効、警告等）。 <p>② 各ファイルの重要性、機密性を精査してアクセス権限を設定する。</p> <p>③ セキュリティツールの導入に先立ち、セキュリティ強化策の必要性と遵守手順等について研修等を通じて周知徹底させる。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(5) 物理的なアクセスコントロール	<p>ホストコンピュータ等の主要情報機器への物理的なアクセスコントロールが適切であるか。</p> <p>① 入退館管理。</p> <p>② 重要室（コンピュータ室等）の入退室管理。</p> <p>③ 重要機器の設置状況。</p>	<p>□ 情報システム課が管理する室への入退管理に関する手続き、手順が明確に定められ、情報システム課所管の室における入退室管理基準（平成16年6月4日版）に文書化されている。</p> <p>□ 情報システム課室、情報システム課室内の庁内ネットワークサーバ室、住記・税・国保・介護・福祉・財務等のコンピュータ室は、IDカードによる入退管理システムが導入されており、入退室の結果は、入退管理システムに記録される。</p> <p>IDカードは、IDカード交付申請書に基づき、情報システム課管理班が発行し、入退管理システムの登録を行っている。IDカード交付申請書と入退管理システムに登録されている内容との照合チェックは年1回行っている。</p> <p>一時貸与用のIDカードを用意している。一時貸与用のIDカードは、一時使用IDカード交付申請書に基づき、1日のみの作業のために入室するCEなどに貸与している。また、別途、一時使用IDカード管理記録簿にて貸与、返却の管理を行っている。</p> <p>IDカードを保有しない第三者が情報システム課及びコンピュータ室に入室する場合、その事実を手書きの入退室記録簿に記録しており、第三者の作業に際しては、情報システム課の職員が常に同行している。</p> <p>□ 重要室の扉に入退管理システムが設置されていない箇所が一部ある。これらの扉は日常使用しないものであり、常時施錠の状態である。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>監査時点において、入退管理システムが設置されていない扉を使用した入退室、及びその鍵の貸与・返却の事実が記録されていなかった（なお、扉の物理鍵については、情報システム課管理班が管理している）。このため当該扉から入退室した場合には、在室者を特定することができない。万一、セキュリティ事故が発生した場合、“何時”、“誰が”コンピュータ室に在室していたか調査することができないことを指摘した。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p>なお、上記、指摘の対応として、平成18年1月27日より、次の改善が実施された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 物理鍵を利用して重要室に入退室する場合のルールを、「情報システム課で管理している鍵の貸出等の運用方法について（平成18年1月27日付）」として文書化した。 ② 平成18年1月27日より、物理鍵の貸与及び返却の事実を情報システム課管理鍵貸出記録簿に記録する運用を開始した。 ③ 物理鍵の保管状況を確認した結果を情報システム課管理鍵保管状況確認表に記録する運用を開始した。 <p>将来的には、入退室管理を的確かつ効率的に行うため、入退管理システムが設置されていない扉に対しても、同システムを設置することを検討する。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(6) プログラム等の変更管理	<p>プログラム、システム環境等が変更される場合に、適切なコントロールが機能しているか。</p> <p>① 承認されたプログラム等のみが変更される。</p> <p>② 承認され、十分なテストを終了したプログラム等のみが変更される。</p> <p>③ 上記①、②以外のプログラム等が本番登録された場合、速やかに検知される。</p>	<p>□ システム開発及び変更の依頼は、毎年5月末に各所管課がまとめて、一括案件として情報システム課に依頼される。情報システム課が、費用対効果や必要性を検討した上で、所管課に納期などをヒアリングし、維持管理作業スケジュールを立案し、次年度の予算化を実施する。障害対応以外に、前年度に予算化されていないシステム変更を実施することはない。</p> <p>□ 予算化された個々のシステム変更依頼は、所管課がシステム作業依頼書を起票し、情報システム課に依頼される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム作業依頼書に基づき、システム維持環境でシステム変更を実施しており、所管課の依頼に基づかないプログラム変更はない。 ・システム変更結果の確認手順書(テスト仕様書)をシステム維持環境用、本番コピー環境用(確認を長期的に行う場合、本番データでの確認が必要な場合などのみ)、本番移行後確認用を作成する。システム維持環境及び本番コピー環境(必要に応じて)においては、システム変更結果の確認手順書(テスト仕様書)に従い、所管課が立会い確認テストを実施し、結果を記録する。 ・本番移行後、本番環境においては、システム変更結果の確認手順書(テスト仕様書)に従い、所管課が立会い確認テストを実施し、結果を記録する。 ・データベースの記憶領域拡張など、所管課に基づかない作業についてもシステム作業依頼書を作成し、作業経緯、作業結果、確認結果を記録している。 <p>システム変更に関する作業の申請・承認、結果報告・承認は、システム作業依頼書(その1～その3)、情報システム課決裁用紙、テスト仕様書(その1～その3)、システム作業結果確認書(その1～その2)等に記録され、保存されている。</p> <p>□ 課税オンラインシステム、収納オンラインシステム及び滞納オンラインシステムのデータベースに対して、システムツールによりデータメンテナンスを行う例外処理(以下、データ更正という)</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p>が存在する。このデータ更正は、所管課が起票するシステム作業依頼書に基づき、情報システム課が実施している。</p> <p>データ更正の結果は、所管課の立会いの下、更新前後のダンプリスト(*)を出力して照合確認しており、さらに、該当するオンラインシステムの照会画面より正確にデータベースに反映されているかを確認している。その作業記録として、システム作業依頼書と更新前後のダンプリストを保管している。</p> <p>データ更正によるデータメンテナンスの結果は、異動累積データダンプリスト(ジャーナルログ)には反映されないが、システム作業依頼書と更新前後のダンプリストが、データ更正の結果記録として残されることとなる。</p> <p>*「ダンプリスト」: ファイルの中身をそのまま表示して、内容を確認するためのシステム記録。</p> <p>□ 特別処分の導入にかかわるシステム</p> <p>滞納オンラインシステムには、通常処分停止後、時効に関わらず登録年度の不納欠損が行える“特別処分機能”が存在していたが、平成16年2月に機能が削除されている。この“特別処分機能”に関するシステム作業依頼書、システム作業結果確認書などのドキュメントがないことから、初期(平成8年)のシステム機能としては存在していたと推察される。</p> <p>また、初期のシステム企画・設計に関するドキュメントがなく、初期の“特別処分機能”に関するシステム要件の検討経緯、起案者、承認者など不明である。</p> <p>なお、特別処分のシステム監査については「2. アプリケーション統制 (8) 現存する証跡(操作記録)の調査等(特別処分のシステム監査)」を参照のこと。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項は無い。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(7)障害管理	<p>障害が発生した場合の(緊急)対応が、不正等を防止するために適切に行われ、再発防止策が確実に講じられているか。</p> <p>また、障害レベルによって適切に連絡・報告体制が整備されているか。</p>	<p>□ 障害が発生した場合、障害連絡表に発生事象、発生原因、対処、再発防止策を記録しており、障害の発生からクローズまでの管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ侵害のおそれのある障害については、セキュリティ事故対処経過記録簿を作成する(本年度より実施、現在までセキュリティ侵害のおそれのある事象はない)。 ・障害対処については、担当のSE及び職員が対策会議を行い、対応策を情報システム課の課長及び所管課課長の承認を得た後、実施する。 ・障害対処のために、プログラム修正をする場合、所管課がシステム作業依頼書を起票する。基本的にはシステム変更のフローと同じであるが、緊急対応した場合においても、事後でシステム作業依頼書の起票、所管課によるシステム変更結果の確認などに関する記録を残している。 ・オンラインが異常終了した場合、自動監視システムより、コンソールにメッセージとブザーが警報される。オンラインは数秒後に再立ち上げされ、業務への影響度を最小限に留めている。 ・障害対応のために発生する作業(データのリストア、暫定的プログラム変更、根本的プログラム変更など)ごとに、システム作業依頼書を起票しており、それぞれの作業の結果が確認されるまでの記録が残されている。 ・夜間・休日に発生した障害は、自動監視システムより、職員に貸与されている移動体通信端末に連絡される。障害内容はコード化されており、緊急対処が必要な場合、職員が出勤し対応する(必要に応じて職員がSEに連絡する)。 ・利用課(区役所など)で発見された障害は、本庁所管課に連絡され、所管課で一時切り分けを行い、情報システム課に連絡される。直接、区役所から情報システム課に連絡されることはない。 <p>□ 外部委託しているネットワーク監視からの障害連絡は、情報システム課に電話連絡される(夜間・休日はネットワーク班の班長の携帯電話に連絡される)。障害箇所を確認後、情報システム課から利用課へ連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク障害についても、上述した障害管理のフローと同様の管理となる。

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用課の資産であるネットワークの末端の機器から端末までの間で障害が発生した場合、利用課から保守業者に連絡し対処する。 ・上述した事案以外の上流部のネットワーク障害が発生した場合、情報システム課から保守業者に連絡し、対処する。 <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項は無い。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(8)バックアップ管理	障害発生時、災害時等に備え、システム、データ等が適切にバックアップされているか。	<p>□ 障害発生時の復旧（バックアップしたファイルのリストア）のため、システム上のファイルはバックアップされている。</p> <p>バックアップデータは、5世代（1週間分）を保存している（住基ネット関係は6世代）。プログラム、マクロ(*)（本番環境では、JCL(*)はマクロ化している）及びデータベース定義は、ライブラリ管理ツールで50世代保存している。</p> <p>*「マクロ」：特定の操作手順をプログラムとして記述し、自動化する機能。</p> <p>*「JCL」：メインフレームでバッチ処理を行う際に、システムに対して実行する処理(ジョブと呼ばれる)の名前や使用する装置などを伝える言語。</p> <p>□ MT 保管室に保管されているテープのうち、住基ネット関係以外のシステムで使用されるテープは、管理簿が作成されておらず、入出庫が記録されていない（住基ネット関係のテープについては、MT 保管室の耐火金庫に保管されており、管理簿を作成し、入出庫を記録している）。</p> <p>また、テープライブラリ（テープ自動交換ロボット）装置からバーチャルテープ装置に移行して間もなく、旧テープライブラリに装着されていた不要なテープの整理がなされず、MT 保管室内に置かれている。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>テープの保管管理、不要なテープの整理及び廃棄の計画が立案されており、監査時点ではその過渡期であったと思料するが、このような状況は、必要なテープの迅速な出庫、及び紛失・盗難の早期発見ができないことが危惧されるため、早期にMT 保管室に保管が必要となったテープ（廃棄予定のテープも含む）については、管理簿によって入出庫を記録し、さらに、管理簿と保管されているテープの照合チェックを定期的に行う必要がある。</p> <p>なお、テープの保管管理、不要なテープの整理及び廃棄に関しては、平成17年度中に実施する予定であると報告を受けている。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p>(検討すべき事項)</p> <p>災害発生時に備え、別地のデータセンタに災害対策用のコンピュータ資源を確保する前提で検討を進めている。しかしながら、現時点で、別地のデータセンタに復旧用のコンピュータ資源が確保できる契約は締結されておらず、大規模な災害が発生した場合、長期間に渡ってコンピュータシステムの稼動を前提とした業務が停止するおそれがある。</p> <p>千葉市の業務システム停止期間からの想定損失額の見積が非常に困難であるため、必要不可欠な費用が算出できないことから、最適な投資額と明確な費用対効果を導き出すことができない。災害発生時の対応については、今後の課題として認識されている。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
<p>2. アプリケーション統制</p> <p>(1) 入力時のコントロール</p>	<p>主として滞納オンラインシステムへの入力(滞納登録、滞納処分)において、適切なコントロールが働いているか。</p> <p>① 正当な入力者が識別・認証され、予め設定されている権限において入力が行われている(アプリケーションシステム内のアクセスコントロール)。</p> <p>② 正当な情報に基づいて入力が行われている。</p> <p>③ 正当な業務ルールに準拠し、しかるべき承認の下で入力が行われている(牽制機能の確保)。</p> <p>④ 入力すべき情報に漏れ重複がない。</p> <p>⑤ 入力すべき内容に誤り等がないことがレ</p>	<p>□ オンラインシステムのアクセスコントロールは、ID 及びパスワードにより管理されている。入庁・異動等によって職員がアプリケーションシステムの新規ユーザとなった場合、所管課から納税管理課を経由して情報システム課に、ユーザ登録申請が行われる。パスワードは、利用者から暗証番号登録依頼により、情報システム課に付与申請が行われる。なお、パスワード変更についても利用者からの暗証番号登録依頼によって情報システム課が変更を行っている。</p> <p>しかし、次のようなパスワード管理に不備があるため、パスワードの漏洩、類推等による“なりすまし”が生じ易い状況となっている。万一“なりすまし”による不当なシステム操作が行われた場合には、税に関する不正、個人情報の紛失・盗難などのおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスワードを自ら設定する機能がなく、職員が情報システム課に暗証番号登録依頼を提出する。この暗証番号登録依頼においては、押印以外に本人確認をしていないため、なりすましによるパスワード変更(不正利用につながる)が可能である。 ・パスワードを強制的に変更する仕組みがない。 ・パスワードが容易に類推されないような体系であることをチェックする機能がない。 ・一定時間以上使用されていない端末へのセキュリティ機能(画面のロック等)がない。 ・ログオンプロセスを一定回数以上失敗した場合のセキュリティ機能(IDの失効、警告等)がない。 <p>(重要な指摘事項)</p> <p>“なりすまし”による不正なシステム利用のリスクを低減するために、オンラインシステムに的確なパスワード管理を行えるシステム機能を追加する必要がある。</p> <p>なお、これについては、平成18年度中の改修・実装に向けて予算要求中である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
	<p>ビューされている。</p> <p>⑥ エラー発生時にその情報が補足され、モニタリングされている。</p>	

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
<p>(2) システム間インターフェイスのコントロール</p>	<p>システム間の情報インターフェイスの完全性(適切なタイミングで漏れ・重複がない、誤りがなく授受される)が担保されているか。</p> <p><例></p> <p>① 課税オンラインシステムから収納オンラインシステム(賦課状況)。</p> <p>② 収納オンラインシステムから滞納オンラインシステム(未納情報)。</p> <p>③ 滞納オンラインシステムから収納オンラインシステム(時効日の変更)。</p>	<p>□ 滞納オンラインシステムは、収納オンラインシステムから未納情報を取得し、同システムへ時効日の変更情報(再計算が必要であること)を渡している。</p> <p>□ 未納情報のインターフェイス(収納オンラインシステムから滞納オンラインシステムへのデータ受け渡し)はバッチ処理(*)で行われている。バッチ処理プログラムが正常に稼動する前提で処理が正常に終了すれば(あるいは障害が起きても正しく復旧されれば)インターフェイスにおけるインテグリティ(網羅性、正確性)は維持される。</p> <p>*「バッチ処理」:一定期間(もしくは一定量)データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。または、複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式。</p> <p>□ 時効日の変更(再計算)は、滞納オンラインシステムのプログラムが(収納オンラインシステムが管理する)データベースへオンライン(リアルタイム)で更新を行う。オンラインシステムのプログラムは、複数データベースを更新する際に、物理的な更新を行うコマンド(命令)を当該プログラムの最終(End Of Transaction)で行うことになっている。このプログラムロジックであれば、データベース間に不整合を発生させることはなく、(オンラインプログラムが正常に稼動する前提で)インテグリティは維持される。</p> <p>□ 課税オンラインシステムから収納オンラインシステムへ賦課状況をバッチ処理でインターフェイスしている。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項は無い。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(3) 処理時のコントロール	<p>正当な業務ルールに基づいて正確な処理が行われているか。</p> <p>① 関連する法規、内部の承認されたルール等に準拠した処理内容となっている。</p> <p>② 例外的な処理は、適切な承認の下に組み込まれている。</p>	<p>□ 滞納処理は、滞納整理事務マニュアルに基づいて行われることになっており、滞納オンラインシステムも当マニュアルと整合することが求められる。当マニュアル自体はシステム要件までは触れていないが、滞納オンラインシステム構築時に、所管課である納税管理課がシステム処理の準拠性、正確性を確認している。</p> <p>□ 処分停止をシステム入力する場合、起案（申請）入力→承認（決定）入力が行われる。起案書（の ID）と承認者（の ID）は異なっている必要がある。処分停止については、不正・誤謬の防御、早期検知のため次のコントロールを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日に更新リストが納税管理課に提供される。 ・毎月、入力を行った区に、処分停止承認済者名簿等が出力され、担当者、係長、課長補佐及び課税・納税課長による二重照合を行っている。二重照合はマニュアルに記載されている。 ・組織上は検証者と位置付けられている課長もシステム的には起案入力が可能である。 <p>(改善すべき事項)</p> <p>起案者と承認者は異なることが求められているため、同一人物が入力と承認を行う“自己承認”を処分停止で行うことはシステム的に防御されている。ただし、承認行為の職責を担う課長が起案入力可能であることは、あるべき業務プロセスに対応したシステムチェックとはなっておらず、不正や誤謬の遠因となる可能性が否定できない。業務プロセス上の役割とシステム上の入力権限は一致させ、課長は入力不可能とするべきである。</p> <p>なお、緊急時あるいは繁忙時への対応として例外的な権限をシステム設定し、その設定の下では課長も入力可能とする機能を組み込むことも考えられる。ただし、この例外的な権限を起動できる者は課長より上の役職が求められ、起動した履歴が確保される必要がある。</p> <p>上述した、処分停止に対する二重照合等の統制は、特別処分に関する不祥事が発覚した後、平成 16 年 3 月から体制を整えた。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(4)出力情報（画面、帳票等）のコントロール	<p>システムからの出力が適切に管理されているか。</p> <p>① 出力情報の網羅性、正確性がレビューされている。</p> <p>② 出力情報が適切な配布先にデリバリされている。</p> <p>③ 出力情報が安全に保管されている。</p>	<p><input type="checkbox"/> 処分停止に対する二重照合では、システムの自動採番される調書番号に欠番がないことをチェック（データの欠落等がないことの確認）している。</p> <p><input type="checkbox"/> 二重照合では、出力内容（システム上で更新された内容）と、その原始証憑となる調書類等を照合している。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報システム課から所管課（例 納税管理課）への帳票受け渡しは、アウトプット送付書によって相互確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 納税管理課から各区担当者への帳票受け渡しについては、平成17年8月29日より、本庁・区役所送付文書受け渡し整理簿に、その事実を記録している。</p> <p><input type="checkbox"/> 本庁内での帳票類（及び調書類）の保管、主な情報資産の廃棄 所管課のPCはリースであり、返却前にハードディスクを消磁している。情報システム課で使用しているPCは、リース契約とレンタル契約が混在しているが、いずれの場合もデータ消去作業後、廃棄（返却）している。業者に廃棄を委託した際は、報告書を提出させている。 帳票については、個人情報に記載されている帳票は適時シュレッダーによる裁断をしている。その他の帳票については、情報システム課の職員が立会い溶解している。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項はない。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
<p>(5)特別承認機能（例外処置）使用時のコントロール</p>	<p>通常では許可されない処理をシステムへ行う際のコントロールが適切であるか。</p> <p>① 高い権限の承認が求められる仕組みとなっている。</p> <p>② 通常よりも詳細な確認が、しかるべき権限者によって行われ、牽制機能が維持されている。</p> <p>③ 自己承認（自分で入力した内容を自分で承認する）が許されない仕組みとなっている。</p> <p>④ 証跡上に「特別な承認を得た処理」である旨が記録されている。</p>	<p>□ 処分系については、全て次のプロセスとなっている。</p> <p><システム></p> <p>①起案（申請）登録 → ②承認入力</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>起案者（登録者）と承認者が同じ場合にはシステムのエラーとなる(処分停止のみ)</p> <p><各課></p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>（白地）調書の出力、調書への記載等、承認依頼 等</p> <p>処分停止も同様のプロセスであり、入力段階において、特に一段強い（防御的）統制手段は講じられていない。ただし、上述した通り、処分停止については月に一回、二重照合を行って誤謬、不正等の早期検知を試みている。処分停止については、それが承認されても納税者に連絡が行われないため、毎月実施される二重照合で誤謬、不正等が検知でき、取消を含め適切な処置が行われることにより、防御的統制となり得る。</p> <p>上述した、申請者（登録者）と承認者が同じであってはならないチェック及び二重照合（担当者、係長、課長によって実施される）によって、“自己承認”を防いでいる。</p> <p>かつて入力が可能であった特別処分（平成 16 年 2 月にシステム上の機能を廃止）については、（当時のシステム機能では）登録者と承認者を分け、両者が同じであってはならないチェックが組み込まれていなかった。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>本監査項目についての指摘事項はない。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(6) 異常値検知機能の組み込み（モニタリング機能）	<p>エラーではないが、不正や誤謬の可能性がある処理をワーニングとして表示等を行う（モニタリング）機能が組み込まれているか。</p> <p><例></p> <p>① 金額による区切値。 ② 期間による区切値。 ③ 処理時間帯の例外性。 ④ 処理件数の例外性。 ⑤ 処理実施者（入力者）の例外性。</p>	<p>□ 処分停止の登録・承認（取消しも含む）入力の適正性を確認するために、システムより出力される処分停止承認入力済者名簿、処分停止調書一覧に基づき、処分停止を行った区あるいは本庁にて二重照合が行われている。当該帳票は、不審な登録・承認の可能性がある事案の表示がされておらず、二重照合時において、注意を促す情報が提供されていない。</p> <p>（検討すべき事項）</p> <p>次のような事象について、処分停止承認入力済者名簿及び処分停止調書一覧の備考欄等に不審な登録・承認の可能性がある旨の注意情報を表示できるようにシステム対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の滞納金額のもの。 ・夜間・休日の登録・承認入力されたもの。 ・登録入力と承認入力の時間が近いもの。 ・一定以上の件数のもの。 <p>□ 処分停止は承認されてから3年経過した後に、納税者は納税義務がなくなり不納欠損となる。逆に3年以内に処分停止となった事由が解消されれば処分停止を取り消さなければならない。そのため、処分停止を行った区（あるいは本庁）において、承認入力後、処分停止の事由が継続しているかの確認を行っているが、時効時期が迫った滞納者に関して、最終的な確認を促すシステムからの情報提供がされていない。</p> <p>（検討すべき事項）</p> <p>毎月、向こう2～3ヶ月に時効が到来する者に関して、一定以上の滞納金額のものを表示する帳票を作成する。なお、その帳票の様式については納税管理課と情報システム課で検討することが必要である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(7) 監査証跡（操作記録）の確保	<p>システムへのアクセス、処理を行った際にその証跡（操作記録）が適切に取得・保管されているか。</p> <p>① 処理を行った情報が証跡として確保されている（証跡として情報の網羅性）。</p> <p>② 不正等を検知する観点から、証跡への適切なレビュー、モニタリングが実施されている。</p> <p>③ 証跡が安全に保管され、改ざん、破壊、漏洩等が行われないようにしている。</p> <p>④ 関連する法規、規程、ルール等を鑑み、十分な保管期間を有している（*永久保存となっている）。</p>	<p>□ システム上管理されている証跡は大別して次の3種類であり、監査証跡として認識できるファイルは、①の累積データファイルであり、このファイルを本監査において利用する。</p> <p>①異動累積データファイル オンライン操作によるデータベース更新内容が記録される。各種確認リストの出力に使用される。例えば、処分停止に関するオンライン操作では、新規登録の操作、決定（承認）の操作を行うため、一つの調書番号に対して、異動累積データファイルは2レコード作成されることとなる。 バッチ処理、データ更正によりデータベースが更新された場合には、異動累積データファイルには記録されない。この場合にはデータベースと異動累積データファイル内容が相違することとなる。</p> <p>②ジャーナル オンライン操作を実施したシステム利用者、日時、処理（処理事由）が記録されている。主として統計用に利用される（データベースの更新内容は記録されていない）。</p> <p>③ログ 収録内容はジャーナルとほぼ同様であり、オンライン操作の対象となったデータを特定するための情報が記録されている。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項はない。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
<p>(8) 現存する証跡（操作記録）の調査等（特別処分のシステム監査）</p>	<p>1999年～2003年（場合によって2004年も対象）の証跡を分析し、過去における特別な処理（例 滞納処分、時効日の変更等）の洗い出しが可能であるかを調査する。</p> <p>19人・社以外特別処分として入力されたものはなかったか。</p> <p>① 証跡の内容（保有する情報、レイアウト等）の確認・分析を行う。</p> <p>② 有効な調査方法の分析を行う。</p> <p>③ サンプルテストを実施する。</p> <p>④ 全件テスト実施を検討する（有効であると判断できれば、別途調整等を行い実施する）。</p>	<p>□ 異動累積データファイルにより、“特別処分”として入力されたすべての履歴を出力する旨を依頼し、平成17年8月15日に出力された「異動累積データダンプリスト」の内容を確認した。また、先に個別外部監査人に提示されていた「特別処分該当者リスト」と照合し、両リストの整合性を検証した。</p> <p><確認結果></p> <p>当時（特別処分が機能停止となる平成16年2月まで）は登録者と決裁者が同じIDで入力可能であった（入力に関する牽制機能はシステム上組み込まれていなかった。平成16年3月からチェック機能が組み込まれた）。</p> <p>□ 特別処分該当者リストとの照合</p> <p>特別処分該当者リストには19人・社表示されている。その他、リスト上欠番になっている調書番号が異動累積データダンプリストに2人・社存在した。この2人・社は、取消事由が“錯誤”となっており、同年度内で入力後すぐに取消されていた。</p> <p><確認結果></p> <p>異動累積データダンプリストには表示され、特別処分該当者リストには表示されていない調書は、この2人・社だけであり、遑って何らかの意図を持って修正されたものではなく、異動累積データファイル自体の完全性が維持されている前提において、システム上に一旦入力された“特別処分”が“データ更正”等によって削除された調書がないことを確認した。</p> <p>なお、異動累積データダンプリストに表示された“特別処分”の調書内容は、異動累積データファイルが仕様通りに更新されており、当該調査における監査証跡（ログ）としては、適切であった。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>本監査項目についての指摘事項はない。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
<p>3. 出力情報の管理</p> <p>(1) 情報システム課からの出力リストの受け取り</p>	<p>情報システム課からの出力リストの授受が正確かつ漏れなく実施され、その記録が残されているか。</p>	<p><本庁納税管理課></p> <p>□ 情報システム課から納税管理課への出力リストの受け渡し（授受の記録）</p> <p>情報システム課より送付される出力リストの授受については、アウトプット送付書にその日時等が記録され、情報システム課、納税管理課双方で保管している。</p> <p>情報システム課より出力される帳票につき、対象件数が0件であった場合（受け渡しの書類がない場合）、その対応が統一されていない。</p> <p>その場合は、具体的には次の3通り処理方法がある。</p> <p>① 表示対象が0件である旨を表示したリストが出力され、所管課に引き渡される。</p> <p>② 情報システム課から所管課へのアウトプット送付書に当該リストが対象0件であったため今回は送付されないことを表示する。</p> <p>③ ①、②とも行われぬ。この場合、出力されていないのか、紛失したのかが区別できず、結果として重要なリストの紛失の事実が長期間判明しない可能性がある。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>情報システム課と納税管理課で検討を行い、表示対象件数が0件であった際の対応を確立する必要がある。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(2) 出力リスト及び関連資料の保管等に関するルール・規程類	出力リスト及び関連資料の保管に係るルール・規程類が整備されているか(処分停止関連を中心に調査を実施：以降も同じ)。	<p><本庁納税管理課></p> <p>□ 保管ルール</p> <p>文書の保管期間については、千葉市公文書管理規則、千葉市公文書取扱規定が主なルールとなっている。この他に、納税管理課では文書保存期間一覧及び決裁区分を作成しており、情報システム課では(システム仕様書の一環として)主要出力帳票を作成している。滞納整理事務については、滞納整理事務マニュアルに基づいて行われている。</p> <p>しかしながら、主要出力帳票の内、処分停止期別消込一覧表(月次)及び処分停止調書一覧表など、文書保存期間一覧及び決裁区分に記載のない帳票が存在した。これらの帳票の保管・廃棄は、担当者の経験・判断に依存することになり、担当者がその必要性から保管すべきものとして認識し、正しく管理されていたとしても、担当者の異動等を鑑みれば、将来的に当該管理状況が維持されることが担保されていない。</p> <p>また、滞納管理上きわめて重要と考えられる管理情報に関して、次のように適切でない帳票及びデータの保管期間や帳票の出力項目の不備が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納繰越額及び現年滞納額に関する滞納者リストについては、帳票及びデータの保管がされていない。 ・ 不納欠損額に関する不納欠損処理該当者一覧については、帳票及びデータの保管がされていない。 ・ 処分停止に関する処分停止登録者名簿、処分停止承認入力済者名簿については、データの保管がされていない。 ・ 過年度滞納額修正、滞納繰越額の収納額、滞納受入額などについては、帳票などによる情報提供がされていない。 ・ 滞納者リスト、処分停止登録者名簿、処分停止承認入力済者名簿などの個人別の帳票等には合計欄がないため、合計額を統計数値と照合できない。 ・ 滞納繰越統計資料の作成基礎となる階層別・滞納原因別・税目別等の集計表は、過去の特定の

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p>時点に遡って出力することができず、常に出力を行った時点における数値が出力されるにもかかわらず、いかなる時点で出力しても帳票上は「**年6月1日現在」として打ち出される。</p> <p><区役所：緑区、中央区></p> <p><input type="checkbox"/> 保管ルール</p> <p>両区役所共、(納税管理課と同様) 出力リストに関して、内容を確認後廃棄するものと、期限を定めて保管するものを分類しているルール等は存在しなかった。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>滞納整理事務において活用している帳票及びデータに関して、保管期間、合計値などの出力項目、指定した日付時点での帳票出力とその時点の情報表示、及び帳票の作成日付と情報表示時点の現在日付の表示など、抜本の見直しが必要である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(3) 出力リスト及び関連資料の保管状況	出力リスト及び関連資料の保管は、ルール・規程類が整備されているか。	<p data-bbox="824 244 1077 272"><本庁納税管理課></p> <p data-bbox="824 288 1155 317">□ キャビネットへの保管</p> <p data-bbox="853 333 2045 491">保存対象の帳票は、施錠可能なキャビネットに保管しており、業務開始時に解錠し、業務終了後に施錠している。当該キャビネットの鍵は耐火金庫に保管している。耐火金庫の施錠・解錠は、特定の担当者が行っている。キャビネットに保管されているドキュメント類は、年度単位にファイリングされており、ファイル単位では紛失を発見することが可能である。</p> <p data-bbox="824 552 1106 580">□ ファイリング方法</p> <p data-bbox="853 596 2045 754">処分停止に関連する文書は、調書番号順にファイリングし、取消し分については、調書のコピーをファイリングしているため、ファイル上では欠番無く連続している。月次で、処分停止承認入力済者名簿（システムからの出力リスト）等を中心に行われる二重照合によって、調書番号の連続性確認（欠番チェック）が行われ、その確認後ファイリングされる。</p> <p data-bbox="824 815 1055 844">□ 保管期限管理</p> <p data-bbox="853 860 2045 976">保管期間は3年であり、保管されている調書・リスト類の保管期限を記載している。3年の考え方(*)は年度単位であり、一つのキャビネットには、基本的に同一年度内の処分停止案件が保管されているため、廃棄時期も同じである。</p> <p data-bbox="853 1037 2045 1195">「3年の考え方」：N年度に処理された“処分停止”は、N+1年4月1日（発生年度の翌年度開始日）を基準日として3年後（N+4年4月1日）以降に廃棄する（N+4年3月末までは保存責任がある）。例えば、平成15年度に処理を行った“処分停止”は、平成19年4月1日以降に廃棄する。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
		<p><区役所：緑区> 処分停止に関する調書類と出力リスト（処分停止承認入力者名簿等）は納税課内の施錠可能なキャビネットに保管されており、業務開始時に解錠し、業務終了後に施錠している。当該キャビネットの鍵は納税課課長補佐及び納税係長が管理している（キャビネットスペースは調査時点で余裕があった）。</p> <p><区役所：中央区> 処分停止に関する調書類と出力リスト（処分停止承認入力者名簿等）は納税課内の施錠可能なキャビネットに保管されており、業務開始時に解錠し、業務終了後に施錠している。当該キャビネットの鍵は納税係長が管理している。</p> <p>なお、納税課内のキャビネットに収まらない分については、同じ階にある納税課と課税課の共用倉庫室に保管しているため、納税課だけでなく、課税課も鍵の貸与を受け、この室に出入りしている。この倉庫室の鍵は、納税課課長補佐のみが管理しているが、入退室及び鍵の授受は、平成17年8月24日より記録されている。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項は無い。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(4) 出力リスト及び関連資料の廃棄状況	定められた保管期間を遵守し、機密性を維持しつつ廃棄業務を行っているか。	<p><本庁納税管理課></p> <p><input type="checkbox"/> 保管期間 定められた期間を（上述した通り）遵守している。</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄方法 一定期間保管した調書、出力リスト類は、総務課が委託している廃棄業者が溶解を行い、廃棄証明に該当する報告書を受領している。廃棄業者が適切に廃棄処理を行っているかについては、総務課の職員が年1回、現場確認を行っている。</p> <p>保管せず日々確認するにとどまる出力リストは納税管理課内で設置されているシュレッダーにて廃棄される。ただし、「3. 出力情報の管理 (2) 出力リスト及び関連資料の保管等に関するルール・規程類」で確認した内容と同様に、保管すべきリストと日々廃棄すべきリストを区分けした（文書化された）ルール等は存在しない。</p> <p><区役所：緑区></p> <p>総務課が廃棄する文書を取り纏めることとなっている。総務課が指定する期間内（1週間程度）に、納税課が（総務課が管理する）倉庫に廃棄文書を置く。総務課は区全体の廃棄文書を取り纏めて焼却を行う工場へ持ち込む（平成17年度からは、本庁総務課が一括委託している業者に処分を委託している。）。</p> <p><区役所：中央区></p> <p>書類はキャビネットに鍵を付して保管している。総務課の指示の下、車の出入り口において、納税課職員が廃棄業者に直接廃棄文書を渡している。廃棄文書は溶解され、業者から証明書が提出される。この業者は、本庁の総務課が選定し一括委託している業者である。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項は無い。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(5) 区役所への出力リスト類の引き渡し	情報システム課からの出力リストを区役所へ正確かつ漏れなく引き渡し、その記録が残されているか。	<p>□ 納税管理課から区役所への出力リスト受け渡し</p> <p>区役所用の出力リストは情報システム課より、一旦、本庁納税管理課に送付される。区役所の職員は納税管理課に出向き、これを受け取る。この授受の事実は、平成17年8月29日より、本庁・区役所送付文書受け渡し整理簿に記録されている。</p> <p>(改善すべき事項) 本監査項目についての指摘事項はない。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続き及び結果
(6) オンラインシステム利用に係わる管理	オンラインシステム(アプリケーションシステム)の利用に関し、不正利用等の防止の観点から、ID の新規申請・廃棄申請、入力権限の設定、暗証番号の設定・変更が適切に行われているか。	<p>□ 情報システム課への申請</p> <p>オンラインシステム利用に関する ID の申請・停止は、暗証番号用ファイル変更申請書に記載して本庁の納税管理課に提出する(各オンラインシステムへの入力権限も記載する。上位権限者である課長(権限)も申請入力も可能である)。情報システム課への提出は納税管理課経由で行われる。暗証番号自体は各職員から情報システム課に直接、暗証番号登録申請書を提出する。暗証番号の変更も、この暗証番号登録申請書にて行うが、暗証番号を失念した場合を除き、実際に変更している職員はほとんどいない。</p> <p>緑区において、3年間の育児休暇を取得している(休暇の残期間はあと1年)主任主事のIDが停止を申請しておらず使用可能であった。なお、暗証番号用ファイル変更申請書には、停止の項目がないため、停止の手続きが疎かになることも思料される。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>IDセキュリティについて改善すべき事項は「2. アプリケーション統制 (1) 入力時のコントロール」を参照のこと。退職・異動の場合は速やかにIDの使用を中止しているが、3年間の休職等の場合は、当該IDを使用したオンラインシステムへの不正アクセスを防ぐため、一旦当該IDの使用を停止する申請等を行うことが望ましい。</p>

滞納整理事務の監査報告書

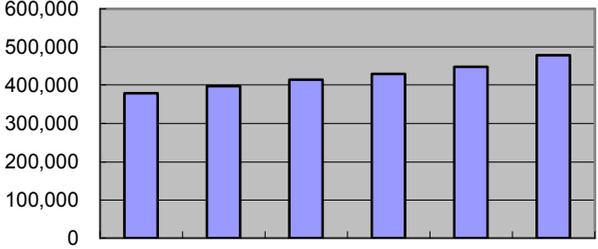
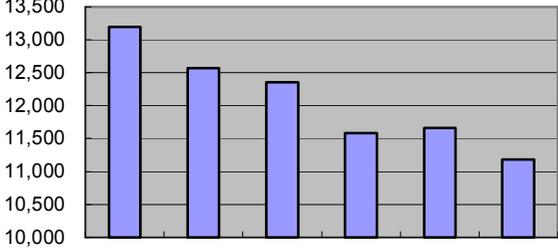
目 次

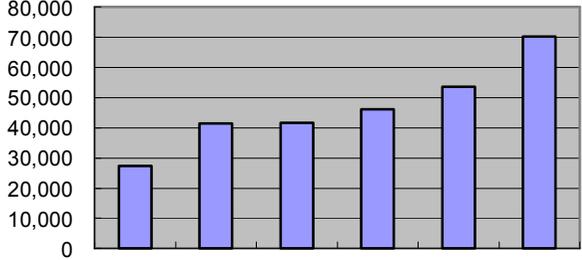
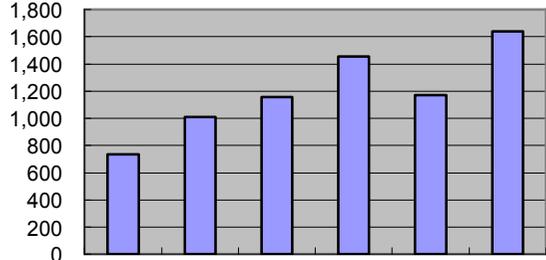
1.会計上の問題点	1
(1) 滞納繰越額の不一致	1
決算の滞納繰越額の推移	1
不納欠損額の推移	1
滞納繰越額の年度間不一致	2
(改善すべき事項)	3
税務統計と滞納集計データとの不一致	4
(重要な問題点)	4
(重要な問題点)	5
区別の滞納繰越額の不一致	6
(重要な問題点)	6
(改善すべき事項)	6
(2) 調定額と収納率の差異	8
調定額と収納率の推移	8
過年度の調定額と収納率の修正	9
(重要な問題点)	10
(改善すべき事項)	10
(3) 滞納繰越額データベースの検証	11
16年度滞納繰越額の検討	11
(重要な問題点)	13
(改善すべき事項)	14
2.特別処分	15
(1) 特別処分とは	15
特別処分の内容	15

特別処分は 19 人・社以外なかったか.....	16
(2) 特別処分の決裁.....	17
特別処分における決裁書査閲について.....	17
11 年度・12 年度の特別処分について.....	17
13 年度・14 年度の特別処分について.....	18
(3) 特別処分の顛末.....	19
不正入力の顛末.....	19
特別処分 18 人・社の顛末.....	19
復活させた滞納繰越額以外の滞納額.....	19
市の報告との整合性.....	19
3.不納欠損処理と処分停止.....	20
(1) 不納欠損の内容と分析.....	20
不納欠損の現状.....	20
滞納から不納欠損となる期間.....	21
(2) 不納欠損率.....	22
調定額に対する不納欠損率.....	22
(3) 不納欠損に至るフローチャートと根拠法令.....	22
不納欠損に至る経過の検討.....	22
不納欠損処理額の法的根拠による分類.....	26
(4) 不納欠損の個別検討.....	27
300 万円以上の不納欠損の検討.....	27
処分停止を受けなかった不納欠損の検討.....	28
僅少な不納欠損の検討.....	29
(改善すべき事項).....	29
(5) 不納欠損への対策について.....	30
決裁書に記載された対策.....	30
(改善すべき事項).....	31

(6) 処分停止の内容と分析	32
処分停止の内容.....	32
滞納繰越額に占める処分停止の割合.....	33
区別の処分停止の状況.....	34
処分停止の推移と 16 年度の処分停止.....	35
(改善すべき事項)	35
(7) 処分停止の個別検討.....	36
処分停止の決裁書の検討.....	36
(改善すべき事項)	37
(検討すべき事項)	37
(8) 処分停止の二重照合制度について.....	38
二重照合制度は十分に機能しているか.....	38
(改善すべき事項)	38
(9) 不納欠損の決裁.....	40
個別決裁の必要性について.....	40
(検討すべき事項)	41
(10) 不納欠損額のデータベース検証.....	41
滞納オンラインシステムから出力される決算帳票について.....	41
16 年度におけるシステム上の不納欠損処理額の検討.....	41
(改善すべき事項)	42
4.滞納整理事務及び滞納繰越額の管理について.....	44
(1) 滞納整理事務の流れ.....	44
徴収事務プロセス.....	44
徴収事務の検討.....	46
督促事務の規定について.....	46
(検討すべき事項)	46
催告事務について.....	47

(改善すべき事項)	47
(2) 滞納繰越額の分析.....	48
滞納の原因分析.....	48
(検討すべき事項)	49
滞納額区別推移.....	49
(検討すべき事項)	50
滞納金額階層別内訳	51
(3) 臨戸調査による徴収について	52
臨戸調査の徴収実績及び回収率	52
(検討すべき事項)	54
(4) 高額滞納者の個別検討	55
高額滞納者の管理	55
高額滞納者の引継ぎ及び対応.....	55
高額滞納繰越額の個別検討	55
(改善すべき事項)	56
(5) 差押事務の検討	57
差押事務について	57
非常に高い差押率の実態	57
差押解除理由	58
公売による徴収実績	59
税務統計による差押解除の推移	59
(改善すべき事項)	60
差押解除に伴う徴収率.....	60
(改善すべき事項)	61
参考資料 他市比較.....	62
他市の滞納繰越額・収入率等.....	62

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																			
1. 会計上の問題点 (1) 滞納繰越額の不一致	決算の滞納繰越額の推移	<p data-bbox="555 209 2085 325">□ 滞納整理事務は、滞納市税の徴収の管理であり、税務統計における決算上の滞納繰越額の推移は次のようになっている。滞納件数は、期別件数で11年度には379,711件であったが16年度は478,310件となっており、毎年度増加している。これに対して滞納額は、11年度には131億円であったが16年度は111億円となっており、毎年度減少傾向にある。</p> <p data-bbox="607 336 1585 363">滞納繰越額推移表 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="629 368 1608 679"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>滞納件数</th> <th>滞納繰越額</th> <th>増減額</th> <th>1件当たり滞納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>379,711</td> <td>13,191,486,184</td> <td>172,916,983</td> <td>34,741</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>397,535</td> <td>12,566,559,414</td> <td>-624,926,770</td> <td>31,611</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>415,089</td> <td>12,352,702,578</td> <td>-213,856,836</td> <td>29,759</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>430,225</td> <td>11,578,482,912</td> <td>-774,219,666</td> <td>26,913</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>448,328</td> <td>11,655,865,332</td> <td>77,382,420</td> <td>25,999</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>478,310</td> <td>11,185,290,942</td> <td>-470,574,390</td> <td>23,385</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="636 715 1272 1099"> <p data-bbox="913 727 1003 751">滞納件数</p>  </div> <div data-bbox="1296 715 1895 1099"> <p data-bbox="1509 727 1688 751">滞納繰越額(百万円)</p>  </div> </div>	年度	滞納件数	滞納繰越額	増減額	1件当たり滞納額	11年度	379,711	13,191,486,184	172,916,983	34,741	12年度	397,535	12,566,559,414	-624,926,770	31,611	13年度	415,089	12,352,702,578	-213,856,836	29,759	14年度	430,225	11,578,482,912	-774,219,666	26,913	15年度	448,328	11,655,865,332	77,382,420	25,999	16年度	478,310	11,185,290,942	-470,574,390	23,385
年度	滞納件数	滞納繰越額	増減額	1件当たり滞納額																																	
11年度	379,711	13,191,486,184	172,916,983	34,741																																	
12年度	397,535	12,566,559,414	-624,926,770	31,611																																	
13年度	415,089	12,352,702,578	-213,856,836	29,759																																	
14年度	430,225	11,578,482,912	-774,219,666	26,913																																	
15年度	448,328	11,655,865,332	77,382,420	25,999																																	
16年度	478,310	11,185,290,942	-470,574,390	23,385																																	
	不納欠損額の推移	<p data-bbox="555 1137 2085 1294">□ 税務統計における不納欠損額の推移は次のようになっている。不納欠損「件数」は11年度27,404件であったが16年度は70,336件となっており、毎年度増加している。これに対して不納欠損「額」は12年度から14年度まで増加していたが、特別処分に関連した事件の糾弾のあった15年度は290百万円減少し、外部監査の導入が決定した16年度は468百万円増加し、1,642百万円となった。</p>																																			

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																			
		<p data-bbox="591 220 801 245">不納欠損額推移表</p> <table border="1" data-bbox="602 252 1664 507"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>不納欠損件数</th> <th>不納欠損額(円)</th> <th>増減額(円)</th> <th>1件当たりの不納欠損額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>27,404</td> <td>736,459,974</td> <td>-160,845,057</td> <td>26,874</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>41,417</td> <td>1,011,214,253</td> <td>274,754,279</td> <td>24,415</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>41,682</td> <td>1,161,834,963</td> <td>150,620,710</td> <td>27,874</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>46,226</td> <td>1,464,268,548</td> <td>302,433,585</td> <td>31,676</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>53,657</td> <td>1,174,124,478</td> <td>-290,144,070</td> <td>21,882</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>70,336</td> <td>1,642,377,319</td> <td>468,252,841</td> <td>23,350</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="611 555 1227 954"> <p data-bbox="853 564 987 590">不納欠損件数</p>  </div> <div data-bbox="1261 555 1843 954"> <p data-bbox="1458 564 1648 590">不納欠損額(百万円)</p>  </div> </div>	年度	不納欠損件数	不納欠損額(円)	増減額(円)	1件当たりの不納欠損額(円)	11年度	27,404	736,459,974	-160,845,057	26,874	12年度	41,417	1,011,214,253	274,754,279	24,415	13年度	41,682	1,161,834,963	150,620,710	27,874	14年度	46,226	1,464,268,548	302,433,585	31,676	15年度	53,657	1,174,124,478	-290,144,070	21,882	16年度	70,336	1,642,377,319	468,252,841	23,350
年度	不納欠損件数	不納欠損額(円)	増減額(円)	1件当たりの不納欠損額(円)																																	
11年度	27,404	736,459,974	-160,845,057	26,874																																	
12年度	41,417	1,011,214,253	274,754,279	24,415																																	
13年度	41,682	1,161,834,963	150,620,710	27,874																																	
14年度	46,226	1,464,268,548	302,433,585	31,676																																	
15年度	53,657	1,174,124,478	-290,144,070	21,882																																	
16年度	70,336	1,642,377,319	468,252,841	23,350																																	
	滞納繰越額の年度間不一致	<p data-bbox="555 1043 1379 1069">□ 税務統計の滞納繰越額を年度間で比較すると次のようになる。</p> <p data-bbox="584 1086 2085 1203">14年度末の滞納繰越額は11,578,482千円である。15年度における前年度からの滞納繰越分は11,579,644千円であり、1,161千円不一致である。15年度末滞納繰越額は11,655,865千円であるが、16年度における前年度からの滞納繰越分は11,701,104千円であり、45,238千円不一致である。</p> <p data-bbox="613 1220 1794 1246">11年度から14年度まで毎年度7～9億円の差異が出ているが、15年度～16年度は僅少である。</p>																																			

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																						
		滞納繰越額の年度間の不一致 (単位：円)																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>翌年度への滞納繰越額</th> <th>前年度からの滞納繰越額</th> <th>繰越額の不連続額 (前年度からの繰越額 - 翌年度への繰越額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>13,191,486,184</td> <td>12,082,153,112</td> <td>-936,416,089</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>12,566,559,414</td> <td>12,406,267,114</td> <td>-785,219,070</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>12,352,702,578</td> <td>11,748,161,971</td> <td>-818,397,443</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>11,578,482,912</td> <td>11,425,365,788</td> <td>-927,336,790</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>11,655,865,332</td> <td>11,579,644,305</td> <td>1,161,393</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>11,185,290,942</td> <td>11,701,104,297</td> <td>45,238,965</td> </tr> </tbody> </table>	年度	翌年度への滞納繰越額	前年度からの滞納繰越額	繰越額の不連続額 (前年度からの繰越額 - 翌年度への繰越額)	11年度	13,191,486,184	12,082,153,112	-936,416,089	12年度	12,566,559,414	12,406,267,114	-785,219,070	13年度	12,352,702,578	11,748,161,971	-818,397,443	14年度	11,578,482,912	11,425,365,788	-927,336,790	15年度	11,655,865,332	11,579,644,305	1,161,393	16年度	11,185,290,942	11,701,104,297	45,238,965										
年度	翌年度への滞納繰越額	前年度からの滞納繰越額	繰越額の不連続額 (前年度からの繰越額 - 翌年度への繰越額)																																					
11年度	13,191,486,184	12,082,153,112	-936,416,089																																					
12年度	12,566,559,414	12,406,267,114	-785,219,070																																					
13年度	12,352,702,578	11,748,161,971	-818,397,443																																					
14年度	11,578,482,912	11,425,365,788	-927,336,790																																					
15年度	11,655,865,332	11,579,644,305	1,161,393																																					
16年度	11,185,290,942	11,701,104,297	45,238,965																																					
		<input type="checkbox"/> 15年度及び16年度の差額を区別に見ると次のようになっている。全体では45百万円の差であるが、本庁と各区の間にはかなりの差異がある。																																						
		こうした各年度における滞納繰越額の差異を説明できる資料はない。																																						
		区別の滞納繰越額の不一致 (単位：円)																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>15年度末</th> <th>16年度始</th> <th>差違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>2,382,011,172</td> <td>2,418,667,505</td> <td>36,656,333</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>1,091,684,550</td> <td>1,124,560,403</td> <td>32,875,853</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>1,075,817,101</td> <td>1,104,463,006</td> <td>28,645,905</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>955,388,979</td> <td>991,150,869</td> <td>35,761,890</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>733,900,482</td> <td>754,675,547</td> <td>20,775,065</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>564,015,441</td> <td>586,851,905</td> <td>22,836,464</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> <td>4,853,047,607</td> <td>4,720,735,062</td> <td>-132,312,545</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,655,865,332</td> <td>11,701,104,297</td> <td>45,238,965</td> </tr> </tbody> </table>	区	15年度末	16年度始	差違	中央区	2,382,011,172	2,418,667,505	36,656,333	花見川区	1,091,684,550	1,124,560,403	32,875,853	稲毛区	1,075,817,101	1,104,463,006	28,645,905	若葉区	955,388,979	991,150,869	35,761,890	緑区	733,900,482	754,675,547	20,775,065	美浜区	564,015,441	586,851,905	22,836,464	本庁	4,853,047,607	4,720,735,062	-132,312,545	計	11,655,865,332	11,701,104,297	45,238,965		
区	15年度末	16年度始	差違																																					
中央区	2,382,011,172	2,418,667,505	36,656,333																																					
花見川区	1,091,684,550	1,124,560,403	32,875,853																																					
稲毛区	1,075,817,101	1,104,463,006	28,645,905																																					
若葉区	955,388,979	991,150,869	35,761,890																																					
緑区	733,900,482	754,675,547	20,775,065																																					
美浜区	564,015,441	586,851,905	22,836,464																																					
本庁	4,853,047,607	4,720,735,062	-132,312,545																																					
計	11,655,865,332	11,701,104,297	45,238,965																																					
		(改善すべき事項)																																						
		翌年度への繰越額と前年度からの繰越額が毎年度不一致である。前期の滞納繰越額を遡って修正した場合は、その明細を決算資料として作成し保存する必要がある。年度間の決算資料連続性を保つように作成する必要がある。																																						

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																							
	税務統計と滞納集計データとの不一致	<p>□ 税務統計の滞納繰越「件数」は増加している。しかも不納欠損額は、15年度は別としても、趨勢的には増加している。しかし滞納繰越「額」は減少している。しかも年度間の滞納繰越額は連続性が無い。ここに滞納繰越額の金額はなぜ増加しないのかという疑問が生じる。</p> <p>滞納額を管理しているシステムから年度末の滞納額の個別の残高明細は打ち出していないという。また現時点での滞納残高は打ち出せるが16年度末の滞納繰越額や15年度末の滞納繰越額は滞納オンラインシステムからは遡って打ち出せないという。</p> <p>□ そこで、電算資料として打ち出すことになっている資料、滞納原因別階層表の提出を求めた。また、現時点での滞納残高の個別明細の打ち出しを求めた。更に、滞納繰越額が年度を越えると前年度の繰越滞納額が合わなくなる原因の説明を区別に求めた。その結果、滞納オンラインシステムから出力されたという滞納集計データが提出され、公表されている税務統計の滞納繰越額と照合した結果、次のような大きな不一致が発見された。</p> <p>(重要な問題点)</p> <p>16年度の税務統計の滞納繰越額は111億円であり、個別の滞納額を管理しているシステムから打ち出された滞納集計データの滞納繰越額は190億円である。78億円の不一致がある。しかも、こうした不一致は下記のように11年度においてすでに68億円の不一致がでていることが判明した。</p> <p>税務統計の滞納繰越額差異</p> <table border="1" data-bbox="584 914 1731 1252"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>税務統計</th> <th>滞納集計データ</th> <th colspan="2">税務統計と滞納集計データとの差異</th> </tr> <tr> <th>滞納繰越額(円)</th> <th>滞納繰越額(円)</th> <th>差 額(円)</th> <th>差額の増減(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>13,191,486,184</td> <td>20,058,526,403</td> <td>-6,867,040,219</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>12,566,559,414</td> <td>20,227,070,754</td> <td>-7,660,511,340</td> <td>793,471,121</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>12,352,702,578</td> <td>20,109,897,877</td> <td>-7,757,195,299</td> <td>96,683,959</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>11,578,482,912</td> <td>19,794,998,413</td> <td>-8,216,515,501</td> <td>459,320,202</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>11,655,865,332</td> <td>19,676,233,182</td> <td>-8,020,367,850</td> <td>-196,147,651</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>11,185,290,942</td> <td>19,019,187,615</td> <td>-7,833,896,673</td> <td>-186,471,177</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 11年度以前の税務統計と滞納集計データとの差額は滞納集計データの保管期間が5年を経過しているため、保管されて</p>	年度	税務統計	滞納集計データ	税務統計と滞納集計データとの差異		滞納繰越額(円)	滞納繰越額(円)	差 額(円)	差額の増減(円)	11年度	13,191,486,184	20,058,526,403	-6,867,040,219		12年度	12,566,559,414	20,227,070,754	-7,660,511,340	793,471,121	13年度	12,352,702,578	20,109,897,877	-7,757,195,299	96,683,959	14年度	11,578,482,912	19,794,998,413	-8,216,515,501	459,320,202	15年度	11,655,865,332	19,676,233,182	-8,020,367,850	-196,147,651	16年度	11,185,290,942	19,019,187,615	-7,833,896,673	-186,471,177
年度	税務統計	滞納集計データ		税務統計と滞納集計データとの差異																																					
	滞納繰越額(円)	滞納繰越額(円)	差 額(円)	差額の増減(円)																																					
11年度	13,191,486,184	20,058,526,403	-6,867,040,219																																						
12年度	12,566,559,414	20,227,070,754	-7,660,511,340	793,471,121																																					
13年度	12,352,702,578	20,109,897,877	-7,757,195,299	96,683,959																																					
14年度	11,578,482,912	19,794,998,413	-8,216,515,501	459,320,202																																					
15年度	11,655,865,332	19,676,233,182	-8,020,367,850	-196,147,651																																					
16年度	11,185,290,942	19,019,187,615	-7,833,896,673	-186,471,177																																					

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
------	-------	----------

いないため調査はできなかった。

□ 千葉市における税務統計による滞納繰越額の推移と実際の滞納オンラインシステムから出力された滞納繰越額の差について、さらに現年課税繰越分と滞納繰越分に分けると、下記ようになった。

年度	区 分	税務統計			滞納集計データ			差異
		(件)	(円)	一件当り 金額(円)	(件)	(円)	一件当り 金額(円)	(円)
11年度	現年課税繰越分	107,332	4,179,155,712	38,937				
	滞納繰越分	272,379	9,012,330,472	33,087				
	計	379,711	13,191,486,184	34,741	380,962	20,058,526,403	52,652	6,867,040,219
12年度	現年課税繰越分	108,747	3,607,829,291	33,176				
	滞納繰越分	288,788	8,958,730,123	31,022				
	計	397,535	12,566,559,414	31,611	401,268	20,227,070,754	50,408	7,660,511,340
13年度	現年課税繰越分	112,396	4,095,434,421	36,438	112,482	3,588,607,179	31,904	-506,827,242
	滞納繰越分	302,693	8,257,268,157	27,279	310,612	16,521,290,698	53,189	8,264,022,541
	計	415,089	12,352,702,578	29,759	423,094	20,109,897,877	47,531	7,757,195,299
14年度	現年課税繰越分	116,860	3,762,414,808	32,196	116,929	3,480,501,672	29,766	-281,913,136
	滞納繰越分	313,365	7,816,068,104	24,942	325,079	16,314,496,741	50,186	8,498,428,637
	計	430,225	11,578,482,912	26,913	442,008	19,794,998,413	44,784	8,216,515,501
15年度	現年課税繰越分	118,357	3,435,980,447	29,031	118,357	3,390,303,549	28,645	-45,676,898
	滞納繰越分	329,971	8,219,884,885	24,911	338,608	16,285,929,633	48,097	8,066,044,748
	計	448,328	11,655,865,332	25,999	456,965	19,676,233,182	43,059	8,020,367,850
16年度	現年課税繰越分	121,758	3,007,136,355	24,698	122,493	3,001,453,581	24,503	-5,682,774
	滞納繰越分	356,552	8,178,154,587	22,937	355,815	16,017,734,034	45,017	7,839,579,447
	計	478,310	11,185,290,942	23,385	478,308	19,019,187,615	39,763	7,833,896,673

(注)11年度12年度は内訳資料の保存がないので計算できなかった。

(重要な問題点)

税務統計に記載された決算上の繰越額は、11年度は131億円であり16年度は111億円である。これに対して実際の滞納繰越額は、11年度は200億円であり16年度190億円である。税務統計と滞納集計データとの不一致は、11年度は68億円であり16年度は78億円となっている。この不一致は、現年繰越分からも生じているが、その大半は滞納繰越分から生じているものであり、過去から引き継いできているものが主たる原因であるといえる。

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																												
	区別の滞納繰越額の不一致	<p data-bbox="555 204 2089 279">□ 16年度における公表された税務統計 111 億円と、滞納集計データ 190 億円の滞納額の不一致 78 億円は、区別には下記のような不一致となっている。</p> <p data-bbox="589 339 1075 363">16年度の税務統計の区別滞納繰越額差異</p> <table border="1" data-bbox="584 368 1794 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 368 936 432">16年度</th> <th data-bbox="936 368 1223 432">税務統計</th> <th data-bbox="1223 368 1509 432">滞納集計データ</th> <th data-bbox="1509 368 1794 432">差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(円)</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> <tr> <td>中 央 区</td> <td style="text-align: right;">2,709,732,187</td> <td style="text-align: right;">3,315,062,494</td> <td style="text-align: right;">-605,330,307</td> </tr> <tr> <td>花 見 川 区</td> <td style="text-align: right;">1,114,462,132</td> <td style="text-align: right;">1,612,167,639</td> <td style="text-align: right;">-497,705,507</td> </tr> <tr> <td>稲 毛 区</td> <td style="text-align: right;">1,193,033,420</td> <td style="text-align: right;">1,573,294,610</td> <td style="text-align: right;">-380,261,190</td> </tr> <tr> <td>若 葉 区</td> <td style="text-align: right;">903,500,054</td> <td style="text-align: right;">1,502,552,854</td> <td style="text-align: right;">-599,052,800</td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td style="text-align: right;">850,805,448</td> <td style="text-align: right;">1,072,486,061</td> <td style="text-align: right;">-221,680,613</td> </tr> <tr> <td>美 浜 区</td> <td style="text-align: right;">656,782,762</td> <td style="text-align: right;">763,150,673</td> <td style="text-align: right;">-106,367,911</td> </tr> <tr> <td>本 庁</td> <td style="text-align: right;">394,846,945</td> <td style="text-align: right;">1,707,510,913</td> <td style="text-align: right;">-1,312,663,968</td> </tr> <tr> <td>本庁（特別滞納整理室）</td> <td style="text-align: right;">3,362,127,994</td> <td style="text-align: right;">7,472,962,371</td> <td style="text-align: right;">-4,110,834,377</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">11,185,290,942</td> <td style="text-align: right;">19,019,187,615</td> <td style="text-align: right;">-7,833,896,673</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="571 818 766 847">(重要な問題点)</p> <p data-bbox="580 863 2085 979">税務統計において公表された区別の滞納繰越額は、区別滞納集計データと長期にわたって不一致であり、公表された各区の滞納繰越額は前年度の滞納繰越額の不一致を引き継いで調整計算してきた結果であり、著しく信憑性に欠けるものである。</p> <p data-bbox="555 1038 2085 1201">□ 公表されている税務統計の滞納繰越額は、毎年度、前年度からの滞納額を引継いで、その年度滞納額の回収による減少を減算し、現年滞納額を加算し、不納欠損額を減算し、その他調整を加減算して、区別に税目別に、大変な時間と労力をかけて、滞納繰越額を管理する滞納オンラインシステムとはまったく乖離して、いわば手計算で作成している。16 年度末における 78 億円の差額の大半は前年度の繰越額を引きずった長期間の不一致の積上げに起因するものである。</p> <p data-bbox="571 1257 792 1286">(改善すべき事項)</p> <p data-bbox="622 1302 1720 1331">「税務統計に記載された滞納繰越額」を裏付けるデータ及び帳票はまったく存在しない。</p>	16年度	税務統計	滞納集計データ	差異		(円)	(円)	(円)	中 央 区	2,709,732,187	3,315,062,494	-605,330,307	花 見 川 区	1,114,462,132	1,612,167,639	-497,705,507	稲 毛 区	1,193,033,420	1,573,294,610	-380,261,190	若 葉 区	903,500,054	1,502,552,854	-599,052,800	緑 区	850,805,448	1,072,486,061	-221,680,613	美 浜 区	656,782,762	763,150,673	-106,367,911	本 庁	394,846,945	1,707,510,913	-1,312,663,968	本庁（特別滞納整理室）	3,362,127,994	7,472,962,371	-4,110,834,377	合 計	11,185,290,942	19,019,187,615	-7,833,896,673
16年度	税務統計	滞納集計データ	差異																																											
	(円)	(円)	(円)																																											
中 央 区	2,709,732,187	3,315,062,494	-605,330,307																																											
花 見 川 区	1,114,462,132	1,612,167,639	-497,705,507																																											
稲 毛 区	1,193,033,420	1,573,294,610	-380,261,190																																											
若 葉 区	903,500,054	1,502,552,854	-599,052,800																																											
緑 区	850,805,448	1,072,486,061	-221,680,613																																											
美 浜 区	656,782,762	763,150,673	-106,367,911																																											
本 庁	394,846,945	1,707,510,913	-1,312,663,968																																											
本庁（特別滞納整理室）	3,362,127,994	7,472,962,371	-4,110,834,377																																											
合 計	11,185,290,942	19,019,187,615	-7,833,896,673																																											

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>滞納オンラインシステムから出力された滞納繰越額と税務統計上の滞納繰越額は、長期にわたり不一致である。</p> <p>16年度における滞納繰越額は、111億円ではなく190億円であり、78億円の不一致がある。</p> <p>決算及び税務統計等で公表される滞納繰越額は、滞納繰越額を管理する滞納オンラインシステムから出力された滞納集計データに基づき作成されなければならない。公表されている滞納繰越額は信憑性を欠き、長期にわたり適正性かつ相当性を欠くものであった。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																								
(2) 調定額と 収納率の差 異	調定額と収納 率の推移	<p data-bbox="555 204 2089 279">□ 税務統計によると市税の調定額・決算額の年度推移には次のようになっている。この数値は決算において公表されるものである。</p> <p data-bbox="555 292 2089 454">年度の調定額は、前年度の滞納繰越額に現年課税分を加算して算出する。たとえば15年度の調定額1,722億円は、14年度の滞納繰越額115億円と15年度の現年課税分1,606億円の合計であり、16年度の調定額1,697億円は15年度の滞納繰越額117億円と16年度の現年課税分1,580億円の合計である。滞納繰越額が適正でない数値であれば、調定額も適正でないことになる。</p> <p data-bbox="555 467 2089 502">また収納率は、調定額と決算額(=収入額)との割合で、下記の表のようになるが、これも適正でないことになる。</p> <p data-bbox="555 515 2089 550">調定額と決算額の推移 (単位：千円，%)</p> <table border="1" data-bbox="584 550 1814 810"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①調定額</th> <th>②決算額 (=収入額)</th> <th>③繰越額</th> <th>④収納率 (②/①)</th> <th>実際滞納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>187,046,375</td> <td>173,135,601</td> <td>13,191,486</td> <td>92.6%</td> <td>20,058,526</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>182,644,647</td> <td>169,085,717</td> <td>12,566,559</td> <td>92.6%</td> <td>20,227,071</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>182,060,561</td> <td>168,562,458</td> <td>12,352,703</td> <td>92.6%</td> <td>20,109,898</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>179,271,649</td> <td>166,249,699</td> <td>11,578,483</td> <td>92.7%</td> <td>19,794,998</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>172,246,641</td> <td>159,430,517</td> <td>11,655,865</td> <td>92.6%</td> <td>19,676,233</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>169,739,733</td> <td>156,950,148</td> <td>11,185,291</td> <td>92.5%</td> <td>19,019,188</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="584 826 741 858">15年度内訳</p> <table border="1" data-bbox="584 858 1585 959"> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>160,666,997</td> <td>157,241,863</td> <td>3,435,980</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>11,579,644</td> <td>2,188,654</td> <td>8,219,885</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>172,246,641</td> <td>159,430,517</td> <td>11,655,865</td> <td>92.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="584 975 741 1007">16年度内訳</p> <table border="1" data-bbox="584 1007 1585 1107"> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>158,038,629</td> <td>155,069,132</td> <td>3,007,136</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>11,701,104</td> <td>1,881,016</td> <td>8,178,154</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>169,739,733</td> <td>156,950,148</td> <td>11,185,290</td> <td>92.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="584 1123 2089 1158">(注) 矢印(→) 滞納繰越額が年度間で不一致であることについては「1-(1)-滞納額の年度間不一致(P2~P3)」参照</p>	年度	①調定額	②決算額 (=収入額)	③繰越額	④収納率 (②/①)	実際滞納額	11年度	187,046,375	173,135,601	13,191,486	92.6%	20,058,526	12年度	182,644,647	169,085,717	12,566,559	92.6%	20,227,071	13年度	182,060,561	168,562,458	12,352,703	92.6%	20,109,898	14年度	179,271,649	166,249,699	11,578,483	92.7%	19,794,998	15年度	172,246,641	159,430,517	11,655,865	92.6%	19,676,233	16年度	169,739,733	156,950,148	11,185,291	92.5%	19,019,188	現年課税分	160,666,997	157,241,863	3,435,980	97.9%	滞納繰越分	11,579,644	2,188,654	8,219,885	18.9%	合計	172,246,641	159,430,517	11,655,865	92.6%	現年課税分	158,038,629	155,069,132	3,007,136	98.1%	滞納繰越分	11,701,104	1,881,016	8,178,154	16.1%	合計	169,739,733	156,950,148	11,185,290	92.5%
年度	①調定額	②決算額 (=収入額)	③繰越額	④収納率 (②/①)	実際滞納額																																																																					
11年度	187,046,375	173,135,601	13,191,486	92.6%	20,058,526																																																																					
12年度	182,644,647	169,085,717	12,566,559	92.6%	20,227,071																																																																					
13年度	182,060,561	168,562,458	12,352,703	92.6%	20,109,898																																																																					
14年度	179,271,649	166,249,699	11,578,483	92.7%	19,794,998																																																																					
15年度	172,246,641	159,430,517	11,655,865	92.6%	19,676,233																																																																					
16年度	169,739,733	156,950,148	11,185,291	92.5%	19,019,188																																																																					
現年課税分	160,666,997	157,241,863	3,435,980	97.9%																																																																						
滞納繰越分	11,579,644	2,188,654	8,219,885	18.9%																																																																						
合計	172,246,641	159,430,517	11,655,865	92.6%																																																																						
現年課税分	158,038,629	155,069,132	3,007,136	98.1%																																																																						
滞納繰越分	11,701,104	1,881,016	8,178,154	16.1%																																																																						
合計	169,739,733	156,950,148	11,185,290	92.5%																																																																						

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																								
	過年度の調定額と収納率の修正	<p style="text-align: right;">(単位：千円，%)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>修正前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">15年度内訳</th> <th style="background-color: #ffffcc;">調定額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収入額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>160,666,997</td> <td>157,241,863</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>前年度から滞納繰越分</td> <td style="background-color: #e0f7fa;">11,579,644</td> <td>2,188,654</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="background-color: #ffffcc;">172,246,641</td> <td>159,430,517</td> <td style="background-color: #ffffcc;">92.6%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">16年度内訳</th> <th style="background-color: #ffffcc;">調定額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収入額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>158,038,629</td> <td>155,069,132</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>前年度から滞納繰越分</td> <td style="background-color: #e0f7fa;">11,701,104</td> <td>1,881,016</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="background-color: #ffffcc;">169,739,733</td> <td>156,950,148</td> <td style="background-color: #ffffcc;">92.5%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>修正後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">15年度内訳</th> <th style="background-color: #ffffcc;">調定額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収入額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>160,666,997</td> <td>157,241,863</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>前年度から滞納繰越分</td> <td style="background-color: #e0f7fa;">19,794,998</td> <td>2,188,654</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="background-color: #ffffcc;">180,461,995</td> <td>159,430,517</td> <td style="background-color: #ffffcc;">88.3%</td> </tr> <tr> <td>15年度の調定額差額</td> <td style="background-color: #ffffcc;">8,215,354</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">16年度内訳</th> <th style="background-color: #ffffcc;">調定額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収入額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>158,038,629</td> <td>155,069,132</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>前年度から滞納繰越分</td> <td style="background-color: #e0f7fa;">19,676,233</td> <td>1,881,016</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="background-color: #ffffcc;">177,714,862</td> <td>156,950,148</td> <td style="background-color: #ffffcc;">88.3%</td> </tr> <tr> <td>16年度の調定額差額</td> <td style="background-color: #ffffcc;">7,975,129</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="margin-top: 20px;">(注) この滞納収納率の差異は参考資料として添付した他市との比較において重要な違いとなって現れている。(「参考資料 他市比較 (P62～P63)」参照)</p>	15年度内訳	調定額	収入額	収納率	現年課税分	160,666,997	157,241,863	97.9%	前年度から滞納繰越分	11,579,644	2,188,654	18.9%	合計	172,246,641	159,430,517	92.6%	16年度内訳	調定額	収入額	収納率	現年課税分	158,038,629	155,069,132	98.1%	前年度から滞納繰越分	11,701,104	1,881,016	16.1%	合計	169,739,733	156,950,148	92.5%	15年度内訳	調定額	収入額	収納率	現年課税分	160,666,997	157,241,863	97.9%	前年度から滞納繰越分	19,794,998	2,188,654	11.1%	合計	180,461,995	159,430,517	88.3%	15年度の調定額差額	8,215,354			16年度内訳	調定額	収入額	収納率	現年課税分	158,038,629	155,069,132	98.1%	前年度から滞納繰越分	19,676,233	1,881,016	9.6%	合計	177,714,862	156,950,148	88.3%	16年度の調定額差額	7,975,129		
15年度内訳	調定額	収入額	収納率																																																																							
現年課税分	160,666,997	157,241,863	97.9%																																																																							
前年度から滞納繰越分	11,579,644	2,188,654	18.9%																																																																							
合計	172,246,641	159,430,517	92.6%																																																																							
16年度内訳	調定額	収入額	収納率																																																																							
現年課税分	158,038,629	155,069,132	98.1%																																																																							
前年度から滞納繰越分	11,701,104	1,881,016	16.1%																																																																							
合計	169,739,733	156,950,148	92.5%																																																																							
15年度内訳	調定額	収入額	収納率																																																																							
現年課税分	160,666,997	157,241,863	97.9%																																																																							
前年度から滞納繰越分	19,794,998	2,188,654	11.1%																																																																							
合計	180,461,995	159,430,517	88.3%																																																																							
15年度の調定額差額	8,215,354																																																																									
16年度内訳	調定額	収入額	収納率																																																																							
現年課税分	158,038,629	155,069,132	98.1%																																																																							
前年度から滞納繰越分	19,676,233	1,881,016	9.6%																																																																							
合計	177,714,862	156,950,148	88.3%																																																																							
16年度の調定額差額	7,975,129																																																																									

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>(重要な問題点)</p> <p>税務統計上、15年度115億円と16年度の117億円とされている前年度からの滞納繰越額は、それぞれ197億円と196億円となる。その結果、15年度の滞納繰越の収納率は18.9%が11.1%に下がり、16年度の滞納繰越額の収納率は16.1%が9.6%と大幅に下がることとなる。さらに、年度の調定額も変わり、15年度の調定額1,722億円は82億円増加して1,804億円となり、16年度の1,697億円は79億円増加して1,777億円となる。したがって15年度の収納率は92.6%が88.3%と下がり、16年度の収納率は92.5%が88.3%と下がる。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>税務統計における市税の調定額・決算額累年比較や市税決算額調や決算書における歳入明細の調定額・収入未済額は、まったく信憑性のない滞納繰越額を基準にして多くの時間と労力をかけて作成されており、したがって税務統計や決算書で公表されるこれらの金額は「長期にわたり適正性、相当性を欠く」ものであった。</p> <p>滞納繰越額等の決算資料等は滞納オンラインシステムから出力されるデータに基づいて作成されなければならない。</p> <p>決算業務に対する基本姿勢の改善、滞納整理事務及び税務統計等の外部公表資料作成過程における内部管理体制の強化だけでなく、これらに対する監査体制の充実・強化が必要である。なお前提条件として、後述する監査のいたるところで指摘されるような滞納オンラインシステムにおける会計上の不備の早急な改善が必須である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(3) 滞納繰越額データベースの検証	16 年度滞納繰越額の検討	<p>□ 千葉市の税金に関するシステムは課税・収納・滞納の3つのオンラインシステムから構成されており、税務統計をはじめとした各種公表資料はこれらのシステムから出力されたデータを基礎に作成されていなければならない。ここでは各種公表数値に記載されている数値と、上記システムが持っている数値とに整合性があるか否かを事後的に検証するため、下記手続のうち、②の手続を実施した。なお、下記①の手続については、「1-(1)滞納繰越額の不一致 (P4~P7)」にて実施している。なお②の手続きは滞納オンラインシステムが簡単に過去の遡及できないプログラムであり、時間の制約上16年度の滞納繰越額まで遡って検証することが今回の個別外部監査でできる限界であった。</p> <p>① 税務統計等の公表資料と、その作成基礎となった課税・収納・滞納オンラインシステムからの出力帳票との照合</p> <p>② 課税・収納・滞納オンラインシステムからの出力帳票とシステム上に蓄積されているデータとの照合</p> <div data-bbox="792 655 1845 858" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <pre> graph LR A["税務統計等の公表資料 11,185,290,942円"] -- ① 78億円の不一致 --> B["公表資料の作成根拠 データ(システムからの 出力帳票) 19,019,187,615円"] B -- ② --> C["システム上に蓄積され ているデータ いくらになるか??"] </pre> </div> <p>□ 通常一般的には公表資料とその基礎資料たるシステムからの出力帳票の整合性が確認できれば、上記②のような手続は行われませんが、監査手続を進めていくうちに下記のような問題点が検出されたため、今回はあえて実施することとしたものである。</p> <p>① 公表資料とシステムからの出力帳票との大幅な不一致（滞納繰越額 78 億円の不一致）</p> <p>② 外観的に同一の基準日で出力したように見える複数の出力帳票間の数値の不一致</p> <p style="padding-left: 40px;">大半のデータが、いつ打ち出ししても（当然金額は変わるが）×年4月1日現在又は×年6月1日現在として打ち出されるので滞納オンラインシステムから出力されたデータとしても信憑性にかける</p> <p>③ 個別明細ベースの帳票のほとんどに合計欄がないため、合計ベースの帳票との照合が困難</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																							
		<p>□ システムデータと各種帳票の整合性確認</p> <p>① 課税・収納・滞納オンラインシステムを構成しているデータベースの詳細を確認し、監査に必要なデータが取れるかどうかについて検討した結果、滞納データベースだけでは過去の滞納残高にかかるデータを入手することは不可能であることが判明したため、収納データベース及び課税データベースからもデータを取り込んで調整するプログラムを新たに作成してもらい、そのプログラムから出力されたデータを使用して、平成 16 年度のシステムから出力された滞納繰越額 19,019,187,615 円を検証することとした。(16 年度末の税務統計上の公表滞納繰越額は 11,185,290,942 円となっている。これに対しシステムから出力された滞納繰越額は 19,019,187,615 円となっている。)</p> <p>② 実際に詳細データを入手し、監査人自ら再集計を実施した。結果 18,960,254,078 円となった。</p> <p>③ ②の集計結果と平成 16 年度末滞納繰越額としてシステムからの出力帳票を照合した。</p> <p>上記手続を実施した結果は以下のとおりである。</p> <p>【平成 16 年度末の滞納繰越額データ (2005 年 6 月 20 日基準日) との照合】 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="613 823 1765 1310"> <thead> <tr> <th>DB名</th> <th>税目</th> <th>滞納DB集計金額 (監査人集計)</th> <th>年度別・税目別滞納額 (システムからの出力帳票)</th> <th>差額</th> <th>差異率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">個人</td> <td>市民税(特徴)</td> <td>477,210,671</td> <td>479,493,965</td> <td>2,283,294</td> <td>0.48%</td> </tr> <tr> <td>市民税(普徴)</td> <td>5,103,711,566</td> <td>5,139,395,529</td> <td>35,683,963</td> <td>0.69%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税 都市計画税</td> <td>11,740,358,886</td> <td>11,755,498,966</td> <td>15,140,080</td> <td>0.13%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税 (償却資産)</td> <td>148,161,127</td> <td>148,371,827</td> <td>210,700</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>95,622,899</td> <td>95,951,599</td> <td>328,700</td> <td>0.34%</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>法人市民税</td> <td>517,668,947</td> <td>522,735,747</td> <td>5,066,800</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">滞納簿</td> <td>特別土地保有税</td> <td>799,462,389</td> <td>799,482,389</td> <td>20,000</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>78,057,593</td> <td>78,257,593</td> <td>200,000</td> <td>0.26%</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>18,960,254,078</td> <td>19,019,187,615</td> <td>58,933,537</td> <td>0.31%</td> </tr> </tbody> </table>	DB名	税目	滞納DB集計金額 (監査人集計)	年度別・税目別滞納額 (システムからの出力帳票)	差額	差異率	個人	市民税(特徴)	477,210,671	479,493,965	2,283,294	0.48%	市民税(普徴)	5,103,711,566	5,139,395,529	35,683,963	0.69%	固定資産税 都市計画税	11,740,358,886	11,755,498,966	15,140,080	0.13%	固定資産税 (償却資産)	148,161,127	148,371,827	210,700	0.14%	軽自動車税	95,622,899	95,951,599	328,700	0.34%	法人	法人市民税	517,668,947	522,735,747	5,066,800	0.97%	滞納簿	特別土地保有税	799,462,389	799,482,389	20,000	0.00%	事業所税	78,057,593	78,257,593	200,000	0.26%	合	計	18,960,254,078	19,019,187,615	58,933,537	0.31%
DB名	税目	滞納DB集計金額 (監査人集計)	年度別・税目別滞納額 (システムからの出力帳票)	差額	差異率																																																				
個人	市民税(特徴)	477,210,671	479,493,965	2,283,294	0.48%																																																				
	市民税(普徴)	5,103,711,566	5,139,395,529	35,683,963	0.69%																																																				
	固定資産税 都市計画税	11,740,358,886	11,755,498,966	15,140,080	0.13%																																																				
	固定資産税 (償却資産)	148,161,127	148,371,827	210,700	0.14%																																																				
	軽自動車税	95,622,899	95,951,599	328,700	0.34%																																																				
法人	法人市民税	517,668,947	522,735,747	5,066,800	0.97%																																																				
滞納簿	特別土地保有税	799,462,389	799,482,389	20,000	0.00%																																																				
	事業所税	78,057,593	78,257,593	200,000	0.26%																																																				
合	計	18,960,254,078	19,019,187,615	58,933,537	0.31%																																																				

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>(注1) 入手した滞納データベースには県民税の金額が含まれているため、所定の按分率により県民税を分離処理した。</p> <p>(注2) 上表の滞納 DB 集計金額は、5 月末までの全ての入金処理の入力及び修正等を反映させるために、2005 年 6 月 20 日を基準日として集計したものである。</p> <p>□ システムから出力される帳票に記載されている金額の妥当性評価の所見は、以下のとおりである。</p> <p>① 本来税務統計上に記載されるべき滞納額は、</p> <p>a) 現年滞納額：5 月末残高</p> <p>b) 過年度滞納額：3 月末残高</p> <p>の合計額であるが、現在の「年度別・税目別滞納額」は現年滞納額については 6 月 20 日を基準日としている。そのため、現在の「年度別・税目別滞納額」と比較するために、同日を基準日としたシステムデータを入手し、照合した。結果は上記表のとおりである。金額的には 19,019 百万円との間に 58 百万円の差異が生じているが、誤差率は 0.31%に留まっている。したがって 16 年度の滞納繰越額は、税務統計で公表している 11,185 百万円ではない。</p> <p>② 確かに出納整理期間の最終日である 5 月末日に入金が集中し、それを整理・分類するのに一定の時間がかかること、現行のシステムでは実際に入金した日と入力した日を分けて処理できないことを考慮すると、現状では 6 月 20 日現在で出力するのもやむを得ないものと思われるが、早急に、次の対策を講じるべきである。</p> <p>(重要な問題点)</p> <p>16 年度の滞納繰越額は、データベースで検証した結果 18,960,254,078 円まで遡ることはできた。したがって 16 年度の滞納繰越額は決算で公表している 11,185,290,942 円ではない。</p> <p>(注) 現状のシステムでは事後的に 16 年度の滞納繰越額は 19,019,187,615 円に一致すると証明することはかなり困難である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>(改善すべき事項)</p> <p>現状の滞納管理システムでは16年度末の滞納繰越額を遡及して計算することもかなりの時間と労力を必要とし、同一金額までたどりつくことは不可能に近い。したがって次のような対策が必要である。</p> <p>①実際に入金した日と入力した日を分けて処理できるようにシステムを改修する（入力した日はシステム側で自動付与する必要がある。）。</p> <p>②各出力帳票には作成基準日、出力日を漏れなく印字するように帳票設計を変更する。</p> <p>③残高ベースの各出力帳票（例：滞納の明細）は一定期間遡って基準日現在で出力できるように、データベースの設計を変更する。</p> <p>④フローベースの各出力帳票（例：不納欠損、処分停止の明細）は一定期間遡って期間を指定して出力できるようにデータベースの設計を変更する。</p> <p>⑤各明細ベースの出力帳票には明細データだけではなく、合計金額が漏れなく印字できるように帳票設計を変更する（合計ベースの帳票類との整合性を確保するために必要である。）。</p> <p>⑥上記対策を実施した上で、決算数値の根拠資料として、決算日もしくは基準日現在の各出力帳票（明細ベースのものを含む）をすべて出力・保管すべきである。決算日・基準日が厳密に守られなければ、各年度間の比較可能性や決算書内部の整合性が取れなくなってくる。速やかにシステムに必要な改修を加え、厳密な決算日・基準日の運用を行うべきである。</p> <p>※ なお、現行のシステムでも、多額の費用を投じてプログラムを追加・改修すれば、ある程度過去の履歴を把握できる可能性はある。しかしながら、上記のような対策はシステム全体の見直しを行わなければ実施は困難であり、対症的なプログラムの追加もしくは改修は行うべきではないと思料する（既に上記監査用データを抽出するだけでも相当額のプログラム開発費用が発生しているようである。このように日常業務もしくは内部管理状況の改善につながらないような開発費の発生は監査人として意図するところではないことを付け加えておく。）。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
2. 特別処分 (1) 特別処分とは	特別処分の内容	<p>□ 特別処分の導入の経緯は定かではなかったが、次の地方税法第15条の7第1項第2号及び第3号に該当しているものを対象として実施されていた。</p> <p>地方税法第15条の7第1項第2号 滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。 地方税法第15条の7第1項第3号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。</p> <p>具体的には次に記載する①②のようなものを対象として将来にわたり納税の見込まれないものについて、担当者等の意見を踏まえ、所属長の決定に基づき滞納オンラインシステム上「特別処分入力」をして、時効にかかわらず、登録年度の不納欠損処理として処理していた。</p> <p>①年金生活 高齢のため夫婦の年金収入で生活をしている。自宅の土地建物を所有している場合でも、これら不動産はすべて抵当権が設定されている状態で、これを差押することは生活を困窮させることになる</p> <p>②実質破綻先、財産競売、本人不明 多額の借入があり、経営不振による実質破綻先で、主たる資産は競売に付され、本人行方不明、その他財産も不明</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																		
	特別処分は 19人・社 以外 なかったか	<p>□ 特別処分は11年度から14年度まで19人・社入力されたが、うち1人は不正入力であったとの報告を受けた。 システムから出力された特別処分リストを入手し、特別処分処理したものが19人・社以外になかったかについては、個別外部監査人の補助者によるシステム監査によって検証した結果、特別処分入力は19人・社しかなかったことが確認された。「滞納整理事務情報システムの監査報告書 2-(8) 現存する証跡(操作記録)の調査等(特別処分のシステム監査) (P23)」参照</p> <p>したがって特別処分下記19人・社について個別に検証した。</p> <p>□ 特別処分の入力は14年度の不正入力1人を除く18人・社の市税の合計94,860千円であった。その内訳は、11年度は7人・社(合計1,486千円)いずれも100万円以下のものであった。12年度は4人・社(合計17,624千円)で内2人・社が100万円を超えるものであった。13年度は5人・社(合計29,007千円)及び14年度は2人・社(合計46,743千円)いずれも100万円を超えるものであった。</p> <p>特別処分として処理された18人・社の年度別内訳</p> <table border="1" data-bbox="584 730 1245 979"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>7人・社</td> <td>1,486</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>4人・社</td> <td>17,624</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>5人・社</td> <td>29,007</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>2人・社</td> <td>46,743</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18人・社</td> <td>94,860</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数	金額 (千円)	11年度	7人・社	1,486	12年度	4人・社	17,624	13年度	5人・社	29,007	14年度	2人・社	46,743	計	18人・社	94,860
年度	数	金額 (千円)																		
11年度	7人・社	1,486																		
12年度	4人・社	17,624																		
13年度	5人・社	29,007																		
14年度	2人・社	46,743																		
計	18人・社	94,860																		

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(2) 特別処分の決裁	特別処分における決裁書査閲について	<input type="checkbox"/> 11年度の7人・社の決裁書については文書保存期間3年経過した15年4月に廃棄処分されているので査閲できなかった。 <input type="checkbox"/> 12年度の4人・社の決裁書については文書保存期間3年経過した16年4月に廃棄処分されているので査閲できなかった。 <input type="checkbox"/> 13年度の5人・社に関する決裁書等の資料は本来17年4月に廃棄処分されることとなっていたが、監査のために保存されていたので査閲できた。 <input type="checkbox"/> 14年度の2人・社については決裁書があり、査閲できた。14年度の不正入力である1人は、決裁を受けていないので決裁書はなかった。
	11年度・12年度の特別処分について	<input type="checkbox"/> 11年度と12年度の11人・社は決裁書が廃棄されていることから、コンピューター上の交渉経過の記録等、監査実施時点で残っているすべてのデータを出力させ、交渉の経過を検討した。 いずれも、最終的には、会社倒産により所在不明、所在も財産も不明、年金生活で生活困窮というような状況であり、地方税法第15条の7第1項第2号及び地方税法第15条の7第1項第3号に該当するものと判断された。

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
	13 年度・14 年度の特別処分について	<p>□ 13 年度と 14 年度の 7 人・社については処分停止の個別の決裁書を検討した。その理由は以下のとおりであり、いずれも回収は容易でないものと判断され地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号及び地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号に該当するものと判断された。</p> <p>特別処分は既に制度として廃止され、過年度に行われた特別処分は全て取消され、処分停止処理によって時効を待って不納欠損処理されることになるが、当時どのようなものが特別処分として処理されたか記載すべきであると考えるので決裁書の要旨を記載すると次のとおりであった。</p> <p>例 1 経営不振で会社倒産。現地調査したが居住せず、転出先も不明、所在、財産ともに不明のため法第15条7第1項第3号該当で処理</p> <p>例 2 経営不振により会社閉鎖、債務返済不能のため所有不動産競売となり消滅 本人所在不明で処分可能な財産の有無も不明であるため、法第15条の7第1項第3号該当で処理</p> <p>例 3 土地売却先の倒産によって滞納発生、高齢、無職、年金生活、生活困窮のため担税力なしと判断し、法第15条の7第1項第2号該当で処理</p> <p>例 4 経営不振で会社倒産、自宅も人手に渡る。生活困窮で担税力なしと判断し、法第15条の7第1項第2号該当で処理</p> <p>例 5 経営不振により会社閉鎖、不動産も売却、本人所在及び財産ともに不明のため、法第15条の7第1項第3号該当で処理</p> <p>例 6 経営不振により会社閉鎖、不動産も売却となる。会社は閉鎖され所在不明、処分可能な財産の有無も不明なため、法第15条7の第1項第3号該当で処理</p> <p>例 7 不渡により倒産、本人所在不明であり財産の有無も不明のため、法第15条の7第1項3号該当で処理</p> <p>地方税法第15条の7第1項第2号 滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。 地方税法第15条の7第1項第3号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(3) 特別処分の顛末	不正入力 of 顛末	<input type="checkbox"/> 特別処分 19 人・社のうち 1 人は、14 年 6 月 17 日に滞納繰越額から不正に抹消されたものであるため決裁書はない。しかし、16 年 1 月 7 日に取消し、滞納残高を復活し、再度徴収を行った結果 16 年 1 月 9 日には本税が納入され、16 年 10 月 21 日までに延滞金も含めて全額納入された。また、これら入金の実態を資料によって確認した。
	特別処分 18 人・社の顛末	<input type="checkbox"/> その他の特別処分 18 人・社については、「17 年 3 月 25 日起案、3 月 28 日決裁の、処分停止調書（取消）の決裁書」の写しを入手した。当該決裁書の本文は「平成 11 年度から平成 14 年度まで、滞納処分の執行を停止した 18 人・社については、特別処分として処理したものであり、 <u>適正を欠いた処理であったため、これを取消しし、改めて地方税法第 15 条の 7 第 1 項の規定により、処分停止を行うものである。</u> 」として決裁し、16 年度末において時効の到来していない滞納繰越額がある 8 人・社分の市税 70,888 千円について滞納額としてシステム上復活させた。 <input type="checkbox"/> この復活させた滞納繰越額のうち 17 年 12 月 27 日現在の滞納繰越額は 3 人分 19,960 千円となっており、差額 50,928 千円はいずれも回収不可能で、17 年度において時効となった。 <input type="checkbox"/> 17 年 12 月 27 日現在、滞納残高のある 3 人は、いずれも処分停止の個別決裁を受け、この時効は 18 年 4 月から 19 年 2 月に到来する。
	復活させた滞納繰越額以外の滞納額	<p>なお、これらの特別処分該当者が特別処分の対象となった税額そのもの以外に、その後も滞納額が生じていないか調査した。その後の年度において滞納が発生しているのは、17 年 4 月 1 日現在 5 人おり、市税の合計額は 3,029 千円、そのうち 17 年 12 月 27 日現在残高があるのは 2 人 1,245 千円であることが判明した。こうした滞納額についての差額 1,783 千円は、いずれも回収不可能で、時効となった。</p>
	市の報告との整合性	<input type="checkbox"/> 特別処分については、平成 16 年 9 月 14 日に特別処分関係調査書として市が報告した内容と相違がなかったことが確認できた。

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																												
3. 不納欠損処理と処分停止 (1) 不納欠損の内容と分析	不納欠損の現状	<p data-bbox="555 215 2085 295"> <input type="checkbox"/> 不納欠損とは、千葉市予算会計規則第 39 条に規定されており、歳入徴収者が時効完成若しくは徴収権の消滅により歳入の欠損処分をすべきものについて、局長の決裁を得て歳入の不納欠損処分を行うことである。 </p> <p data-bbox="555 311 2085 391"> 不納欠損処理の推移は税務統計で公表されているが、平成 11 年度から 16 年度までの不納欠損の発生状況は以下のとおりである。 </p> <table border="1" data-bbox="555 414 2085 614"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>単</th> <th>位</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>員</td> <td>人</td> <td></td> <td>11,852</td> <td>17,115</td> <td>17,750</td> <td>18,983</td> <td>22,423</td> <td>27,989</td> </tr> <tr> <td>件</td> <td>数</td> <td>件</td> <td></td> <td>27,404</td> <td>41,417</td> <td>41,682</td> <td>46,226</td> <td>53,657</td> <td>70,336</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>額</td> <td>円</td> <td></td> <td>736,459,974</td> <td>1,011,214,253</td> <td>1,161,834,963</td> <td>1,464,268,548</td> <td>1,174,124,478</td> <td>1,642,377,319</td> </tr> <tr> <td>平均金額</td> <td>/</td> <td>人</td> <td>円</td> <td>62,138</td> <td>59,084</td> <td>65,455</td> <td>77,136</td> <td>52,363</td> <td>58,679</td> </tr> <tr> <td>平均金額</td> <td>/</td> <td>件</td> <td>円</td> <td>26,874</td> <td>24,415</td> <td>27,874</td> <td>31,676</td> <td>21,882</td> <td>23,350</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="555 630 2085 662"> (注) 件数は個人(法人)別・税目別・期別の件数であり、人員数(会社数)よりも多くなる。 </p> <p data-bbox="555 742 2085 861"> <input type="checkbox"/> 上記のとおり、不納欠損の人数、件数は毎年度増加傾向にある。金額は 11 年度以降毎年増加傾向にあったが、特別処分の発覚した 15 年度は一旦 1,174 百万円に減少し、16 年度は 1,642 百万円と急増している。1 件当たりの平均金額は 16 年度では 23,350 円、1 人当たりでは 58,679 円となっている。 </p>	区	分	単	位	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	人	員	人		11,852	17,115	17,750	18,983	22,423	27,989	件	数	件		27,404	41,417	41,682	46,226	53,657	70,336	金	額	円		736,459,974	1,011,214,253	1,161,834,963	1,464,268,548	1,174,124,478	1,642,377,319	平均金額	/	人	円	62,138	59,084	65,455	77,136	52,363	58,679	平均金額	/	件	円	26,874	24,415	27,874	31,676	21,882	23,350
区	分	単	位	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																					
人	員	人		11,852	17,115	17,750	18,983	22,423	27,989																																																					
件	数	件		27,404	41,417	41,682	46,226	53,657	70,336																																																					
金	額	円		736,459,974	1,011,214,253	1,161,834,963	1,464,268,548	1,174,124,478	1,642,377,319																																																					
平均金額	/	人	円	62,138	59,084	65,455	77,136	52,363	58,679																																																					
平均金額	/	件	円	26,874	24,415	27,874	31,676	21,882	23,350																																																					

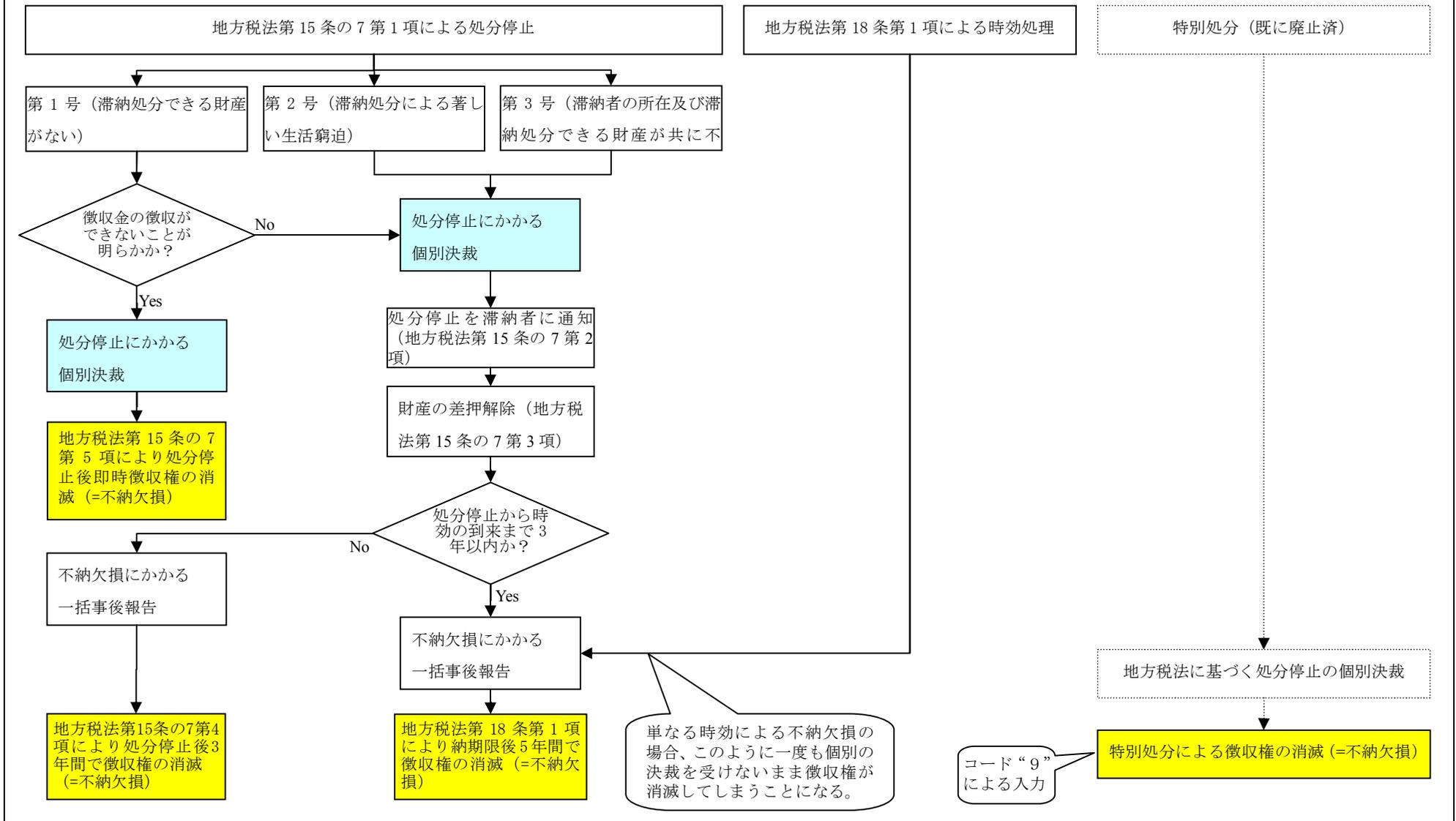
監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																																																																															
	滞納から不納欠損となる期間	<p>□ 税務統計によると 14 年度以降に不納欠損処理したものの課税対象年度は次のようになっている。大半が 5 年以前のものである。5 年以前の課税対象年度の不納欠損額全体に占める割合は 16 年度では 89.1%である。</p> <p>不納欠損額調</p> <p style="text-align: right;">(単位：件,円,%)</p>																																																																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">課税年度 \ 累積年度</th> <th colspan="2">14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9年度以前</td> <td>件数</td> <td>39,692</td> <td>85.9%</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>1,181,315,282</td> <td>80.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10年度</td> <td>件数</td> <td>3,137</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>144,539,671</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11年度</td> <td>件数</td> <td>1,109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>38,934,892</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12年度</td> <td>件数</td> <td>1,131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>51,229,728</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13年度</td> <td>件数</td> <td>1,013</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>39,597,256</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14年度</td> <td>件数</td> <td>144</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>8,651,719</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度計</td> <td>46,226</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1,464,268,548</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				課税年度 \ 累積年度		14年度		9年度以前	件数	39,692	85.9%	税額	1,181,315,282	80.7%	10年度	件数	3,137		税額	144,539,671		11年度	件数	1,109		税額	38,934,892		12年度	件数	1,131		税額	51,229,728		13年度	件数	1,013		税額	39,597,256		14年度	件数	144		税額	8,651,719		年度計		46,226				1,464,268,548		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年度以前</td> <td>45,023 83.9%</td> </tr> <tr> <td>11年度</td> <td>4,986</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110,811,517</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>1,337</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45,352,863</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>1,074</td> </tr> <tr> <td></td> <td>39,379,288</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>1,162</td> </tr> <tr> <td></td> <td>37,091,642</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,225,066</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>53,657</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,174,124,478</td> </tr> </tbody> </table>				15年度		10年度以前	45,023 83.9%	11年度	4,986		110,811,517	12年度	1,337		45,352,863	13年度	1,074		39,379,288	14年度	1,162		37,091,642	15年度	75		2,225,066	年度計			53,657		1,174,124,478	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度以前</td> <td>62,968 89.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,462,751,300 89.1%</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>6,545</td> </tr> <tr> <td></td> <td>155,398,471</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>473</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14,954,824</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,025,670</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,034,096</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>212,958</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,336</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,642,377,319</td> </tr> </tbody> </table>				16年度		11年度以前	62,968 89.5%		1,462,751,300 89.1%	12年度	6,545		155,398,471	13年度	473		14,954,824	14年度	124		3,025,670	15年度	201		6,034,096	16年度	25		212,958	年度計			70,336		1,642,377,319
課税年度 \ 累積年度		14年度																																																																																																																															
9年度以前	件数	39,692	85.9%																																																																																																																														
	税額	1,181,315,282	80.7%																																																																																																																														
10年度	件数	3,137																																																																																																																															
	税額	144,539,671																																																																																																																															
11年度	件数	1,109																																																																																																																															
	税額	38,934,892																																																																																																																															
12年度	件数	1,131																																																																																																																															
	税額	51,229,728																																																																																																																															
13年度	件数	1,013																																																																																																																															
	税額	39,597,256																																																																																																																															
14年度	件数	144																																																																																																																															
	税額	8,651,719																																																																																																																															
年度計		46,226																																																																																																																															
		1,464,268,548																																																																																																																															
15年度																																																																																																																																	
10年度以前	45,023 83.9%																																																																																																																																
11年度	4,986																																																																																																																																
	110,811,517																																																																																																																																
12年度	1,337																																																																																																																																
	45,352,863																																																																																																																																
13年度	1,074																																																																																																																																
	39,379,288																																																																																																																																
14年度	1,162																																																																																																																																
	37,091,642																																																																																																																																
15年度	75																																																																																																																																
	2,225,066																																																																																																																																
年度計																																																																																																																																	
	53,657																																																																																																																																
	1,174,124,478																																																																																																																																
16年度																																																																																																																																	
11年度以前	62,968 89.5%																																																																																																																																
	1,462,751,300 89.1%																																																																																																																																
12年度	6,545																																																																																																																																
	155,398,471																																																																																																																																
13年度	473																																																																																																																																
	14,954,824																																																																																																																																
14年度	124																																																																																																																																
	3,025,670																																																																																																																																
15年度	201																																																																																																																																
	6,034,096																																																																																																																																
16年度	25																																																																																																																																
	212,958																																																																																																																																
年度計																																																																																																																																	
	70,336																																																																																																																																
	1,642,377,319																																																																																																																																

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																			
(2) 不納欠損率	調定額に対する不納欠損率	<p data-bbox="555 215 2085 379">□ 調定額のうちどのくらいの割合で不納欠損が発生するのであろうか。同一年度の調定額と不納欠損額を比較すると 16年度は 0.97% (1,642,377 千円÷169,739,733 千円) となる。しかし、不納欠損処理が行われる調定額は 5 年以前に発生したものが主たるものであるため、5 年前の調定額と比較すると、16 年度は 0.88% (1,642,377 千円÷187,046,375 千円) となる。調定額のうち不納欠損処理される割合は、僅少ではあるが増加傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="584 472 1290 738"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>調定額 (千円)</th> <th>不納欠損額 (千円)</th> <th>同一年 度比率</th> <th>5 年前 比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 年 度</td> <td>187,046,375</td> <td>736,460</td> <td>0.39%</td> <td>0.42%</td> </tr> <tr> <td>12 年 度</td> <td>182,644,647</td> <td>1,011,214</td> <td>0.55%</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>13 年 度</td> <td>182,060,561</td> <td>1,161,835</td> <td>0.64%</td> <td>0.61%</td> </tr> <tr> <td>14 年 度</td> <td>179,271,649</td> <td>1,464,269</td> <td>0.82%</td> <td>0.76%</td> </tr> <tr> <td>15 年 度</td> <td>172,246,641</td> <td>1,174,124</td> <td>0.68%</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>16 年 度</td> <td>169,739,733</td> <td>1,642,377</td> <td>0.97%</td> <td>0.88%</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	調定額 (千円)	不納欠損額 (千円)	同一年 度比率	5 年前 比率	11 年 度	187,046,375	736,460	0.39%	0.42%	12 年 度	182,644,647	1,011,214	0.55%	0.55%	13 年 度	182,060,561	1,161,835	0.64%	0.61%	14 年 度	179,271,649	1,464,269	0.82%	0.76%	15 年 度	172,246,641	1,174,124	0.68%	0.63%	16 年 度	169,739,733	1,642,377	0.97%	0.88%
年 度	調定額 (千円)	不納欠損額 (千円)	同一年 度比率	5 年前 比率																																	
11 年 度	187,046,375	736,460	0.39%	0.42%																																	
12 年 度	182,644,647	1,011,214	0.55%	0.55%																																	
13 年 度	182,060,561	1,161,835	0.64%	0.61%																																	
14 年 度	179,271,649	1,464,269	0.82%	0.76%																																	
15 年 度	172,246,641	1,174,124	0.68%	0.63%																																	
16 年 度	169,739,733	1,642,377	0.97%	0.88%																																	
(3) 不納欠損に至るフローチャートと根拠法令	不納欠損に至る経過の検討	<p data-bbox="555 842 1176 874">□ 滞納額が不納欠損となる経過は、7 通りある。</p> <p data-bbox="584 898 2085 1018">① 地方税法第 15 条の 7 第 1 項各号により 処分停止に係る個別決裁を受け、処分停止を滞納者に通知（地方税法第 15 条の 7 第 2 項）し、財産の差押を解除（地方税法第 15 条の 7 第 3 項）した上で、処分停止が 3 年継続する前に、地方税法第 18 条第 1 項により納期限の翌日から起算して 5 年間徴収権を行使しないことにより時効が成立し、欠損処理される。</p> <p data-bbox="584 1042 2085 1114">② 地方税法第 18 条第 1 項により納期限の翌日から起算して 5 年間徴収権を行使しないことにより時効が成立し、一度も 個別決裁を受けないまま徴収権が消滅し、欠損処理される。</p> <p data-bbox="584 1137 2085 1305">③ 地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号により処分できる財産がない場合で徴収金の徴収ができないことが明らかでない場合、処分停止に係る個別決裁を受け、処分停止を滞納者に通知（地方税法第 15 条の 7 第 2 項）し、財産の差押を解除（地方税法第 15 条の 7 第 3 項）した上で、処分停止が 3 年間継続したとき（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）時効が成立し、欠損処理される。</p>																																			

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>④地方税法第15条の7第1項第1号により処分できる財産がない場合で、徴収金の徴収ができないことが明らかであるならば、処分停止に係る個別決裁を受け、地方税法第15条の7第5項により処分停止後即時徴収権の消滅となり、欠損処理される。</p> <p>⑤地方税法第15条の7第1項第2号により滞納処分による著しい生活窮迫のおそれがある場合、処分停止に係る個別決裁を受け、処分停止を滞納者に通知（地方税法第15条の7第2項）し、財産の差押を解除（地方税法第15条の7第3項）した上で、処分停止が3年間継続したとき（地方税法第15条の7第4項）時効が成立し、欠損処理される。</p> <p>⑥地方税法第15条の7第1項第3号により滞納者の所在及び滞納処分できる財産がともに不明の場合、処分停止に係る個別決裁を受け、処分停止が3年間継続したとき（地方税法第15条の7第4項）時効が成立し、欠損処理される。</p> <p>⑦地方税法第15条の7第1項第2号及び第3号に規定する処分停止の個別決裁を専決権者である税務部長まで受けた後、納税管理課長と担当者が協議した上で、特別処分入力であるオンラインコードで9を入力し、徴収権を消滅させ、当該年度の不納欠損として処理していた（特別処分）。</p> <p>特別処分については、地方税法上規定がないことから、平成16年2月12日に既に廃止済である。（特別処分については、「2.特別処分(P15～P19)」を参照のこと。）</p> <p>（参考）地方税法より抜粋</p> <p>地方税法第15条の7</p> <p>第1項 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、対象処分の執行を停止することが出来る。</p> <p>第1号 滞納処分をすることが出来る財産がないとき</p> <p>第2号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき</p> <p>第3号 その所在及び滞納処分をすることが出来る財産がともに不明であるとき。</p> <p>第2項 地方公共団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。</p> <p>第3項 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行停止をした場合において、その停止に係る地方団体</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。</p> <p>第4項 第1項の規定により滞納処分の実行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。</p> <p>第5項 第1項第1号の規定により滞納処分の実行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認にかかるものであるときその地方団体の徴収金を徴収するものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。</p> <p>地方税法第18条第1項</p> <p>地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下本款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日）の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。</p> <p>前述した不納欠損となる滞納額の経過をフローチャートで書くと、次ページのようになる。</p>

不納欠損に至るフロー



監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果							
	不納欠損処理額の法的根拠による分類	<p>□ 各年度の欠損処理を根拠となる法令によって分類すると次のようになっている。</p> <p>16年度の増加は地方税法第18条第1項「その他」の理由によるものが増加している。それぞれの不納欠損となる過程については、(3) 不納欠損に至るフローチャートと根拠法令 不納欠損に至る過程の検討を参照のこと。</p>							
		(単位：円)							
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度		
① 地方税法第18条第1項(処分停止)	135,940,201	230,442,078	485,654,335	561,137,910	310,505,353	371,727,179			
② 地方税法第18条第1項(その他)	336,779,917	357,347,030	234,564,717	229,986,677	256,543,300	671,262,564			
③ 地方税法第15条の7第1項第1号	43,922,524	60,690,124	93,466,344	251,614,493	260,623,645	390,833,496			
④ 地方税法第15条の7第1項第2号	4,591,855	13,113,963	16,546,893	40,767,785	56,798,308	101,210,887			
⑤ 地方税法第15条の7第1項第3号	24,452,509	52,225,903	52,490,229	129,212,151	69,144,807	85,996,530			
⑥ 地方税法第15条の7第5項	190,772,968	297,395,155	279,112,445	251,549,532	220,509,065	21,346,663			
計	736,459,974	1,011,214,253	1,161,834,963	1,464,268,548	1,174,124,478	1,642,377,319			
個別決裁・処分停止のもの	399,680,057	653,867,223	927,270,246	1,234,281,871	917,581,178	971,114,755			
その他	336,779,917	357,347,030	234,564,717	229,986,677	256,543,300	671,262,564			
その他/不納欠損額	45.7%	35.3%	20.2%	15.7%	21.8%	40.9%			
		15年度			16年度				
		人員	件数	金額	人員	件数	金額		
① 地方税法第18条第1項(処分停止)	7,153	15,454	310,505,353	6,123	13,614	371,727,179			
② 地方税法第18条第1項(その他)	8,710	16,975	256,543,300	14,437	33,409	671,262,564			
③ 地方税法第15条の7第1項第1号	2,852	9,696	260,623,645	4,053	13,232	390,833,496			
④ 地方税法第15条の7第1項第2号	869	2,532	56,798,308	1,746	5,522	101,210,887			
⑤ 地方税法第15条の7第1項第3号	1,139	3,219	69,144,807	1,361	3,790	85,996,530			
⑥ 地方税法第15条の7第5項	1,700	5,781	220,509,065	269	769	21,346,663			
計	22,423	53,657	1,174,124,478	27,989	70,336	1,642,377,319			
個別決裁・処分停止のもの	13,713	36,682	917,581,178	13,552	36,927	971,114,755			
その他	8,710	16,975	256,543,300	14,437	33,409	671,262,564			
		<p>上記の②地方税法第18条第1項(その他)は処分停止の個別決裁を受けていないものであり、時効により不納欠損となるものである。</p>							

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																																											
(4) 不納欠損の個別検討	300 万円以上の不納欠損の検討	<p>不納欠損については各年度において「不納欠損該当者一覧表」を打ち出すことになっているが、保存されていないので、17年8月に滞納管理システムから11年度から不納欠損処理した個別明細資料の打ち出しを要求した。打ち出された個別明細は他と同じように合計額が記載されていないので、不納欠損額の集計表との整合性は検証できない。</p> <p>なお、17年8月に打ち出した年度別の個別明細はすべて「平成×年4月1日不納欠損該当者一覧表」として事実と異なるタイトルで打ち出されてきた。</p> <p>□ 11年度から16年度について300万円以上のシステム上データが残っている不納欠損額についてリストアップし、不納欠損該当者一覧表と照合した後に、データファイルを通じて交渉履歴等を打ち出してフローチャートにしたがって回収可能性及び合法性を検討した。検討した不納欠損の300万円以上のリストは下記ようになる。</p> <p>11年度から16年度までの不納欠損処理 各区分・300万円以上のリスト (単位：上段人員・下段円)</p> <table border="1" data-bbox="539 644 2007 1233"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 不納欠損年度計</td> <td>736,459,974</td> <td>1,011,214,253</td> <td>1,161,834,963</td> <td>1,464,268,548</td> <td>1,174,124,478</td> <td>1,642,377,319</td> </tr> <tr> <td colspan="7">システム上データが残っていて抽出できたもの</td> </tr> <tr> <td>中 央 区</td> <td>1 3,477,600</td> <td>1 3,426,700</td> <td>0</td> <td>2 10,513,700</td> <td>1 3,253,900</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>花 見 川 区</td> <td>1 21,736,700</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2 7,597,400</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>稲 毛 区</td> <td>1 16,559,300</td> <td>0</td> <td>1 13,061,500</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>若 葉 区</td> <td>1 18,610,700</td> <td>0</td> <td>1 3,733,500</td> <td>2 11,157,100</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>美 浜 区</td> <td>0</td> <td>1 9,143,200</td> <td>0</td> <td>1 14,957,100</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>本 庁</td> <td>1 3,843,445</td> <td>3 18,013,100</td> <td>4 117,755,400</td> <td>11 134,812,426</td> <td>42 235,726,540</td> <td>57 469,627,462</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>43</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>64,227,745</td> <td>30,583,000</td> <td>134,550,400</td> <td>179,037,726</td> <td>238,980,440</td> <td>469,627,462</td> </tr> <tr> <td>②/①</td> <td>8.7%</td> <td>3.0%</td> <td>11.6%</td> <td>12.2%</td> <td>20.4%</td> <td>28.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 16年度の不納欠損額のデータベースの検証は(P41～P43)で実施しているが、この検討過程で算出された300万円以上の不納欠損処理額の合計は上記の抽出と若干の金額の差異はあるがほぼ一致した。したがって16年度の不納欠損は抹消さ</p>	年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	① 不納欠損年度計	736,459,974	1,011,214,253	1,161,834,963	1,464,268,548	1,174,124,478	1,642,377,319	システム上データが残っていて抽出できたもの							中 央 区	1 3,477,600	1 3,426,700	0	2 10,513,700	1 3,253,900	0	花 見 川 区	1 21,736,700	0	0	2 7,597,400	0	0	稲 毛 区	1 16,559,300	0	1 13,061,500	0	0	0	若 葉 区	1 18,610,700	0	1 3,733,500	2 11,157,100	0	0	緑 区	0	0	0	0	0	0	美 浜 区	0	1 9,143,200	0	1 14,957,100	0	0	本 庁	1 3,843,445	3 18,013,100	4 117,755,400	11 134,812,426	42 235,726,540	57 469,627,462	計	5	5	6	18	43	57	②	64,227,745	30,583,000	134,550,400	179,037,726	238,980,440	469,627,462	②/①	8.7%	3.0%	11.6%	12.2%	20.4%	28.6%
年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																																																							
① 不納欠損年度計	736,459,974	1,011,214,253	1,161,834,963	1,464,268,548	1,174,124,478	1,642,377,319																																																																																							
システム上データが残っていて抽出できたもの																																																																																													
中 央 区	1 3,477,600	1 3,426,700	0	2 10,513,700	1 3,253,900	0																																																																																							
花 見 川 区	1 21,736,700	0	0	2 7,597,400	0	0																																																																																							
稲 毛 区	1 16,559,300	0	1 13,061,500	0	0	0																																																																																							
若 葉 区	1 18,610,700	0	1 3,733,500	2 11,157,100	0	0																																																																																							
緑 区	0	0	0	0	0	0																																																																																							
美 浜 区	0	1 9,143,200	0	1 14,957,100	0	0																																																																																							
本 庁	1 3,843,445	3 18,013,100	4 117,755,400	11 134,812,426	42 235,726,540	57 469,627,462																																																																																							
計	5	5	6	18	43	57																																																																																							
②	64,227,745	30,583,000	134,550,400	179,037,726	238,980,440	469,627,462																																																																																							
②/①	8.7%	3.0%	11.6%	12.2%	20.4%	28.6%																																																																																							

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>れていないデータから抽出できたと考えている。</p> <p>□ 滞納管理システムから抽出できた1人あたりにつき高額な不納欠損については、11年度は5人、64百万円であり、不納欠損額全体の8.7%であった。しかし、16年度には57人、469百万円となり、全体の28.6%であった。これらの大半は本庁の高額滞納整理室（16年度までは特別滞納整理室と言った）の管理である。</p> <p>リストアップした個別案件の資料に基づき、欠損処理の根拠となる法令及び判断に誤りはないかにつき、検討した。不納欠損処理については個別決裁書が無い場合、システムにより全ての交渉履歴を打ち出して検討することとした。その結果、抽出したものは大半が処分停止の決裁を受けているものであった。また交渉履歴を検討した結果根拠法令に基づいて処理されており、不納欠損処理は合法的に処理されているものと判断した。</p>
	処分停止を受けなかった不納欠損の検討	<p>□ 16年度は18条第1項の処分停止以外のその他による不納欠損処理が671百万円（全体の40.9%）と多いことから、「不納欠損該当者一覧表」から16年度につきその他の条項によって欠損処理されているもの（その他の条項とそれ以外の条項の複数の条件で処理されているものは、処分停止の決裁を受けている）の内容を検討した。その他で不納欠損処理されるものは少額のものが多かったが、さらに本庁の金額の200万円以上のものについてリストアップし、交渉履歴により欠損処理の根拠となる法令及び判断に誤りはないかを検討した結果、不納欠損処理は合法的に処理されているものと判断した。この中には一旦滞納額として復活した特別処分も含まれていた。また、処分停止とすべきではないかと思われるものもあつたが、少しでも回収すべく努力した結果、処分停止の決裁を受けられないまま時効に至ったものが見受けられた。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
	<p>僅少な不納欠損の検討</p>	<p>□ この他、不納欠損該当者一覧表より 11 年度から 16 年度までサンプリング抽出した 60 人の僅少な不納欠損の内容を検討した。その結果、かなりの部分が住民税の均等割りであり、法人においては継続して赤字決算法人となっており、倒産、競売によって財産なし、行方不明等の理由によるものが多かった。独立した個別案件の不納欠損処理は、いずれも地方税法第 18 条第 1 項、第 15 条の 7 第 1 項の規定に基づいて合法的に処理されているものと判断した。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>不納欠損額の個別明細としての「不納欠損該当者一覧表」は合計額を末尾に記載して、不納欠損額集計表と照合可能にすることが必要である。また、滞納額を回収不能として抹消する重要な調書であるので、年度末において必ず出力し、期限を定めて保管する必要がある。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(5) 不納欠損への対策について	<p>決裁書に記載された対策</p>	<p>□ 不納欠損の際、担当者は、千葉市予算会計規則第 39 条の規定に基づき、時効の完成及び徴収権の消滅したものについて、不納欠損処分に関する報告書を作成し、局長の決裁を受けなければならない。なお、「時効の完成及び徴収権の消滅したもの」の中には、処分停止済みのものだけでなく、滞納整理中のものも含まれる。</p> <p>平成 11 年度から平成 16 年度までの不納欠損処理に係る決裁書を通査したところ、下記事項が検出された。</p> <p>①決裁書の「不納欠損理由」「対応策」に記載されている内容は、平成 11 年度から平成 14 年度までは全く同一であるだけでなく、具体性に乏しく、過年度の施策についての実施状況の報告及びその対策といった内容は一切盛り込まれていない。</p> <p>②上記①の状況は平成 15 年度から大きく変わり、下記のような対策が記載されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額滞納者に対する徴収強化（特別滞納整理室を中心とした滞納整理の強化） ・ 現年度分の徴収強化 ・ 徴収・納税指導の徹底 ・ 滞納処分による債権の保全（早期の財産調査及び滞納処分の執行） ・ 処分停止の端末入力（決裁起案者と端末入力者の分離） ・ 二重照合制度（システムから出力される処分停止承認入力済者名簿と、その入力原票たる処分停止調書を承認入力者以外の複数の者が確認する制度） ・ 滞納管理（進行管理票による滞納管理の徹底と処理方法の明確化） <p>（平成 16 年度の決裁書では多少の変化はあるものの、15 年度と記載内容の傾向に変化は無い。）</p> <p>□ 15 年度以降は、平成 14 年度までと比較すると、確かに記載されている内容は具体的になってきており、年度によって今後とるべき対策・目標の記載部分に変化が見られるようになった。しかし、過年度の施策の実施状況に関する結果・経過報告がなされないまま翌年度の対応策が挙げられているため、個々の対応策を実施する目的・実効性が見えにくい状況</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>にある。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>不納欠損への対応策は、具体的戦略、行動指針、目標数値を掲げ、より実行可能性を高め、翌年度以降の決裁書で当該対応策をとった成果（もしくは経過）について具体的に分析して記載し、翌々年度の対応策の策定につなげていく必要がある。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(6) 処分停止の内容と分析	処分停止の内容	<p>□ 処分停止とは、地方税法第15条の7第1項の規定により、①滞納処分することができる財産がないとき、②滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、滞納処分の執行を停止することができるものであるが、地方税法第15条の8によれば滞納処分の執行を停止した後3年以内に上記①から③に該当する事実がないと認められるときはその執行停止を取消さねばならないとされている。</p> <p>しかし処分停止額は、滞納額のうち回収が極めて難しいものについて、個別決裁を受けて滞納処分の執行を一時停止するものであり、時効または3年経過すればその大半は不納欠損額として処理される。いわば不納欠損となる予備軍である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																	
	滞納繰越額に占める処分停止の割合	<p data-bbox="539 209 2076 376">□ 税務統計上の①処分停止の繰越額と②滞納繰越額は下記のとおりであり、この滞納繰越額における処分停止繰越額の比率は下記③となる。この比率で見ると例えば16年度末における②税務統計の滞納繰越額111億円の③27.1%はすでに処分停止となっているものであり、実質的にかなりの金額が回収不能に近いものとして位置づけられていることになる。</p> <p data-bbox="539 389 2076 512">しかし処分停止繰越額は滞納オンラインシステムのデータベースから抽出してきているので、④滞納集計データの滞納繰越額との間で比較されるべきものである。16年度の滞納繰越額190億円に対し15.9%が不納欠損となる可能性が極めて高い処分停止額となっている。</p> <p data-bbox="600 520 1854 549">滞納額に占める処分停止の割合 (単位：円，%)</p> <table border="1" data-bbox="600 549 1877 836"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①処分停止繰越額(円)</th> <th>②税務統計の滞納繰越額(円)</th> <th>③=①/②</th> <th>④滞納集計データ上の滞納繰越額(円)</th> <th>⑤=①/④</th> <th>不納欠損額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>1,634,320,786</td> <td>13,191,486,184</td> <td>12.4%</td> <td>20,058,526,403</td> <td>8.1%</td> <td>736,459,974</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>2,452,380,045</td> <td>12,566,559,414</td> <td>19.5%</td> <td>20,227,070,754</td> <td>12.1%</td> <td>1,011,214,253</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3,056,752,893</td> <td>12,352,702,578</td> <td>24.7%</td> <td>20,109,897,877</td> <td>15.2%</td> <td>1,161,834,963</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>2,354,087,178</td> <td>11,578,482,912</td> <td>20.3%</td> <td>19,794,998,413</td> <td>11.9%</td> <td>1,464,268,548</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>2,072,049,727</td> <td>11,655,865,332</td> <td>17.8%</td> <td>19,676,233,182</td> <td>10.5%</td> <td>1,174,124,478</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>3,026,046,669</td> <td>11,185,290,942</td> <td>27.1%</td> <td>19,019,187,615</td> <td>15.9%</td> <td>1,642,377,319</td> </tr> </tbody> </table>	年度	①処分停止繰越額(円)	②税務統計の滞納繰越額(円)	③=①/②	④滞納集計データ上の滞納繰越額(円)	⑤=①/④	不納欠損額(円)	11年度	1,634,320,786	13,191,486,184	12.4%	20,058,526,403	8.1%	736,459,974	12年度	2,452,380,045	12,566,559,414	19.5%	20,227,070,754	12.1%	1,011,214,253	13年度	3,056,752,893	12,352,702,578	24.7%	20,109,897,877	15.2%	1,161,834,963	14年度	2,354,087,178	11,578,482,912	20.3%	19,794,998,413	11.9%	1,464,268,548	15年度	2,072,049,727	11,655,865,332	17.8%	19,676,233,182	10.5%	1,174,124,478	16年度	3,026,046,669	11,185,290,942	27.1%	19,019,187,615	15.9%	1,642,377,319
年度	①処分停止繰越額(円)	②税務統計の滞納繰越額(円)	③=①/②	④滞納集計データ上の滞納繰越額(円)	⑤=①/④	不納欠損額(円)																																													
11年度	1,634,320,786	13,191,486,184	12.4%	20,058,526,403	8.1%	736,459,974																																													
12年度	2,452,380,045	12,566,559,414	19.5%	20,227,070,754	12.1%	1,011,214,253																																													
13年度	3,056,752,893	12,352,702,578	24.7%	20,109,897,877	15.2%	1,161,834,963																																													
14年度	2,354,087,178	11,578,482,912	20.3%	19,794,998,413	11.9%	1,464,268,548																																													
15年度	2,072,049,727	11,655,865,332	17.8%	19,676,233,182	10.5%	1,174,124,478																																													
16年度	3,026,046,669	11,185,290,942	27.1%	19,019,187,615	15.9%	1,642,377,319																																													

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																																																																																											
	区別の処分停止の状況	<p data-bbox="539 217 2074 292">□ 15年度及び16年度の区別処分停止繰越額の内訳は次のとおりである。このうち本庁特別滞納整理室の分が23億円あり、全体30億円の76%を占めている。また16年度は1年間で14億円増加している。</p> <p data-bbox="600 316 1559 344">処分停止繰越額の区別内訳 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="600 344 1581 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 344 893 373">年度</th> <th data-bbox="893 344 1122 373">15年度</th> <th data-bbox="1122 344 1350 373">16年度</th> <th data-bbox="1350 344 1581 373">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 373 734 402">中央区</td> <td data-bbox="734 373 893 402">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="1122 373 1350 402">350,662,228</td> <td data-bbox="1350 373 1581 402">179,256,958</td> <td data-bbox="1581 373 1581 402">-171,405,270</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 402 734 430"></td> <td data-bbox="734 402 893 430">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 402 1122 430">984,246</td> <td data-bbox="1122 402 1350 430">50,703</td> <td data-bbox="1350 402 1581 430">-933,543</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 430 734 459"></td> <td data-bbox="734 430 893 459">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 430 1122 459">349,677,982</td> <td data-bbox="1122 430 1350 459">179,206,255</td> <td data-bbox="1350 430 1581 459">-170,471,727</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 459 734 488">花見川区</td> <td data-bbox="734 459 893 488">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 459 1122 488">129,499,619</td> <td data-bbox="1122 459 1350 488">120,344,902</td> <td data-bbox="1350 459 1581 488">-9,154,717</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 488 734 517"></td> <td data-bbox="734 488 893 517">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 488 1122 517">486,472</td> <td data-bbox="1122 488 1350 517">1,076,984</td> <td data-bbox="1350 488 1581 517">590,512</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 517 734 545"></td> <td data-bbox="734 517 893 545">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 517 1122 545">129,013,147</td> <td data-bbox="1122 517 1350 545">119,267,918</td> <td data-bbox="1350 517 1581 545">-9,745,229</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 545 734 574">稲毛区</td> <td data-bbox="734 545 893 574">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 545 1122 574">100,948,828</td> <td data-bbox="1122 545 1350 574">64,035,845</td> <td data-bbox="1350 545 1581 574">-36,912,983</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 574 734 603"></td> <td data-bbox="734 574 893 603">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 574 1122 603">417,756</td> <td data-bbox="1122 574 1350 603">245,629</td> <td data-bbox="1350 574 1581 603">-172,127</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 603 734 632"></td> <td data-bbox="734 603 893 632">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 603 1122 632">100,531,072</td> <td data-bbox="1122 603 1350 632">63,790,216</td> <td data-bbox="1350 603 1581 632">-36,740,856</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 632 734 660">若葉区</td> <td data-bbox="734 632 893 660">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 632 1122 660">468,237,440</td> <td data-bbox="1122 632 1350 660">229,237,238</td> <td data-bbox="1350 632 1581 660">-239,000,202</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 660 734 689"></td> <td data-bbox="734 660 893 689">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 660 1122 689">5,485,041</td> <td data-bbox="1122 660 1350 689">0</td> <td data-bbox="1350 660 1581 689">-5,485,041</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 689 734 718"></td> <td data-bbox="734 689 893 718">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 689 1122 718">462,752,399</td> <td data-bbox="1122 689 1350 718">229,237,238</td> <td data-bbox="1350 689 1581 718">-233,515,161</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 718 734 746">緑区</td> <td data-bbox="734 718 893 746">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 718 1122 746">117,912,135</td> <td data-bbox="1122 718 1350 746">79,091,619</td> <td data-bbox="1350 718 1581 746">-38,820,516</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 746 734 775"></td> <td data-bbox="734 746 893 775">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 746 1122 775">1,050,804</td> <td data-bbox="1122 746 1350 775">2,347,409</td> <td data-bbox="1350 746 1581 775">1,296,605</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 775 734 804"></td> <td data-bbox="734 775 893 804">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 775 1122 804">116,861,331</td> <td data-bbox="1122 775 1350 804">76,744,210</td> <td data-bbox="1350 775 1581 804">-40,117,121</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 804 734 833">美浜区</td> <td data-bbox="734 804 893 833">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 804 1122 833">56,588,731</td> <td data-bbox="1122 804 1350 833">39,578,772</td> <td data-bbox="1350 804 1581 833">-17,009,959</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 833 734 861"></td> <td data-bbox="734 833 893 861">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 833 1122 861">158,506</td> <td data-bbox="1122 833 1350 861">4,000</td> <td data-bbox="1350 833 1581 861">-154,506</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 861 734 890"></td> <td data-bbox="734 861 893 890">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 861 1122 890">56,430,225</td> <td data-bbox="1122 861 1350 890">39,574,772</td> <td data-bbox="1350 861 1581 890">-16,855,453</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 890 734 919">本庁</td> <td data-bbox="734 890 893 919">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 890 1122 919">829,211,055</td> <td data-bbox="1122 890 1350 919">2,302,061,890</td> <td data-bbox="1350 890 1581 919">1,472,850,835</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 919 734 948">(特別滞納整理室)</td> <td data-bbox="734 919 893 948">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 919 1122 948">0</td> <td data-bbox="1122 919 1350 948">0</td> <td data-bbox="1350 919 1581 948"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 948 734 976"></td> <td data-bbox="734 948 893 976">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 948 1122 976">829,211,055</td> <td data-bbox="1122 948 1350 976">2,302,061,890</td> <td data-bbox="1350 948 1581 976">1,472,850,835</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 976 734 1005">本庁</td> <td data-bbox="734 976 893 1005">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 976 1122 1005">18,989,691</td> <td data-bbox="1122 976 1350 1005">12,439,445</td> <td data-bbox="1350 976 1581 1005">-6,550,246</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1005 734 1034">(その他)</td> <td data-bbox="734 1005 893 1034">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 1005 1122 1034">0</td> <td data-bbox="1122 1005 1350 1034">0</td> <td data-bbox="1350 1005 1581 1034"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1034 734 1062"></td> <td data-bbox="734 1034 893 1062">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 1034 1122 1062">18,989,691</td> <td data-bbox="1122 1034 1350 1062">12,439,445</td> <td data-bbox="1350 1034 1581 1062">-6,550,246</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1062 734 1091">合計</td> <td data-bbox="734 1062 893 1091">滞納繰越残高</td> <td data-bbox="893 1062 1122 1091">2,072,049,727</td> <td data-bbox="1122 1062 1350 1091">3,026,046,669</td> <td data-bbox="1350 1062 1581 1091">953,996,942</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1091 734 1120"></td> <td data-bbox="734 1091 893 1120">現年滞納分</td> <td data-bbox="893 1091 1122 1120">8,582,825</td> <td data-bbox="1122 1091 1350 1120">3,724,725</td> <td data-bbox="1350 1091 1581 1120">-4,858,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1120 734 1149"></td> <td data-bbox="734 1120 893 1149">滞納繰越分</td> <td data-bbox="893 1120 1122 1149">2,063,466,902</td> <td data-bbox="1122 1120 1350 1149">3,022,321,944</td> <td data-bbox="1350 1120 1581 1149">958,855,042</td> </tr> </tbody> </table>	年度	15年度	16年度	増減	中央区	滞納繰越残高	350,662,228	179,256,958	-171,405,270		現年滞納分	984,246	50,703	-933,543		滞納繰越分	349,677,982	179,206,255	-170,471,727	花見川区	滞納繰越残高	129,499,619	120,344,902	-9,154,717		現年滞納分	486,472	1,076,984	590,512		滞納繰越分	129,013,147	119,267,918	-9,745,229	稲毛区	滞納繰越残高	100,948,828	64,035,845	-36,912,983		現年滞納分	417,756	245,629	-172,127		滞納繰越分	100,531,072	63,790,216	-36,740,856	若葉区	滞納繰越残高	468,237,440	229,237,238	-239,000,202		現年滞納分	5,485,041	0	-5,485,041		滞納繰越分	462,752,399	229,237,238	-233,515,161	緑区	滞納繰越残高	117,912,135	79,091,619	-38,820,516		現年滞納分	1,050,804	2,347,409	1,296,605		滞納繰越分	116,861,331	76,744,210	-40,117,121	美浜区	滞納繰越残高	56,588,731	39,578,772	-17,009,959		現年滞納分	158,506	4,000	-154,506		滞納繰越分	56,430,225	39,574,772	-16,855,453	本庁	滞納繰越残高	829,211,055	2,302,061,890	1,472,850,835	(特別滞納整理室)	現年滞納分	0	0			滞納繰越分	829,211,055	2,302,061,890	1,472,850,835	本庁	滞納繰越残高	18,989,691	12,439,445	-6,550,246	(その他)	現年滞納分	0	0			滞納繰越分	18,989,691	12,439,445	-6,550,246	合計	滞納繰越残高	2,072,049,727	3,026,046,669	953,996,942		現年滞納分	8,582,825	3,724,725	-4,858,100		滞納繰越分	2,063,466,902	3,022,321,944	958,855,042
年度	15年度	16年度	増減																																																																																																																																										
中央区	滞納繰越残高	350,662,228	179,256,958	-171,405,270																																																																																																																																									
	現年滞納分	984,246	50,703	-933,543																																																																																																																																									
	滞納繰越分	349,677,982	179,206,255	-170,471,727																																																																																																																																									
花見川区	滞納繰越残高	129,499,619	120,344,902	-9,154,717																																																																																																																																									
	現年滞納分	486,472	1,076,984	590,512																																																																																																																																									
	滞納繰越分	129,013,147	119,267,918	-9,745,229																																																																																																																																									
稲毛区	滞納繰越残高	100,948,828	64,035,845	-36,912,983																																																																																																																																									
	現年滞納分	417,756	245,629	-172,127																																																																																																																																									
	滞納繰越分	100,531,072	63,790,216	-36,740,856																																																																																																																																									
若葉区	滞納繰越残高	468,237,440	229,237,238	-239,000,202																																																																																																																																									
	現年滞納分	5,485,041	0	-5,485,041																																																																																																																																									
	滞納繰越分	462,752,399	229,237,238	-233,515,161																																																																																																																																									
緑区	滞納繰越残高	117,912,135	79,091,619	-38,820,516																																																																																																																																									
	現年滞納分	1,050,804	2,347,409	1,296,605																																																																																																																																									
	滞納繰越分	116,861,331	76,744,210	-40,117,121																																																																																																																																									
美浜区	滞納繰越残高	56,588,731	39,578,772	-17,009,959																																																																																																																																									
	現年滞納分	158,506	4,000	-154,506																																																																																																																																									
	滞納繰越分	56,430,225	39,574,772	-16,855,453																																																																																																																																									
本庁	滞納繰越残高	829,211,055	2,302,061,890	1,472,850,835																																																																																																																																									
(特別滞納整理室)	現年滞納分	0	0																																																																																																																																										
	滞納繰越分	829,211,055	2,302,061,890	1,472,850,835																																																																																																																																									
本庁	滞納繰越残高	18,989,691	12,439,445	-6,550,246																																																																																																																																									
(その他)	現年滞納分	0	0																																																																																																																																										
	滞納繰越分	18,989,691	12,439,445	-6,550,246																																																																																																																																									
合計	滞納繰越残高	2,072,049,727	3,026,046,669	953,996,942																																																																																																																																									
	現年滞納分	8,582,825	3,724,725	-4,858,100																																																																																																																																									
	滞納繰越分	2,063,466,902	3,022,321,944	958,855,042																																																																																																																																									

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																
	処分停止の推移と 16 年度の処分停止	<p data-bbox="539 209 1644 236">□ 税務統計によって公表されている処分停止繰越額の増減は下記のようになっている。</p> <p data-bbox="539 252 2074 325">④の処分停止繰越額は 16 年度末で 30 億円となっている。処分停止繰越額は、滞納管理データから出力した処分停止繰越額の集計表と一致している。</p> <p data-bbox="539 341 1603 368">処分停止状況推移 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="568 368 1626 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">増 加</th> <th colspan="2">取 崩</th> <th rowspan="2">④処分停止繰越額</th> </tr> <tr> <th>①本年度処分停止</th> <th>②時効完成</th> <th>③その他</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度</td> <td>1,375,334,779</td> <td>399,680,057</td> <td>25,213,537</td> <td></td> <td>1,634,320,786</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>1,471,702,482</td> <td>653,643,223</td> <td></td> <td></td> <td>2,452,380,045</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>1,648,730,799</td> <td>927,270,246</td> <td>117,087,705</td> <td></td> <td>3,056,752,893</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>929,644,598</td> <td>1,234,281,871</td> <td>398,028,442</td> <td></td> <td>2,354,087,178</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>1,368,675,924</td> <td>917,581,178</td> <td>733,132,197</td> <td></td> <td>2,072,049,727</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>2,400,048,122</td> <td>*1,397,856,480</td> <td>48,194,700</td> <td></td> <td>3,026,046,669</td> </tr> <tr> <td colspan="6">16年度修正</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>2,002,990,847</td> <td>* 971,114,755</td> <td>77,879,150</td> <td></td> <td>3,026,046,669</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>397,057,275</td> <td>426,741,725</td> <td>-29,684,450</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="539 820 2074 1027">税務統計では、16 年度の①本年度処分停止額 24 億円は、④の処分停止繰越額 30 億円に、②と③の取崩額 14 億円を加えて逆算して算出している。しかし、16 年度の時効完成としての取崩額（上記表の*印）は 1,397,856,480 円ではなく 971,114,755 円である。本来①本年度の処分停止の額は「厳重に二重チェックしているというデータ」から直接記載すべきものであって、その上で、縦横の加減算を検算すべきものである。二重チェックによる 16 年度の処分停止の集計データは 2,002,990,847 円であり、③その他 77,879,150 円となる。</p> <p data-bbox="539 1082 779 1109">(改善すべき事項)</p> <p data-bbox="539 1125 2074 1289">税務統計に記載された 16 年度に実施した処分停止額は 2,400,048,122 円ではなく 2,002,990,122 円である。滞納オンラインシステムから出力されるデータに基づいて算出されていなかった。決算資料の作成に十分なチェック機能が働いていない。改善が必要である。また、年度において実施した処分停止の個別明細と年度末において処分停止となっている繰越額の個別明細を出力し、期間を定めて保存する必要がある。</p>	年度	増 加		取 崩		④処分停止繰越額	①本年度処分停止	②時効完成	③その他		11年度	1,375,334,779	399,680,057	25,213,537		1,634,320,786	12年度	1,471,702,482	653,643,223			2,452,380,045	13年度	1,648,730,799	927,270,246	117,087,705		3,056,752,893	14年度	929,644,598	1,234,281,871	398,028,442		2,354,087,178	15年度	1,368,675,924	917,581,178	733,132,197		2,072,049,727	16年度	2,400,048,122	*1,397,856,480	48,194,700		3,026,046,669	16年度修正						16年度	2,002,990,847	* 971,114,755	77,879,150		3,026,046,669	差額	397,057,275	426,741,725	-29,684,450		
年度	増 加			取 崩		④処分停止繰越額																																																												
	①本年度処分停止	②時効完成	③その他																																																															
11年度	1,375,334,779	399,680,057	25,213,537		1,634,320,786																																																													
12年度	1,471,702,482	653,643,223			2,452,380,045																																																													
13年度	1,648,730,799	927,270,246	117,087,705		3,056,752,893																																																													
14年度	929,644,598	1,234,281,871	398,028,442		2,354,087,178																																																													
15年度	1,368,675,924	917,581,178	733,132,197		2,072,049,727																																																													
16年度	2,400,048,122	*1,397,856,480	48,194,700		3,026,046,669																																																													
16年度修正																																																																		
16年度	2,002,990,847	* 971,114,755	77,879,150		3,026,046,669																																																													
差額	397,057,275	426,741,725	-29,684,450																																																															

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																							
(7) 処分停止の個別検討	処分停止の決裁書の検討	<p>□ 16年度の処分停止については、本庁、中央区、緑区において、処分停止の決裁書の保管状況を査閲するとともに、16年度分の提出を求め、二重照合資料をもとに照合状況を検討した（「滞納整理事務情報システムの監査報告書 3-(3)出力リスト及び関連資料の保管状況 (P27～P28)」参照）。保管整備状況は決裁順にしっかりファイリングされており、良好であった。</p> <p>□ 本庁 158 件の決裁書は 16 年 11 月 1 件、12 月 0 件、17 年 1 月 83 件、2 月 72 件、3 月 2 件と年度末に集中していた。</p> <p>□ また、5,000 円の決裁も、1 億円の決裁もすべて同一決裁者であった。</p> <p>16年度の処分停止額 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="600 600 1352 995"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th colspan="3">16年度の処分停止 (B)</th> </tr> <tr> <th>本税+延滞金 (a)</th> <th>延滞金 (b)</th> <th>計 (a) - (b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>2,045,953,010</td> <td>176,879,705</td> <td>1,869,073,305</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>9,499,838</td> <td>874,528</td> <td>8,625,310</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>69,135,842</td> <td>6,256,384</td> <td>62,879,458</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21,313,615</td> <td>1,413,400</td> <td>19,900,215</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>31,977,700</td> <td>1,775,900</td> <td>30,201,800</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,596,549</td> <td>39,300</td> <td>3,557,249</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>8,967,010</td> <td>213,500</td> <td>8,753,510</td> </tr> <tr> <td>市税合計</td> <td>2,190,443,564</td> <td>187,452,717</td> <td>2,002,990,847</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 更に本庁においては、16年度の処分停止 2,045 百万円の内、10 百万円以上の 1,670 百万円 (81%) に関する決裁書を査閲し、根拠法令の検討及び集計を行った。その結果は、以下のとおりであり、地方税法第 15 条 7 の第 1 項第 1 号によるものがほとんどであった。また、その判断は適切なものと判断した。</p>	区	16年度の処分停止 (B)			本税+延滞金 (a)	延滞金 (b)	計 (a) - (b)	本庁	2,045,953,010	176,879,705	1,869,073,305	中央区	9,499,838	874,528	8,625,310	花見川区	69,135,842	6,256,384	62,879,458	稲毛区	21,313,615	1,413,400	19,900,215	若葉区	31,977,700	1,775,900	30,201,800	緑区	3,596,549	39,300	3,557,249	美浜区	8,967,010	213,500	8,753,510	市税合計	2,190,443,564	187,452,717	2,002,990,847
区	16年度の処分停止 (B)																																								
	本税+延滞金 (a)	延滞金 (b)	計 (a) - (b)																																						
本庁	2,045,953,010	176,879,705	1,869,073,305																																						
中央区	9,499,838	874,528	8,625,310																																						
花見川区	69,135,842	6,256,384	62,879,458																																						
稲毛区	21,313,615	1,413,400	19,900,215																																						
若葉区	31,977,700	1,775,900	30,201,800																																						
緑区	3,596,549	39,300	3,557,249																																						
美浜区	8,967,010	213,500	8,753,510																																						
市税合計	2,190,443,564	187,452,717	2,002,990,847																																						

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果												
		<p>16年度本庁決裁書査閲</p> <table border="1" data-bbox="600 296 1429 497"> <thead> <tr> <th>処分停止根拠法令</th> <th>1,000万円以上の条項別合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税法第15条の7第1項第1号</td> <td>1,471,904,929</td> </tr> <tr> <td>地方税法第15条の7第1項第2号</td> <td>12,284,300</td> </tr> <tr> <td>地方税法第15条の7第1項第3号</td> <td>131,739,428</td> </tr> <tr> <td>地方税法第15条の7第1項第5号</td> <td>54,668,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,670,596,657</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ しかし、すでに会社は解散し、処分できる財産もなく、配当もなく、その後の課税もないような滞納者で、15年度以前に処分停止処理されるべき事実があり、処分停止の時期が遅いものがかかり見受けられた。また、年度末の1～2月に集中して処理することも適切ではない。</p> <p>(改善すべき事項) 滞納額は処分停止とすべきと判断される場合には速やかにその時点で決裁を受けるべきものである。</p> <p>(検討すべき事項) 決裁は民間では部長決裁、担当役員決裁、社長決裁等、経済性や効率性の観点から金額で区別していることが多く、処分停止の決裁や不納欠損処理決裁（ただし現状では不納欠損処理の個別決裁は行われていない。）についても、金額等によって課長決裁、部長決裁、局長決裁のような決裁権限を区分して、適時に深度ある決裁を行うことを検討されたい。</p>	処分停止根拠法令	1,000万円以上の条項別合計金額	地方税法第15条の7第1項第1号	1,471,904,929	地方税法第15条の7第1項第2号	12,284,300	地方税法第15条の7第1項第3号	131,739,428	地方税法第15条の7第1項第5号	54,668,000	合計	1,670,596,657
処分停止根拠法令	1,000万円以上の条項別合計金額													
地方税法第15条の7第1項第1号	1,471,904,929													
地方税法第15条の7第1項第2号	12,284,300													
地方税法第15条の7第1項第3号	131,739,428													
地方税法第15条の7第1項第5号	54,668,000													
合計	1,670,596,657													

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(8) 処分停止の二重照合制度について	二重照合制度は十分に機能しているか	<p>□ 処分停止の不正入力防止のために、平成 16 年 2 月から処分停止入力に二重照合制度が導入された。処分停止の際、担当者は処分停止調書を作成し、所定の決裁を受けなければならない。また、滞納オンラインシステムへの承認入力は担当者以外のものが行い、さらに毎月、滞納オンラインシステムから処分停止承認入力済者名簿を出力して、税制課長、納税管理課長他 3 名による処分停止調書との照合を受け、照合印を受ける。</p> <p>① 決裁済みの滞納処分停止調書に基づき、起案者以外の者が課税・収納・滞納オンラインシステムに処分停止の承認（もしくは却下）の入力を行う。</p> <p>② 各担当課の担当者・係長・課長補佐・納税課長（本庁の場合は納税管理課長）及び課税課長（本庁の場合は税制課長）の 5 人は、決裁済みの滞納処分停止調書と毎月課税・収納・滞納オンラインシステムから出力される「処分停止承認入力済者名簿」を照合し、押印を行う。</p> <p>□ 処分停止の決裁書（3 年保存）について、本庁・中央区・緑区について保存状況を視察し、16 年度の処分停止の決裁書を査閲し、二重照合の状況について検討した。</p> <p>□ 処分停止の起案者と承認入力担当者の分離、承認入力後に出力したリストによるデータの再確認といった対策が講じられているが、「処分停止承認入力済者名簿」を閲覧したところ、確かに照合確認欄にはマニュアル通り押印が行われており、調書番号ごとに個別に設けられた確認欄にも 5 人のチェックマークが入っている。しかしながら、押印欄には日付がなく、確認欄もチェックマークだけであるため、確認のタイミングは外観的には全くわからない。また、同名簿の確認元であるべき処分停止調書には確認の証跡は残っていないため、外観的には実際に厳密なチェックが行われたかどうかについての確認は困難な状況であった。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>①照合確認欄には必ず実施日を付記し、照合の元となる処分停止調書にも確認印及び確認日を残すことが必要である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>また 5 人ものチェックをしなくとも、1～2人で質の高いチェックをし、十分なチェックがなされているか別のものが再確認すれば足りるように考える。二重照合の効率化が必要である。</p> <p>②この制度のように情報システムから提供されるデータを利用した内部のチェック体制は、情報システムに対する不正アクセスができないような仕組みが適切に整備され、かつ有効に運用されていなければ、その実効性は低いと評価せざるを得ない。「滞納整理事務情報システムの監査報告書」に記載されているとおり、現状では十分な権限管理とセキュリティが確保されているとは言い難い状況である。今後、情報システムの改善を行い、監査等により定期的にその有効性の評価を行っていくことが必要である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(9) 不納欠損の決裁	個別決裁の必要性について	<p>□ 不納欠損処理に関する現行制度は、基本的に法令に沿ったものであり、法令・規則への準拠性という観点からは大きな問題点はない。しかしながら、以下のような問題点がある。</p> <p>①16年度の処分停止案件については、処分停止調書が案件ごとに作成され、個別に決裁を受けており、システムへの入力に際しても、二重照合制度によって一定の統制・監視活動が行われているが、不納欠損処分については、決裁書という形をとってはいるものの、あくまでも結果の報告でしかなく、また、決裁は年1回、決裁書に添付されている資料も案件別の明細ではなく、調定年度別・適用条文別といった区分で集計されただけのものであり、決裁者の判断材料にはなり得ないものである。</p> <p>②不納欠損処分に至る案件には、個別に決裁をうけている処分停止案件以外に、滞納整理中のまま時効を迎えるものがある。これについては、処分停止案件のような個別の決裁を受けていないため、時間が経てば半ば自動的に不納欠損処分されることとなる。もちろん時効に至るまで、徴収の努力がなされているわけではあるが、結果的に決裁を経ずに不納欠損処分されている額は16年度には671百万円(全体の40.9%、中には100万円を超えるものもある)になっている。</p> <p>③さらにすでに処分停止となったものでも、不納欠損処理されるためには、処分停止の決裁時状況が継続していることを再確認した上で欠損処理しなければならないと考える(地方税法第15条の8)。一旦処分停止を受けたものは、時効または3年経過を待ってすべて自動的に不納欠損処理するということは適切でない。</p> <p>④千葉市予算会計規則第39条によれば、「歳入徴収者は時効完成もしくは徴収権の消滅により歳入の欠損処分をすべきものについて、<u>局長の決裁を得て歳入の不納欠損処分を行う</u>」とある。しかしながら、現行の不納欠損にかかる決裁書の件名は「平成××年度市税不納欠損処分について(報告)」であり、その内容についても「時効の完成及び徴収権の消滅による<u>不納欠損処分を行った内容について集計できましたので、報告します。</u>」と過去形で説明されており、これから行う処分の決裁を仰いでいる文書には到底見えない。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>(検討すべき事項)</p> <p>不納欠損処理は毎年度かなりの件数であるが、税務の公平性・透明性の観点からは、現状のように不納欠損処理した個別明細もなく（保存されていない）年度末に調定年度別適用条文別といった区分の集計表だけで一括して決裁（報告）する程度では相当な処理であるとはいえない。したがって、すでに処分停止の決裁を受けたものと受けていないものとを区分した上で、少なくとも一定金額以上のものについては、時効前に地方税法第 15 条の 8 の確認を行い、不納欠損の処理を行うことが必要と思われる。</p>
(10) 不納欠損額のデータベース検証	滞納オンラインシステムから出力される決算帳票について	<input type="checkbox"/> 現行の課税・収納・滞納オンラインシステムから出力される決算帳票類は、出力日によって金額が動いてしまい、しかも出力日が帳票上に印字されない。表面上は” **年**月**日現在” と基準日が印字されているが、これは実際の基準日ではなく、直前の決算における基準日が 1 年間継続して印字されているだけのものである。このような状況下で、同一基準日で複数の帳票が提示されているのが現状であり、客観的にどの帳票が正であるかを確認することはほとんど不可能である。
	16 年度におけるシステム上の不納欠損処理額の検討	<input type="checkbox"/> そこで、今回の監査においては平成 16 年度の不納欠損額の検証手続として、紙による帳票のほかに、別途システムから直接明細データをダウンロードし、これを監査人自ら再集計することによって、公表されている数値の正確性を直接検証した。その結果は以下のとおりである。

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果				
		【16年度の不納欠損データベースと税務統計の照合結果】		(単位:円)		
		DB名	税目	不納欠損DB集計金額	税務統計	差異
個人		市民税(特徴)		50,702,048	630,925,675	-4,322,961
		市民税(普徴)		584,546,587		
		固定資産税(市都)		891,911,443	892,031,443	120,000
		固定資産税(償却資産)		18,592,236	18,587,236	-5,000
		軽自動車税		11,036,293	11,036,293	0
法人		法人市民税		58,938,332	58,938,332	0
滞納簿		特別土地保有税		26,543,240	26,543,240	0
		事業所税		4,315,100	4,315,100	0
合		計		1,646,585,280	1,642,377,319	-4,207,961
		<p>(注) 入手した不納欠損データベースには県民税の金額が含まれているため、所定の按分率により県民税を分離処理した。</p> <p>上記のように、不納欠損データベースについては、税務統計の公表数値とほぼ一致したので、両者の整合性に問題はないものと判断した。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>今回データベースで16年度の不納欠損処理額を検証し、その結果は1,646,585,280円であり、税務統計と極めて近い値を得た。年度決算に当たっては、不納欠損統計の資料として、不納欠損額を税目別に出力した総括表等があり、これは5年間保存されている。しかし年度末に出力される不納欠損処理した案件の個別の明細表には、合計欄がなく、かつ、現在は保存されていない。また、これと同一のものを後日再度出力することは不可能であり、電子データとして直接入手することも上記のように簡単にはできないシステムになっている。つまり、滞納による未収金を完全に抹消するという意味で監査上最も重要と思われるデータを事後的に閲覧・検証することは事実上不可能に近いことになる。不納欠損処理した案件の個別の明細表に合計欄を設け、年度末には全て紙に出力し、然るべき承認証跡を残した上で、期限を定めて保管する必要がある。</p>				

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>(注) 決算において保管すべき書類データが保管されていない場合、決算数値の正当性を事後的に立証する（一致させる）ことは非常に困難である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
<p>4. 滞納整理事務及び滞納繰越額の管理について</p> <p>(1) 滞納整理事務の流れ</p>	<p>徴収事務プロセス</p>	<p>□ 滞納整理事務マニュアルによると、滞納整理事務手続は次のようになっている。このうち、当報告書において検討している業務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①徴収事務 ②督促事務 ③臨戸調査及び財産調査 ④滞納処分の停止 ⑤差押事務 ⑥不納欠損処理 <p>である。このうち、④滞納処分の停止及び⑥不納欠損処理については、前述した「3. 不納欠損処理と処分停止 (P20～P43)」を参照されたい。ここでは、①徴収事務、②督促事務、③臨戸調査及び財産調査、⑤差押事務について検討していく。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<pre> graph TD A[賦課決定] --> B[納税通知書発送] B --> C[回収] B --> D[回収されないとき] C --> E[完結] D --> F[督促状発送] F --> G[納付催告及び臨戸調査] G --> H[徴収] G --> I[財産調査] H --> J[全額納付] H --> K[分割納付] J --> L[完結] K --> M[全額納付] M --> N[完結] I --> O[滞納処分の執行] I --> P[滞納処分の停止] O --> Q[差押] Q --> R[公売による換価] R --> S[完結] P --> T[停止後3年経過] P --> U[時効の成立] T --> V[不納欠損] </pre>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
	徴収事務の検討	<p>□ 徴収業務は、振込入金が大半であるが、滞納者については督促し、臨戸調査によって直接現金回収する。徴収業務の検討に当たっては、納税管理課職員よりヒアリングを実施した上で業務フローチャートを作成し、「直接徴収に係る領収書及び現金の取り扱い（文書）」及び「領収書綴りの取り扱いについて（通知文書）」を入手し検討をした。</p> <p>また、領収書交付簿、使用済み領収書綴り、未使用領収書綴り（本庁・中央区・緑区）を査閲し、規定通り処理されているかにつき検討した。</p> <p>さらに、振込入金については取り扱い指定金融機関との契約、実際の集計過程、報告資料等を検討した。</p> <p>検討の結果は、以下のとおりである。</p> <p>①領収書の取り扱いについては、滞納整理事務マニュアル等に記載されているとおりの取り扱いをしていると判断した。</p> <p>②入金に関するデータ作成が外部に委託されており、各システムへの入力が会計室及び情報システム課となっていることから、システム間の整合性を取ることによって金額の不一致が確認できるため、不正が行われにくい環境となっている。</p> <p>③領収書綴りについては、書き損じの処理等きちんと行われており、問題はない。</p>
	督促事務の規定について	<p>□ 滞納整理事務マニュアル及び千葉市市税関係例規集を入手検討し、規定通り取り扱われているか検討した。</p> <p>納税者等が納付、納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付、納入の履行を請求するために督促状を送付する。督促状の送付については、地方税法の各税目、期別ごとに規定し、納税者が納期限までに完納しない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない（地方税法第 329 条ほか）。この規定は、条例で異なる期間を定めることができるため、千葉市では、市税条例で 30 日以内に発するよう規定している（千葉市市税条例第 7 条）。</p> <p>(検討すべき事項)</p> <p>千葉市の場合、地方税法に規定されている期限より長い期間を条例で定めており、これが初動の遅れにつながっていると考える。初動の遅れは、滞納額の増加を招く。滞納整理事務は件数も多く大変であると思うが、地方税法上の期限と同様に督促状を送送できる体制を作るよう検討されたい。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
	<p>催告事務について</p>	<p>□ 滞納整理事務マニュアル、千葉市市税関係例規集を入手し検討した。システムから平成17年8月1日現在（平成17年6月1日現在は出力できない）の16年度の高額滞納者繰越リストを出力してもらい入手し、リストより1,000万円以上滞納者7,444,116,930円を抽出し、その交渉履歴を検討した。（平成17年6月1日現在の滞納オンラインシステム上の滞納繰越額19,019,187,615円であり、うち検討した交渉履歴は7,444,116,930円である。）</p> <p>催告は滞納の未然防止となる重要な手続である。催告には、①文書による催告、②口頭による催告がある。文書による催告は、督促状発送後およそ1ヶ月を経過したもので未納付の被該当者に、第三者が閲覧できないようシーリングされた葉書で送付される1号催告（「市税納付のお願い」）から3号催促（青、「納付の催告」）、4号催促（黄、「差押予告」）、5号催告（赤、「差押決定通知」）まであり、この他に一斉催告として7月、11月、2月の年3回を原則として滞納者全員に催告書が機械的に発送される。</p> <p>□ 口頭による催告は、口頭による情報収集が可能であることから、ある程度滞納者の実情を知ることができ、更に相手に与えるインパクトは文書による催告よりも強いため滞納整理に向けての有効な手段となる。しかし、一方では文書催告に比べて一度に大量に行うことができないといった面もある。千葉市では、二つの催告を組み合わせる効果的に滞納整理を行うこととしている。口頭による催告には、①電話催告、②臨戸調査による催告（滞納者との面談・現地調査・現地徴収）、③差押実施による催告がある。</p> <p>催告事務については、滞納整理事務マニュアルどおりに進められていた。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>交渉履歴を閲覧したところ、口頭による催告がかなり頻繁に行われている。口頭による催告は、電話による催告が最も多く、ついで臨戸調査、差押実施となる。電話だけでは滞納者に関する情報収集ができないことから、高額滞納者に対しては臨戸調査による催告を積極的に行い、滞納者の状況を早期に把握する必要があるように思われる。また、常時不在のため交渉不能又は納付相談のない滞納者については、そのまま放置することなく必要に応じて5号催告を早期に発することが必要である。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																										
(2) 滞納繰越額の分析	滞納の原因分析	<p data-bbox="539 209 2076 323">□ 千葉市における滞納の原因として多いのは、経営不振、納税意欲の欠如、会社倒産である。この3つで50%を越す。このうち経営不振は16年度では31.6%、会社倒産(16年度7.2%)など法人関係の原因は、不況とデフレ経済(千葉県は長期にわたって土地の値下がり倒産が続いた)を反映したものと考えられる。</p> <p data-bbox="539 379 1397 408">主な滞納原因(滞納原因別階層表[合計]より作成) (単位: %)</p> <table border="1" data-bbox="539 408 1417 628"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経営不振</th> <th>納税意欲の欠如</th> <th>会社倒産</th> <th>未調査</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>34.2</td> <td>18.0</td> <td>7.6</td> <td>17.3</td> <td>8.0</td> <td>85.1</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>33.9</td> <td>15.3</td> <td>7.3</td> <td>17.3</td> <td>9.8</td> <td>83.6</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>32.9</td> <td>15.0</td> <td>7.0</td> <td>14.6</td> <td>12.4</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>33.4</td> <td>13.7</td> <td>7.6</td> <td>13.3</td> <td>13.2</td> <td>81.2</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>31.6</td> <td>13.9</td> <td>7.2</td> <td>13.5</td> <td>15.9</td> <td>82.1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="613 632 1106 660">(注) 11年度は資料が保存されていなかった。</p> <div data-bbox="607 703 1216 1058"> </div> <div data-bbox="1305 703 1890 1058"> </div> <p data-bbox="568 1129 2076 1203">常に2番目の原因となっている納税意欲の欠如は、12年度は18.0%であったが毎年徐々に減少し、16年度には13.9%となっている。</p> <p data-bbox="568 1219 2076 1292">滞納額その他は12年度では8.0%であり16年度では15.9%と増加しているが、これは区分した分類以外の理由によるものが増加してきているためである。</p> <p data-bbox="595 1308 2054 1337">滞納原因未調査は16年度では13.5%となっているが1人当たりの滞納額は他の原因に比して少額(平均86,526円)</p>	年度	経営不振	納税意欲の欠如	会社倒産	未調査	その他	合計	12年度	34.2	18.0	7.6	17.3	8.0	85.1	13年度	33.9	15.3	7.3	17.3	9.8	83.6	14年度	32.9	15.0	7.0	14.6	12.4	81.9	15年度	33.4	13.7	7.6	13.3	13.2	81.2	16年度	31.6	13.9	7.2	13.5	15.9	82.1
年度	経営不振	納税意欲の欠如	会社倒産	未調査	その他	合計																																						
12年度	34.2	18.0	7.6	17.3	8.0	85.1																																						
13年度	33.9	15.3	7.3	17.3	9.8	83.6																																						
14年度	32.9	15.0	7.0	14.6	12.4	81.9																																						
15年度	33.4	13.7	7.6	13.3	13.2	81.2																																						
16年度	31.6	13.9	7.2	13.5	15.9	82.1																																						

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>であり件数も多いことから、現状では金額の大きいものを優先して調査することもやむを得ないものと判断した。</p> <p>(検討すべき事項)</p> <p>①滞納原因として「納税意欲の欠如」は減少してきているとはいえ、16年度において金額的には13.9%、人員的には9.5%となっている。これは、市民の意識を変えるよう更なる努力を重ね、減少させていかなければならない原因の一つである。</p> <p>②滞納原因としての「その他」が年々増加している。この中には、すでに区分して表示されているもの以上に金額の大きいものが出てきているので、滞納原因として区分して表示すべきものを再検討し、入れ替えられたい。</p>
	滞納額区別推移	<p><input type="checkbox"/> 滞納額の区別推移は、以下のとおりである。</p> <p>平成12年4月1日、本庁の納税管理課内に高額滞納者のみを管理する部署として特別滞納整理室（現高額滞納整理室）が設置されるに先立ち、11年度末において500万円以上の高額滞納者を各区から本庁に振替えた。15年度において、再度各区から高額滞納者の管理管轄を本庁に移した。そのため、平成15年度は各区の滞納額が減少し、本庁における滞納額が前年と比較して大幅に増加している。</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
------	-------	----------

滞納額区別推移(滞納原因別階層表[合計]より作成)

(単位:人、円、%、件)

年度	1 1 年度					1 2 年度					1 3 年度				
	人員	1人当たり	税額	構成	件数	人員	1人当たり	税額	構成	件数	人員	1人当たり	税額	構成	件数
中央区	13,961	199,854	2,790,155,673	13.9	97,046	14,297	250,324	3,578,877,432	17.7	103,598	14,936	283,094	4,228,289,253	21.0	110,692
花見川区	9,329	158,391	1,477,629,737	7.4	59,192	9,594	164,481	1,578,025,996	7.8	63,434	10,009	170,457	1,706,102,748	8.5	67,963
稲毛区	7,434	184,098	1,368,587,358	6.8	49,959	7,832	193,738	1,517,358,533	7.5	54,818	8,206	202,204	1,659,282,064	8.3	59,255
若葉区	9,600	177,117	1,700,320,920	8.5	66,216	9,901	193,430	1,915,147,254	9.5	70,482	10,017	201,641	2,019,833,825	10.0	73,407
緑区	4,340	182,391	791,575,679	3.9	31,484	4,522	198,434	897,317,159	4.4	33,975	4,864	205,549	999,791,817	5.0	36,994
美浜区	4,770	127,324	607,333,288	3.0	26,910	5,030	143,835	723,492,533	3.6	28,633	5,451	140,246	764,481,648	3.8	30,759
本庁	2,965	3,818,861	11,322,923,748	56.4	50,155	2,810	3,564,716	10,016,851,847	49.5	46,328	2,771	3,151,251	8,732,116,522	43.4	44,024
総計	52,399	382,804	20,058,526,403	100.0	380,962	53,986	374,673	20,227,070,754	100.0	401,268	56,254	357,484	20,109,897,877	100.0	423,094

年度	1 4 年度					1 5 年度					1 6 年度				
	人員	1人当たり	税額	構成	件数	人員	1人当たり	税額	構成	件数	人員	1人当たり	税額	構成	件数
中央区	14,950	306,153	4,576,993,741	23.1	115,495	14,868	199,872	2,971,696,797	15.1	110,666	15,314	216,473	3,315,062,494	17.4	116,756
花見川区	10,384	168,770	1,752,503,994	8.9	71,205	10,620	145,169	1,541,690,879	7.8	73,482	11,394	141,493	1,612,167,639	8.5	79,461
稲毛区	8,687	205,651	1,786,487,726	9.0	63,450	9,054	159,799	1,446,816,104	7.4	64,529	9,618	163,578	1,573,294,610	8.3	68,661
若葉区	10,503	201,733	2,118,801,355	10.7	76,707	10,570	146,433	1,547,798,251	7.9	73,261	10,997	136,633	1,502,552,854	7.9	75,657
緑区	5,250	214,732	1,127,342,208	5.7	40,759	5,463	174,521	953,407,500	4.8	42,728	6,019	178,183	1,072,486,061	5.6	47,721
美浜区	5,705	141,727	808,552,758	4.1	32,855	5,947	124,335	739,421,567	3.8	34,490	6,372	119,766	763,150,673	4.0	37,368
本庁	2,653	2,873,847	7,624,316,631	38.5	41,537	2,978	3,517,596	10,475,402,084	53.2	57,809	2,877	3,190,988	9,180,473,284	48.3	52,684
総計	58,132	340,518	19,794,998,413	100.0	442,008	59,500	330,693	19,676,233,182	100.0	456,965	62,591	303,865	19,019,187,615	100.0	478,308

滞納額はまず調定区で発生し、高額になると本庁に移管される。16 年度末の高額滞納整理室の管理は、滞納管理データから出力された集計表によると 7,472,962,371 円 (774 人) となり、滞納額全体の 39.3%を占める。

(検討すべき事項)

高額滞納者は初期対応が重要で、会社の実態の把握、差押等の保全手当ての早期化が望まれる。これには調定区と本庁の高額滞納整理室の連携が重要であり、また、高額滞納整理室においては、初期段階から調定区に働きかけ、回収のため行動を強化することが必要である。

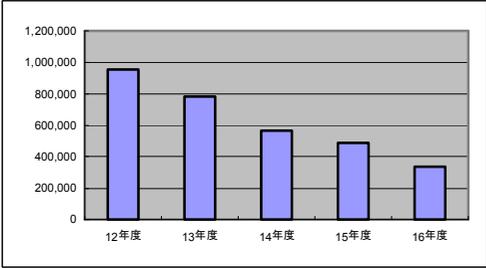
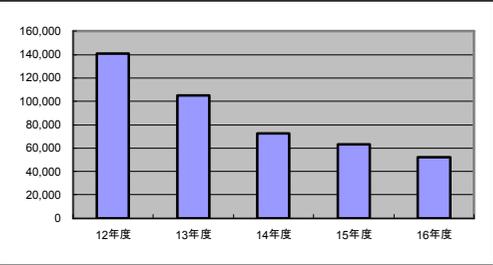
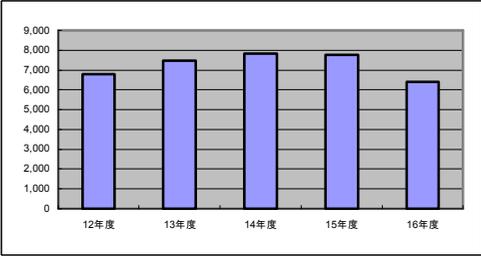
監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
	滞納金額階層別内訳	<input type="checkbox"/> 滞納金額階層別推移は以下のとおりである。 滞納者 1 人当たりの滞納額は、平成 11 年度は 382 千円、16 年度は 303 千円と減少してきている。ただし、件数は 11 年度は 380 千件、16 年度は 478 千件と増加している。

滞納額金額階層別推移

年度	11年度					12年度					13年度				
	人員	1人当たり	税額	構成%	件数	人員	1人当たり	税額	構成%	件数	人員	1人当たり	税額	構成%	件数
1万円未満	9,580	4,284	41,037,294	0.2	17,572	9,499	4,386	41,667,074	0.2	18,300	9,763	4,474	43,682,759	0.2	19,198
1万円以上10万円未満	25,091	42,163	1,057,922,998	5.3	107,365	26,054	41,684	1,086,024,634	5.4	114,771	27,492	41,410	1,138,451,380	5.7	123,174
10万円以上50万円未満	12,657	225,442	2,853,423,196	14.2	133,278	13,077	224,420	2,934,745,318	14.5	141,313	13,535	224,274	3,035,551,162	15.1	149,669
50万円以上100万円未満	2,573	691,221	1,778,512,719	8.9	49,889	2,643	690,837	1,825,881,746	9.0	52,043	2,731	691,170	1,887,584,603	9.4	55,434
100万円以上500万円未満	1,971	2,000,939	3,943,850,330	19.7	49,864	2,204	2,052,040	4,522,695,493	22.4	54,301	2,207	2,104,190	4,643,947,668	23.1	56,907
500万円以上1000万円未満	279	6,986,026	1,949,101,120	9.7	11,219	275	6,924,806	1,904,321,709	9.4	9,611	292	6,980,073	2,038,181,288	10.1	8,953
1000万円以上	248	34,010,801	8,434,678,746	42.1	11,775	234	33,810,832	7,911,734,780	39.1	10,929	234	31,292,731	7,322,499,017	36.4	9,759
総計	52,399	382,804	20,058,526,403	100.0	380,962	53,986	374,673	20,227,070,754	100.0	401,268	56,254	357,484	20,109,897,877	100.0	423,094

年度	14年度					15年度					16年度				
	人員	1人当たり	税額	構成%	件数	人員	1人当たり	税額	構成%	件数	人員	1人当たり	税額	構成%	件数
1万円未満	10,364	4,463	46,256,201	0.2	20,505	10,616	4,555	48,356,853	0.2	21,461	11,961	4,602	55,042,365	0.3	24,320
1万円以上10万円未満	28,452	40,878	1,163,055,103	5.9	129,676	29,600	41,087	1,216,166,277	6.2	138,990	31,015	40,992	1,271,378,271	6.7	149,498
10万円以上50万円未満	13,864	225,036	3,119,896,641	15.8	157,981	14,043	223,531	3,139,047,772	16.0	163,701	14,528	221,605	3,219,478,273	16.9	172,660
50万円以上100万円未満	2,760	692,821	1,912,186,513	9.7	57,564	2,776	687,972	1,909,809,772	9.7	58,179	2,674	689,498	1,843,716,918	9.7	59,140
100万円以上500万円未満	2,173	2,087,143	4,535,360,964	22.9	57,751	1,983	2,024,662	4,014,905,475	20.4	52,655	1,980	2,030,927	4,021,234,692	21.1	53,839
500万円以上1000万円未満	284	6,865,840	1,949,898,654	9.9	8,875	239	6,783,760	1,621,318,533	8.2	8,905	214	6,818,342	1,459,125,244	7.7	7,346
1000万円以上	235	30,078,061	7,068,344,337	35.7	9,656	243	31,796,825	7,726,628,500	39.3	13,074	219	32,644,803	7,149,211,852	37.6	11,505
総計	58,132	340,518	19,794,998,413	100.0	442,008	59,500	330,693	19,676,233,182	100.0	456,965	62,591	303,865	19,019,187,615	100.0	478,308

10万円以下の滞納者は、16年度では42,976人となっており、滞納者全体の68.7%である。これらについては督促及び臨戸調査によって回収努力をしている。100万円以上の滞納者人数は2,413人、3.9%であるが金額では12,629百万円と滞納額全体の66.4%を占める。しかしその滞納原因は会社倒産・破産や経営不振によるものが多く（16年度76億円）、交渉履歴を査閲したところ、すでに金融機関等に担保として土地等を押えられており、回収困難なものが極めて多い状況にある。

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																								
(3) 臨戸調査による徴収について	臨戸調査の徴収実績及び回収率	<p data-bbox="539 209 2063 323">□ 徴収実績を検討するに当たり、臨戸徴収実績、訪問実績、徴収実績に関する資料、臨戸調査のための領収書の持出簿、残業実績、休日出勤実績、交渉履歴等を入手した。 なお、滞納繰越額のうち実際の徴収率については「1-(2)-過年度の調定額と収納率の修正(P9～P10)」を参照されたい。</p> <p data-bbox="539 379 1196 408">□ 臨戸徴収実績については、下記のとおりである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="568 427 1328 767"> <p data-bbox="1093 427 1285 456" style="text-align: center;">1人当たり徴収額</p> <table border="1" data-bbox="568 456 1328 767"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>臨戸動員数</th> <th>徴収実績</th> <th>1人当たり徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>6,799 人</td> <td>955,800 千円</td> <td>140,579 円</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>7,451 人</td> <td>781,374 千円</td> <td>104,868 円</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>7,809 人</td> <td>566,990 千円</td> <td>72,607 円</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>7,755 人</td> <td>486,969 千円</td> <td>62,794 円</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6,383 人</td> <td>334,640 千円</td> <td>52,427 円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1384 427 1883 740"> <p data-bbox="1384 427 1547 456">表A 徴収実績</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="568 799 1084 1107"> <p data-bbox="568 799 819 828">表B 1人当たり徴収額</p>  </div> <div data-bbox="1263 799 1744 1098"> <p data-bbox="1263 799 1442 828">表C 臨戸動員数</p>  </div> </div> <p data-bbox="568 1193 2063 1308" style="margin-top: 20px;">徴収実績（表 A 参照）については、12 年度をピークに減少している。また、1 人当たりの徴収実績（表 B 参照）についても減少傾向にある。全体的な傾向として、徴収率の悪化が指摘されよう。これは、①徴収実績そのものの減少、②臨戸徴収 1 人当たりの回収額の減少が原因として考えられる。</p>	年度	臨戸動員数	徴収実績	1人当たり徴収額	12年度	6,799 人	955,800 千円	140,579 円	13年度	7,451 人	781,374 千円	104,868 円	14年度	7,809 人	566,990 千円	72,607 円	15年度	7,755 人	486,969 千円	62,794 円	16年度	6,383 人	334,640 千円	52,427 円
年度	臨戸動員数	徴収実績	1人当たり徴収額																							
12年度	6,799 人	955,800 千円	140,579 円																							
13年度	7,451 人	781,374 千円	104,868 円																							
14年度	7,809 人	566,990 千円	72,607 円																							
15年度	7,755 人	486,969 千円	62,794 円																							
16年度	6,383 人	334,640 千円	52,427 円																							

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																																																																																																																																																																																														
		<p>上記のうち、本庁税務部納税管理課における15年度及び16年度の臨戸調査日数と徴収実績は次のようになっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収日</td> <td>32</td> <td>47</td> <td>42</td> <td>41</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>31</td> <td>44</td> <td>26</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>445</td> </tr> <tr> <td>未徴収日</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>39</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>取立日</td> <td>43</td> <td>75</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>44</td> <td>64</td> <td>71</td> <td>53</td> <td>83</td> <td>30</td> <td>42</td> <td>49</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>74.4</td> <td>62.7</td> <td>64.6</td> <td>65.1</td> <td>75.0</td> <td>65.6</td> <td>60.6</td> <td>58.5</td> <td>53.0</td> <td>86.7</td> <td>69.0</td> <td>71.4</td> <td>65.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収日</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>31</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>33</td> <td>39</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>未徴収日</td> <td>13</td> <td>52</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>26</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>取立日</td> <td>45</td> <td>85</td> <td>38</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>36</td> <td>49</td> <td>47</td> <td>62</td> <td>41</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>71.1</td> <td>38.8</td> <td>76.3</td> <td>97.2</td> <td>81.6</td> <td>69.4</td> <td>53.1</td> <td>68.1</td> <td>58.1</td> <td>68.3</td> <td>62.3</td> <td>70.9</td> <td>64.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>本庁税務部納税管理課による徴収率については、下記のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収率</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>74.4</td> <td>62.7</td> <td>64.6</td> <td>65.1</td> <td>75.0</td> <td>65.6</td> <td>60.6</td> <td>58.5</td> <td>53.0</td> <td>86.7</td> <td>69.0</td> <td>71.4</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>71.1</td> <td>38.8</td> <td>76.3</td> <td>97.2</td> <td>81.6</td> <td>69.4</td> <td>53.1</td> <td>68.1</td> <td>58.1</td> <td>68.3</td> <td>62.3</td> <td>70.9</td> <td>64.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間を通じた徴収率は、15年度65.2%、16年度64.8%とほぼ横ばいである。言い換えれば3回行って2回収できたということになる。</p> <p>また、臨戸徴収日数については、下記のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取立月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>43</td> <td>75</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>44</td> <td>64</td> <td>71</td> <td>53</td> <td>83</td> <td>30</td> <td>42</td> <td>49</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>45</td> <td>85</td> <td>38</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>36</td> <td>49</td> <td>47</td> <td>62</td> <td>41</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>-27</td> <td>-27</td> <td>-6</td> <td>-28</td> <td>-22</td> <td>-6</td> <td>-21</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>-97</td> </tr> </tbody> </table> <p>15年度と比較して、16年度には臨戸徴収実績日数が97日(14.2%)減少している。減少した期間を見ると、6月から12月にかけて減少しており、この期間は不正入力による滞納額の抹消という事件が発覚し、議会等の対応で多忙を極めていた時期に相当する。したがって16年度の臨戸調査の徴収額の減少は訪問日数の減少によるといえる。上記の表をグ</p>	15年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	徴収日	32	47	42	41	33	42	43	31	44	26	29	35	445	未徴収日	11	28	23	22	11	22	28	22	39	4	13	14	237	取立日	43	75	65	63	44	64	71	53	83	30	42	49	682	徴収率	74.4	62.7	64.6	65.1	75.0	65.6	60.6	58.5	53.0	86.7	69.0	71.4	65.2	16年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	徴収日	32	33	29	35	31	25	26	32	36	28	33	39	379	未徴収日	13	52	9	1	7	11	23	15	26	13	20	16	206	取立日	45	85	38	36	38	36	49	47	62	41	53	55	585	徴収率	71.1	38.8	76.3	97.2	81.6	69.4	53.1	68.1	58.1	68.3	62.3	70.9	64.8	徴収率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	15年度	74.4	62.7	64.6	65.1	75.0	65.6	60.6	58.5	53.0	86.7	69.0	71.4	65.2	16年度	71.1	38.8	76.3	97.2	81.6	69.4	53.1	68.1	58.1	68.3	62.3	70.9	64.8	取立月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	15年度	43	75	65	63	44	64	71	53	83	30	42	49	682	16年度	45	85	38	36	38	36	49	47	62	41	53	55	585	差	2	10	-27	-27	-6	-28	-22	-6	-21	11	11	6	-97
15年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																																																																																			
徴収日	32	47	42	41	33	42	43	31	44	26	29	35	445																																																																																																																																																																																																																																			
未徴収日	11	28	23	22	11	22	28	22	39	4	13	14	237																																																																																																																																																																																																																																			
取立日	43	75	65	63	44	64	71	53	83	30	42	49	682																																																																																																																																																																																																																																			
徴収率	74.4	62.7	64.6	65.1	75.0	65.6	60.6	58.5	53.0	86.7	69.0	71.4	65.2																																																																																																																																																																																																																																			
16年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																																																																																			
徴収日	32	33	29	35	31	25	26	32	36	28	33	39	379																																																																																																																																																																																																																																			
未徴収日	13	52	9	1	7	11	23	15	26	13	20	16	206																																																																																																																																																																																																																																			
取立日	45	85	38	36	38	36	49	47	62	41	53	55	585																																																																																																																																																																																																																																			
徴収率	71.1	38.8	76.3	97.2	81.6	69.4	53.1	68.1	58.1	68.3	62.3	70.9	64.8																																																																																																																																																																																																																																			
徴収率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																																																																																			
15年度	74.4	62.7	64.6	65.1	75.0	65.6	60.6	58.5	53.0	86.7	69.0	71.4	65.2																																																																																																																																																																																																																																			
16年度	71.1	38.8	76.3	97.2	81.6	69.4	53.1	68.1	58.1	68.3	62.3	70.9	64.8																																																																																																																																																																																																																																			
取立月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																																																																																			
15年度	43	75	65	63	44	64	71	53	83	30	42	49	682																																																																																																																																																																																																																																			
16年度	45	85	38	36	38	36	49	47	62	41	53	55	585																																																																																																																																																																																																																																			
差	2	10	-27	-27	-6	-28	-22	-6	-21	11	11	6	-97																																																																																																																																																																																																																																			

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																							
		<p data-bbox="568 204 943 236">ラフで表すと次のようになる。</p> <div data-bbox="577 316 1706 746"> <table border="1" data-bbox="577 316 1706 746"> <caption>徴収実績の月別推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>15年度 (%)</th> <th>16年度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>45</td><td>45</td></tr> <tr><td>5月</td><td>75</td><td>85</td></tr> <tr><td>6月</td><td>65</td><td>38</td></tr> <tr><td>7月</td><td>63</td><td>36</td></tr> <tr><td>8月</td><td>45</td><td>38</td></tr> <tr><td>9月</td><td>65</td><td>36</td></tr> <tr><td>10月</td><td>71</td><td>49</td></tr> <tr><td>11月</td><td>53</td><td>47</td></tr> <tr><td>12月</td><td>83</td><td>62</td></tr> <tr><td>1月</td><td>30</td><td>41</td></tr> <tr><td>2月</td><td>42</td><td>53</td></tr> <tr><td>3月</td><td>49</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="568 820 2072 938">徴収実績及び納税管理課における臨戸徴収実績が、12年度をピークに減少している。滞納者の大半が少額納税者であり、臨戸徴収に行けば徴収可能であると推測される。しかし、臨戸調査の個人別徴収実績を見ると80%～90%の徴収率の者と30%～40%の徴収率の者がいる。</p> <p data-bbox="568 995 779 1027">(検討すべき事項)</p> <p data-bbox="568 1040 2072 1248">担当地区によって徴収に多少差が生じるかもしれないが、電話連絡して訪問（ただし電話連絡して訪問すると逆に留守となる場合もある）する、夜間・休日等臨戸調査の時間帯に配慮を図る等によってもう少し徴収率が上がるのではないかとと思われる。個人の徴収率の差異を分析検討し、徴収率をさらに高める手法を検討する必要がある。また、16年度末において納税意欲の欠如が滞納者の10%近くいる現状ではこうした臨戸調査は強化していかなければならない。臨戸徴収実績の減少を食い止めるためにも、今後は今一歩踏み込んだ形で徴収計画を立てて実行して行くことを検討されたい。</p>	月	15年度 (%)	16年度 (%)	4月	45	45	5月	75	85	6月	65	38	7月	63	36	8月	45	38	9月	65	36	10月	71	49	11月	53	47	12月	83	62	1月	30	41	2月	42	53	3月	49	55
月	15年度 (%)	16年度 (%)																																							
4月	45	45																																							
5月	75	85																																							
6月	65	38																																							
7月	63	36																																							
8月	45	38																																							
9月	65	36																																							
10月	71	49																																							
11月	53	47																																							
12月	83	62																																							
1月	30	41																																							
2月	42	53																																							
3月	49	55																																							

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
(4) 高額滞納者の個別検討	高額滞納者の管理	<p>□ 滞納者の管理については、区（本庁を含む）ごと、住所ごとに担当が決まっており、担当者を通じて管理されている。現在の「高額滞納整理室」は、高額滞納税額につき早期に効率的回収を実施することを目的として平成12年4月1日に「特別滞納整理室」として設置された。16年度末における滞納残高190億円のうち、本庁特別滞納整理室が管理する滞納額は74億円である。</p>
	高額滞納者の引継ぎ及び対応	<p>□ 16年度の「高額滞納整理室引継滞納者一覧表」を入手し担当者より説明を受けた。納税管理課内の高額滞納整理室では、年度当初「高額滞納整理室引継滞納者一覧表」を出力し、現状を検討している。この表には担当者が記載されており、自分の担当地域を確認する書類となっている。実際の引継ぎは、「千葉市滞納処分進行管理事務マニュアル」に従い、進行管理票（滞納繰越額の決定後に滞納整理の進捗状況を確認するための書類）を用いて行っている。</p> <p>□ 進行管理票には、滞納者の住所、氏名、電話番号、滞納税額、処分状況、資産状況等、交渉経過等が記載されており、この票をもとに納税管理課長が係長及び担当者とヒアリングを定期的実施し、滞納整理の方針を決定する。また、ヒアリングの結果、滞納整理を進行するにあたり困難な状況であると判断した場合には、税務部長にその旨を報告することになっている。</p> <p>□ 進行管理票を検討したところ、滞納管理に必要な情報（例えば、滞納税額、処分状況等）が漏れなく記載されており、当該票の記載を確実に行えば、翌年度への引継ぎは、進行管理票を読むだけで足りると考えられる。また、進行管理票には当年度の交渉経過を記載する欄があり、当該記録に基づき滞納整理の方針が決定されており、高額滞納者への引継ぎ及び対応はマニュアルどおりに行われていることが確認された。</p>
	高額滞納繰越額の個別検討	<p>□ 個別明細である高額滞納繰越リストは保存すべき帳票とされていないため16年度繰越額の出力を要請した。出力された個別明細の帳票の日付は「平成17年6月1日」とあるが、データは遡って出力できないため、実際は出力日（平成17年8月1日現在）のものである。出力した帳票には事実と異なる6月1日の日付が自動的に入力されるようになっている。また、当該出力帳票には合計が付されていないので、集計データ表と照合できない。打ち出された個別明細データに何らかの修正を加えて集計データ表を出しても検証できない。</p> <p>□ 「高額滞納者繰越リスト」については、50万円以上100万円未満若しくは100万円以上という括りしかなく、経済的重要性の判断には利用できない。また課税主体ごとに滞納額が集計されてしまっているため、いつ（発生年度）何が（税</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果
		<p>目) いくら(課税金額)発生したのか読み取れない。</p> <p>□ 現在の滞納額は滞納管理システムから出力されるが、前年度滞納額であっても今年度回収、または不納欠損処理されて抹消されると、全て原始データから抹消されるので、あったはずの前年度の滞納残高も抹消されて出力されない。</p> <p>□ 区において発生した大口滞納は本庁で集中的に管理され回収計画が立案される。しかし大口滞納者に対し早期にアラームを発するような管理システムが無いため、本庁の管理となる頃には手遅れ(すなわち回収不可能)となっているものが見受けられた。</p> <p>□ 高額滞納繰越リストの平成17年8月1日現在のデータを出力してもらい、当該帳票から手作業で1,000万円以上滞納者を抽出し(システムにより一定金額以上の残高による抽出ができるという認識でいたが、簡単には抽出できないシステムであった。)、滞納者についての交渉履歴を検討した。16年度末滞納繰越額すなわち17年6月1日現在滞納合計額は19,019,187,615円であり、平成17年8月1日現在の滞納合計額のうち7,444,116,930円につき履歴検証を実施した。</p> <p>抽出した高額滞納者について個別に履歴を検討した結果、長期に滞納しているものに関しては処分停止となっているものが多い(処分停止については「3-(7)処分停止の個別検討(P36~P37)」参照)。処分停止が検討されていないものについては、差押その他回収のための最善の努力を実施しているものが多く、納税相談、分割徴収、延滞金減免の申請指導等を行っていた。しかしながら、中には滞納者の財産状況、生活困窮状況の記載等、交渉履歴において特記事項として記載すべき事項が簡略化されて記載されており、本人以外のものが査閲してもよくわからないものも見受けられた。</p> <p>(改善すべき事項)</p> <p>①滞納繰越額の集計データは作成されているが、個別明細のデータ出力がなく、保存もなく、また個別明細には合計欄がないので個別明細と集計データとの照合ができない。したがって相互間の整合性が立証できない。また、滞納繰越額はいつの時点で出力しても日付がすべて6月1日と自動で印刷されてしまうため、いつのデータなのか不明であり時点の整合性も立証できない。このような会計システムの構築自体、会計制度の基本的要件が欠如しているものであり早急に改善が必要である。</p> <p>②高額滞納は、後になればなるほど回収が難しくなる。よって、アラーム機能をシステムに持たせ、現年滞納者対策を</p>

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																																				
		<p>強化することが必要である。</p> <p>③人事異動が定期的にある。したがって滞納管理のための交渉履歴等の入力、入力した本人以外の方が査閲してもわかるように、全てにわたり、もう少し詳細に記載することを徹底する必要がある。</p>																																																																																				
(5) 差押事務の検討	差押事務について	<input type="checkbox"/> 差押事務について検討するに当たり、平成 17 年度税務統計、滞納整理事務マニュアル、納税管理課作成「公売による徴収金額」、納税管理課作成「平成 16 年度における差押解除の理由」等を入手し、閲覧した。																																																																																				
	非常に高い差押率の実態	<input type="checkbox"/> 税務統計によると、差押処分の推移については以下のとおりとなる。滞納集計データの滞納残高と比較すると、15 年度以降 50%以上の差押がある。差押の金額は 1,000 万円の滞納額に電話加入権 1 本とっても 1,000 万円となる。したがって、滞納額が全額保全されているわけではない。 <p style="text-align: center;">差押処分の推移</p> <table border="1" data-bbox="568 740 1760 1203"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>前年度より繰越</th> <th>本年度差押</th> <th>計 ①</th> <th>滞納集計繰越額 ②</th> <th>差押率 ①/②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 1 年度</td> <td>件</td> <td>23,573</td> <td>9,720</td> <td>33,293</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>5,129,117,064</td> <td>2,420,976,070</td> <td>7,550,093,134</td> <td>20,058,526,403</td> <td>37.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 2 年度</td> <td>件</td> <td>27,409</td> <td>12,376</td> <td>39,785</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>6,102,365,717</td> <td>2,540,587,124</td> <td>8,642,952,841</td> <td>20,227,070,754</td> <td>42.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 3 年度</td> <td>件</td> <td>31,639</td> <td>11,801</td> <td>43,440</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>6,060,205,935</td> <td>3,494,304,731</td> <td>9,554,510,666</td> <td>20,109,897,877</td> <td>47.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 4 年度</td> <td>件</td> <td>36,604</td> <td>8,458</td> <td>45,062</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>7,779,034,158</td> <td>1,927,631,623</td> <td>9,706,665,781</td> <td>19,794,998,413</td> <td>49.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 5 年度</td> <td>件</td> <td>34,578</td> <td>16,433</td> <td>51,011</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>6,859,635,693</td> <td>4,460,407,420</td> <td>11,320,043,113</td> <td>19,676,233,182</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 6 年度</td> <td>件</td> <td>41,199</td> <td>5,599</td> <td>46,798</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>9,007,268,271</td> <td>536,544,351</td> <td>9,543,812,622</td> <td>19,019,187,615</td> <td>50.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 15 年度の差押件数は 16,433 件で 44 億円と他の年度と比較しても多かったが、16 年になると 5,599 件で 5 億円と激減している。</p>	年度		前年度より繰越	本年度差押	計 ①	滞納集計繰越額 ②	差押率 ①/②	1 1 年度	件	23,573	9,720	33,293			円	5,129,117,064	2,420,976,070	7,550,093,134	20,058,526,403	37.6%	1 2 年度	件	27,409	12,376	39,785			円	6,102,365,717	2,540,587,124	8,642,952,841	20,227,070,754	42.7%	1 3 年度	件	31,639	11,801	43,440			円	6,060,205,935	3,494,304,731	9,554,510,666	20,109,897,877	47.5%	1 4 年度	件	36,604	8,458	45,062			円	7,779,034,158	1,927,631,623	9,706,665,781	19,794,998,413	49.0%	1 5 年度	件	34,578	16,433	51,011			円	6,859,635,693	4,460,407,420	11,320,043,113	19,676,233,182	57.5%	1 6 年度	件	41,199	5,599	46,798			円	9,007,268,271	536,544,351	9,543,812,622	19,019,187,615
年度		前年度より繰越	本年度差押	計 ①	滞納集計繰越額 ②	差押率 ①/②																																																																																
1 1 年度	件	23,573	9,720	33,293																																																																																		
	円	5,129,117,064	2,420,976,070	7,550,093,134	20,058,526,403	37.6%																																																																																
1 2 年度	件	27,409	12,376	39,785																																																																																		
	円	6,102,365,717	2,540,587,124	8,642,952,841	20,227,070,754	42.7%																																																																																
1 3 年度	件	31,639	11,801	43,440																																																																																		
	円	6,060,205,935	3,494,304,731	9,554,510,666	20,109,897,877	47.5%																																																																																
1 4 年度	件	36,604	8,458	45,062																																																																																		
	円	7,779,034,158	1,927,631,623	9,706,665,781	19,794,998,413	49.0%																																																																																
1 5 年度	件	34,578	16,433	51,011																																																																																		
	円	6,859,635,693	4,460,407,420	11,320,043,113	19,676,233,182	57.5%																																																																																
1 6 年度	件	41,199	5,599	46,798																																																																																		
	円	9,007,268,271	536,544,351	9,543,812,622	19,019,187,615	50.2%																																																																																

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																																						
		<p>差押は、通常督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときに実施できる（地方税法第 331 条ほか）。差押の時期について個別滞納者の交渉経過記録を査閲したところ、滞納期間が長期になってから差押処分を実施している例が散見された。</p> <p>□ 滞納処分による差押は、徴税吏員が滞納者の財産の処分を禁止し、これを換価（公売）できる状態にしておく強制的な処分である。この差押は、強制換価のための前段階的な役割を持つと同時に、納税の猶予等をしたときにその担保的な機能も有している。差押をする主要な目的は、税負担の公平性維持のため換価を目的として行うことが第一であり、やむを得ない場合に税務債権保全のため時効中断の措置として差押を実施する場合もある。また、交渉経過記録によると、千葉市が差押しているものは、土地・建物等の不動産及び電話加入権が主であり、自動車・絵画・骨董品等の動産については、差押を行っていない。インターネットで公売を実施している他市の事例では、このような動産についても差押を実施し、公売（オークション）している。</p>																																																																						
	差押解除理由	<p>□ 税務統計による差押処分のうち、解除になった件数及び金額については下記のとおりである。</p> <p>差押解除の推移</p> <table border="1" data-bbox="539 863 1451 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="539 863 712 895">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="712 863 1451 895">本年度差押解除</th> </tr> <tr> <th data-bbox="539 895 712 927">年度</th> <th data-bbox="712 895 927 927">公売によるもの</th> <th data-bbox="927 895 1227 927">徴収その他によるもの</th> <th colspan="2" data-bbox="1227 895 1451 927">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 927 712 959">1 1 年度</td> <td data-bbox="712 927 927 959">件 54</td> <td data-bbox="927 927 1227 959">5,830</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 927 1451 959">5,884</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 959 712 991"></td> <td data-bbox="712 959 927 991">円 11,831,020</td> <td data-bbox="927 959 1227 991">1,435,896,397</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 959 1451 991">1,447,727,417</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 991 712 1023">1 2 年度</td> <td data-bbox="712 991 927 1023">件 415</td> <td data-bbox="927 991 1227 1023">7,731</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 991 1451 1023">8,146</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1023 712 1054"></td> <td data-bbox="712 1023 927 1054">円 82,140,630</td> <td data-bbox="927 1023 1227 1054">2,500,606,276</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1023 1451 1054">2,582,746,906</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1054 712 1086">1 3 年度</td> <td data-bbox="712 1054 927 1086">件 255</td> <td data-bbox="927 1054 1227 1086">6,581</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1054 1451 1086">6,836</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1086 712 1118"></td> <td data-bbox="712 1086 927 1118">円 11,768,200</td> <td data-bbox="927 1086 1227 1118">1,763,708,308</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1086 1451 1118">1,775,476,508</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1118 712 1150">1 4 年度</td> <td data-bbox="712 1118 927 1150">件 401</td> <td data-bbox="927 1118 1227 1150">10,083</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1118 1451 1150">10,484</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1150 712 1182"></td> <td data-bbox="712 1150 927 1182">円 20,144,190</td> <td data-bbox="927 1150 1227 1182">2,826,885,898</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1150 1451 1182">2,847,030,088</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1182 712 1214">1 5 年度</td> <td data-bbox="712 1182 927 1214">件 133</td> <td data-bbox="927 1182 1227 1214">9,679</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1182 1451 1214">9,812</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1214 712 1246"></td> <td data-bbox="712 1214 927 1246">円 7,568,800</td> <td data-bbox="927 1214 1227 1246">2,305,206,042</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1214 1451 1246">2,312,774,842</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1246 712 1278">1 6 年度</td> <td data-bbox="712 1246 927 1278">件 38</td> <td data-bbox="927 1246 1227 1278">4,364</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1246 1451 1278">4,402</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1278 712 1326"></td> <td data-bbox="712 1278 927 1326">円 974,963</td> <td data-bbox="927 1278 1227 1326">1,439,927,506</td> <td colspan="2" data-bbox="1227 1278 1451 1326">1,440,902,469</td> </tr> </tbody> </table>	区分		本年度差押解除			年度	公売によるもの	徴収その他によるもの	計		1 1 年度	件 54	5,830	5,884			円 11,831,020	1,435,896,397	1,447,727,417		1 2 年度	件 415	7,731	8,146			円 82,140,630	2,500,606,276	2,582,746,906		1 3 年度	件 255	6,581	6,836			円 11,768,200	1,763,708,308	1,775,476,508		1 4 年度	件 401	10,083	10,484			円 20,144,190	2,826,885,898	2,847,030,088		1 5 年度	件 133	9,679	9,812			円 7,568,800	2,305,206,042	2,312,774,842		1 6 年度	件 38	4,364	4,402			円 974,963	1,439,927,506	1,440,902,469	
区分		本年度差押解除																																																																						
年度	公売によるもの	徴収その他によるもの	計																																																																					
1 1 年度	件 54	5,830	5,884																																																																					
	円 11,831,020	1,435,896,397	1,447,727,417																																																																					
1 2 年度	件 415	7,731	8,146																																																																					
	円 82,140,630	2,500,606,276	2,582,746,906																																																																					
1 3 年度	件 255	6,581	6,836																																																																					
	円 11,768,200	1,763,708,308	1,775,476,508																																																																					
1 4 年度	件 401	10,083	10,484																																																																					
	円 20,144,190	2,826,885,898	2,847,030,088																																																																					
1 5 年度	件 133	9,679	9,812																																																																					
	円 7,568,800	2,305,206,042	2,312,774,842																																																																					
1 6 年度	件 38	4,364	4,402																																																																					
	円 974,963	1,439,927,506	1,440,902,469																																																																					

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																									
	公売による徴収実績	<p data-bbox="539 209 1854 236">□ 税務統計による差押解除のうち、「公売によるもの」の実際徴収金額の推移は次のようになっている。</p> <p data-bbox="573 248 981 276">公売による実際徴収金額の推移</p> <table border="1" data-bbox="573 280 1417 512"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">本税</th> <th colspan="2">延滞金</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>人数(人)</th> <th>金額(円)</th> <th>人数(人)</th> <th>金額(円)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>12</td> <td>305,371</td> <td>2</td> <td>48,200</td> <td>353,571</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>7</td> <td>128,542</td> <td></td> <td></td> <td>128,542</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>11</td> <td>11,235,830</td> <td></td> <td></td> <td>11,235,830</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>6</td> <td>56,760</td> <td></td> <td></td> <td>56,760</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>2</td> <td>11,865</td> <td>1</td> <td>2,520</td> <td>14,385</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="573 517 965 544">※平成14年は、不動産公売あり。</p> <p data-bbox="573 603 2074 719">公売による実際徴収金額は、16年度はわずか14,385円であり、14年度を除いてないに等しい。税務統計上の差押の金額が滞納額で表示されており、差押えた物件に換価価値がなければ、当然収納もなされない。換価価値及び流動性の高い不動産、有価証券等を差押えるためには初動が早くなければならない。</p> <p data-bbox="573 730 2074 807">また、今後、繰越滞納額の回収手段として動産・不動産の差押を強化し、それらを効率的に換価するために19年度からインターネットで公売することを計画している。</p>	年度	本税		延滞金		合計	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	金額(円)	平成12年度	12	305,371	2	48,200	353,571	平成13年度	7	128,542			128,542	平成14年度	11	11,235,830			11,235,830	平成15年度	6	56,760			56,760	平成16年度	2	11,865	1	2,520	14,385
年度	本税			延滞金		合計																																					
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	金額(円)																																						
平成12年度	12	305,371	2	48,200	353,571																																						
平成13年度	7	128,542			128,542																																						
平成14年度	11	11,235,830			11,235,830																																						
平成15年度	6	56,760			56,760																																						
平成16年度	2	11,865	1	2,520	14,385																																						
	税務統計による差押解除の推移	<p data-bbox="539 869 2074 946">□ 平成16年度の徴収その他による解除は1,439百万円となっており、16年度の差押解除理由について資料の提示を求めた。その結果は下記のとおりであり、1,412百万円まで判明した。</p>																																									

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																																																				
		<p>16年度の徴収その他による差押解除 (単位：件,円)</p> <table border="1" data-bbox="573 252 1350 675"> <thead> <tr> <th>差押解除理由</th> <th>調書件数</th> <th>期別件数</th> <th>当初差押額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>完納</td><td>34</td><td>568</td><td>46,152,040</td></tr> <tr><td>任意売買</td><td>26</td><td>911</td><td>223,609,677</td></tr> <tr><td>滞納処分の停止</td><td>5</td><td>116</td><td>5,272,700</td></tr> <tr><td>差押換え</td><td>4</td><td>84</td><td>2,359,600</td></tr> <tr><td>差押財産の消滅</td><td>116</td><td>2,984</td><td>878,241,662</td></tr> <tr><td>担保提供</td><td>1</td><td>9</td><td>275,500</td></tr> <tr><td>一部納付・分納約束</td><td>1</td><td>4</td><td>226,500</td></tr> <tr><td>取引時価相場以上の納付</td><td>2</td><td>86</td><td>241,605,770</td></tr> <tr><td>公売相当額納付</td><td>1</td><td>9</td><td>3,876,600</td></tr> <tr><td>差押解除申請記載誤り</td><td>1</td><td>24</td><td>9,313,100</td></tr> <tr><td>参加差押解除</td><td>2</td><td>20</td><td>1,967,800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>193</td><td>4,815</td><td>1,412,900,949</td></tr> </tbody> </table> <p>(改善すべき事項)</p> <p>差押の調査において、税務統計作成の基礎資料がしっかり保存されていないため、税務統計上の数字の内訳を調査しようとしても正確な回答が得られなかった。人事異動があり担当者が数年ごとに交代してしまうため、更にわからなくなっている。また、責任ある資料の作成と保管について根本的な改善が必要である。</p>	差押解除理由	調書件数	期別件数	当初差押額	完納	34	568	46,152,040	任意売買	26	911	223,609,677	滞納処分の停止	5	116	5,272,700	差押換え	4	84	2,359,600	差押財産の消滅	116	2,984	878,241,662	担保提供	1	9	275,500	一部納付・分納約束	1	4	226,500	取引時価相場以上の納付	2	86	241,605,770	公売相当額納付	1	9	3,876,600	差押解除申請記載誤り	1	24	9,313,100	参加差押解除	2	20	1,967,800	合計	193	4,815	1,412,900,949
差押解除理由	調書件数	期別件数	当初差押額																																																			
完納	34	568	46,152,040																																																			
任意売買	26	911	223,609,677																																																			
滞納処分の停止	5	116	5,272,700																																																			
差押換え	4	84	2,359,600																																																			
差押財産の消滅	116	2,984	878,241,662																																																			
担保提供	1	9	275,500																																																			
一部納付・分納約束	1	4	226,500																																																			
取引時価相場以上の納付	2	86	241,605,770																																																			
公売相当額納付	1	9	3,876,600																																																			
差押解除申請記載誤り	1	24	9,313,100																																																			
参加差押解除	2	20	1,967,800																																																			
合計	193	4,815	1,412,900,949																																																			
	差押解除に伴う徴収率	<p>□ また、差押解除に伴う16年度の徴収額は、下記のとおりである。16年度の差押解除は1,440百万円であり、差押解除に伴う徴収額は114百万円である。差押による徴収率8.0%である。公売による納税は、差し押さえているものの換価価値が高くなければ多額の徴収は期待できない。差押物件で最も多いものは電話加入権であり、支払の督促としての機能としては有効であるものの、公売したとしても収入はほとんどないのが現状である。</p>																																																				

監査項目	監査着眼点	監査手続及び結果																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調書件数</th> <th>期別件数</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完納</td> <td>34</td> <td>568</td> <td>30,055,240</td> </tr> <tr> <td>本税のみ納付</td> <td>5</td> <td>63</td> <td>15,561,800</td> </tr> <tr> <td>本税一部納付</td> <td>69</td> <td>1,709</td> <td>21,762,657</td> </tr> <tr> <td>本税納付・延滞金一部納付</td> <td>3</td> <td>54</td> <td>5,511,000</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>38</td> <td>1,278</td> <td>41,733,837</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>149</td> <td>3,672</td> <td>114,624,534</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調書件数	期別件数	納付額	完納	34	568	30,055,240	本税のみ納付	5	63	15,561,800	本税一部納付	69	1,709	21,762,657	本税納付・延滞金一部納付	3	54	5,511,000	配当	38	1,278	41,733,837	合計	149	3,672	114,624,534			
項目	調書件数	期別件数	納付額																														
完納	34	568	30,055,240																														
本税のみ納付	5	63	15,561,800																														
本税一部納付	69	1,709	21,762,657																														
本税納付・延滞金一部納付	3	54	5,511,000																														
配当	38	1,278	41,733,837																														
合計	149	3,672	114,624,534																														
		<p>(改善すべき事項)</p> <p>差押の目的は、強制換価のための前段階的な役割を持つと同時に、納税の猶予等をしたときにその担保的な機能も有していることから、一般的には換価処分による滞納税額の回収にあると考えられる。しかし、処分価値は僅少な電話加入権であっても、支払を督促するという役割も担う。同様なことが営業用自動車等にもいえるのである。営業資産の差押は、時には慎重に実施すべきであるが、状況を判断して実行されなければならない支払いを督促する有力な手段である。</p> <p>また、現在、預貯金の調査は実施しているが、動産についての調査は十分実施しておらず、税の公平性の観点からは動産についても調査し差押等を強化する必要がある。絵画や骨董品等の動産も差し押さえオークション等を有効活用して少しでも高く換価していくことが必要である。</p> <p>差押は、法律上督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときに実施できるのであるから、徴税の公平性・経済性・有効性などの視点から、回収率を高めるためには「滞納者の財産を早期に調査して差押する」ことが必要である。</p>																															

参考資料 他市比較

他市の滞納繰越額・収入率等

滞納繰越額に対する収入率を他市と比較してみると次のようになる。千葉市は、バブル後土地の値下がり激しく、不動産関連の倒産も多い。公表数値ベースでの千葉市の滞納収入率は14年度および15年度は共に18.9%であり、14年度はほぼ川崎市なみであるが15年度にあっては他市と比べて収入率は低い。しかし、公表されている滞納繰越額に過少表示されていることが判明した現在、これを修正した数値で比較すると滞納収入率は明らかに低い。そこで、徴収担当職員1人あたりの滞納額管理金額（*印）を算出してみた。1人あたりの滞納管理額は、千葉市については、14年度は89百万円が158百万円、15年度は91百万円が157百万円となった。言い換えると1人当たり滞納額の管理は他市のほぼ倍額を管理しているといえる。

平成14年度：川崎市財政局作成市税概要平成15年度版より

（金額単位：千円）

都市名	千葉市修正	千葉市修正前	川崎市	横浜市	広島市	北九州市	福岡市
現年課税額		167,846,283	264,204,899	680,116,425	203,415,886	157,841,840	252,623,499
現年収入額		164,094,737	259,856,724	668,795,174	200,231,631	154,500,322	248,484,054
現年収入率		97.8%	98.4%	98.3%	98.4%	97.9%	98.4%
調定額	187,956,180	179,271,649	279,704,926	721,197,326	215,049,639	167,002,762	265,625,979
収入額	166,249,699	166,249,699	262,743,035	678,442,573	202,154,289	156,901,722	250,937,528
収入率	88.5%	92.7%	93.9%	94.1%	94.0%	94.0%	94.5%
滞納繰越額	20,109,898	11,425,366	15,500,027	41,080,901	11,633,753	9,160,922	13,002,480
滞納収入額	2,154,962	2,154,962	2,886,311	9,647,399	1,922,658	2,401,400	2,453,474
滞納収入率	10.7%	18.9%	18.6%	23.5%	16.5%	26.2%	18.9%
職員数（人）	127	127	177	447	126	189	193
調定額/職員数		1,411,588	1,580,254	1,613,417	1,706,743	883,612	1,376,300
滞納収入額/職員数		16,968	16,307	21,583	15,259	12,706	12,712
*滞納額/職員数	158,346	89,964	87,571	91,904	92,331	48,470	67,370

注)職員数は徴収担当職員数であり平成15年版千葉市税務統計より記載し、以下1人当たり数値を算出した。

平成15年度：川崎市財政局作成市税概要平成16年度版より

(金額単位：千円)

都市名	千葉市修正	千葉市修正前	川崎市	横浜市	広島市	北九州市	福岡市
現年課税額		160,666,997	255,849,311	655,111,916	197,582,237	150,924,591	245,781,462
現年収入額		157,241,863	251,967,798	645,006,915	194,930,546	148,112,101	242,373,905
現年収入率		97.9%	98.5%	98.5%	98.7%	98.1%	98.6%
調定額	180,461,995	172,246,641	270,712,579	691,521,229	209,433,288	158,836,041	258,879,397
収入額	159,430,517	159,430,517	255,126,444	654,384,638	197,610,598	150,245,900	245,332,490
収入率	88.3%	92.6%	94.2%	94.6%	94.4%	94.6%	94.8%
滞納繰越額	19,794,998	11,579,644	14,863,268	36,409,313	11,851,051	7,911,450	13,097,935
滞納収入額	2,188,654	2,188,654	3,158,646	9,377,723	2,680,052	2,133,799	2,958,585
滞納収入率	11.1%	18.9%	21.3%	25.8%	22.6%	27.0%	22.6%
職員数(人)	126	126	171	445	146	191	197
調定額/職員数		1,367,037	1,583,114	1,553,980	1,434,475	831,602	1,314,109
滞納収入額/職員数		17,370	18,472	21,074	18,357	11,172	15,018
*滞納額/職員数	157,103	91,902	86,920	81,819	81,172	41,421	66,487

注)職員数は徴収担当職員数であり平成16年版千葉市税務統計より記載し、以下1人当たり数値を算出した。